

第5回定例会

令和5年12月1日開会

令和5年12月15日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第5回定例会

○12月1日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第65号から議案第76号までの12議案及び報告2件一括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決（議案第69号）	9

○12月6日（第2号）

日程第1	一般質問	14
5番	田中光子君	14
4番	西村尚彦君	26
3番	上西雅子君	40
9番	堀内義郎君	52

○12月7日（第3号）

日程第1	一般質問	70
12番	山中則夫君	70
10番	内村立吉君	82
2番	中原美穂君	91
12番	山中則夫君（続）	103

○12月8日（第4号）

日程第1	追加議案第77号の取り扱いについて	108
日程第2	議案第77号の上程	109
日程第3	一般質問	110
1番	岩津良君	110
7番	新坂哲雄君	122
8番	楠原更三君	130
1番	岩津良君（続）	143

	8番 楠原 更三君(続)	148
日程第4	総括質疑	151
日程第5	常任委員会付託	151
○12月15日(第5号)		
日程第1	発議第3号の取り扱いについて	155
日程第2	常任委員長報告	155
日程第3	質疑(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの12議案)	158
日程第4	討論・採決(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの12議案)	159
追加日程第1	発議第3号について	164
追加日程第2	質疑・討論・採決(発議第3号)	164
日程第5	三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長報告	165
日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	168
日程第7	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	168
日程第8	閉会中における議会運営委員会の活動について	168
日程第9	議員派遣の件について	169

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第5回定例会(12月)	議案第65号	専決処分した事件の報告及び承認について(工事請負契約の変更について(令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事))	原案承認	12月15日
〃	議案第66号	三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案採決	12月15日
〃	議案第67号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案採決	12月15日
〃	議案第68号	町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案採決	12月15日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和5年第5回定例会 (12月)	議案第69号	令和5年度三股町一般会計補正予算 (第5号)	原案 可決	12月1日
〃	議案第70号	令和5年度三股町一般会計補正予算 (第6号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第71号	令和5年度三股町国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第72号	令和5年度三股町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第73号	令和5年度三股町介護保険特別会計補 正予算(第3号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第74号	令和5年度三股町梶山地区農業集落排 水事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第75号	令和5年度三股町公共下水道事業特別 会計補正予算(第3号)	原案 可決	12月15日
〃	議案第76号	国営造成施設管理体制整備促進事業 「管理体制整備型」の事務の委託の廃 止について	原案 可決	12月15日
〃	議案第77号	令和5年度三股町一般会計補正予算 (第7号)	原案 可決	12月15日
〃	発議第3号	三股町議会ハラスメント根絶条例の一 部を改正する条例	原案 可決	12月15日
〃	報告第9号	教育に関する事務事業における管理執 行状況の点検と評価にかかる報告につ いて		
〃	報告第10号	専決処分の報告(損害賠償額の決定及 び和解について)		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の 要 旨	質問の相手
1	田中 光子	1 重点支援地方交付金 について	<ul style="list-style-type: none"> ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う、低所得世帯支援や子育て世帯支援はどのように考えているか ② 低所得世帯支援枠について1世帯当たり7万円を追加する旨が盛り込まれたことを踏まえ、年内の予算化に向けた検討を進めていただけないか ③ エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者、医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援は 	町 長
		2 独居高齢者支援につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険を利用していない、独居高齢者の把握は ② 独居高齢者の支援はどのように行われているのか ③ 一人でも快適に暮らし続けるために、起こる可能性が高い問題について対策は ④ 独居高齢者の場合、孤独感が増し、寂しさや生きづらさを感じることもあると考えるがどのような支援があるか ⑤ 地域の助け合いに加え、見守り協定は結ばれているか？団体によるゆるやかな見守り体制の構築が必要ではないか？ ⑥ 最期までその人らしく暮らし続けられるように、地域が主体となって高齢者を支援する体制は ⑦ 孤独死が発生しないように地域全体を網羅する重層的な見守りの実施が必要だが対策は 	町 長

2	西村 尚彦	1 三股町公共施設等総合管理計画（2017年度～2046年度）について	<p>① 平成28年度に策定されたこの計画の趣旨は。また、令和3年度に改訂されているが、どのような改訂がされたのか。</p> <p>② 現在の公共施設（公共建築物、インフラ資産）の状況と課題をどのようにとらえているか。特に、保有量（県内及び類似団体との比較）、老朽化の度合い、維持管理費等からどのようにとらえているか。</p> <p>③ 公共施設等の将来更新費用はどのように推計されたのか、将来、この費用が増大する可能性もあるのか。</p> <p>④ 個別施設計画はどれくらい進んでいるのか。すでに策定されている個別施設計画の概要と今後、策定すべき個別施設の予定は（いつ頃までに策定されるのか）</p> <p>⑤ 計画が策定され6年になるが、これまでの進捗状況は（公共建築物、インフラ資産それぞれ）。また、予定どおり進んでいるのか。</p> <p>⑥ 目標達成のために具体的にどのような取り組み方針で行うのか。また、財源確保はどのように考えているのか。</p> <p>⑦ 現在、緊急に更新や補修が必要な公共建築物はあるのか。また、その優先順位をどのように判断するのか。</p> <p>⑧ 交流拠点施設整備事業で計画されている町民交流施設と公共施設等総合管理計画との整合性は。</p> <p>⑨ この計画を推進するための庁内の体制をどう構築するのか。また、施設の更新、統廃合等を行う場合、町民の意見集約や周知・情報公開はどのように行っていくのか。</p>	町 長
---	-------	-------------------------------------	--	-----

3	上西 雅子	1 不登校児童への支援について	<p>① 文部科学省から令和元年10月に通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について」の内容を踏まえ、町としての支援の実践は。</p> <p>② 10月に開始された「子ども未来応援団体タテヨコナメ」主催の「ひる学校」について、町はどのように評価されているのか。</p> <p>③ ①の通知における「多様な教育機会の確保」の内容を踏まえ、「ひる学校」を利用する児童に対して、出席扱いとする等の評価をし、学校・行政(教育・福祉)・民間が連携して支援をしていく必要があるのではないか。</p> <p>④ 今後、「ひる学校」の利用希望者の中に、経済的な事を理由に利用できないとする方に対して、町による福祉的支援が必要ではないか。</p>	町長 教育長
		2 精神障がい者に対する「重度心身障害(児)者医療費助成制度」の対象拡大について	<p>① 身体・知的障がい者にはある「重度心身障害(児)者医療費助成制度」は、精神障がい者のみ対象となっていない。対象拡大の見直しが必要ではないか。 (宮崎県基準に則ったものではあるが、47都道府県中、38都道府県は精神障がい者1級が対象となっている。)</p>	町長
		3 町図書館の利用について	<p>① 町図書館の利用人数の推移は。</p> <p>② 利用人数を増やす為の工夫はされているのか。</p> <p>③ 利用する際に、パソコンやタブレットを使って学習や作業をしたいが、電源コンセントが無く不便との声を多く聞く。デジタル時代に合わせた環境整備が必要ではないか。</p>	教育長

4	堀内 義郎	1 三股町DX推進基本計画について	<p>① DXを進めるため民間との協定締結等、一体となって取り組んでいきたいとの事であったが、進捗状況は。</p> <p>② 連結協定など、インターネットと繋がっていない専用回線（LGWAN）についてはどうか。</p> <p>③ 業務の効率化を図るため、自治体によって生成AI（チャットGPT）の導入が進んでいるが、本町としての取り組みは。</p> <p>④ 個人情報保護及びセキュリティを担保するため、生成AIの効果的な活用を行うために規定を定める事についてはどうか。</p> <p>⑤ 商工、農業、観光の分野についてもデジタル化を検討するとあるが、具体的な内容は。</p>	町 長
			⑥ 生成AIを学校教育で活用する予定はあるか。	教育長
		2 危機管理について	<p>① 危機管理係に防災経験者が配置されていない理由は。</p> <p>② 今後の危機管理として、多発する台風や地震（南海トラフ巨大地震）などの自然災害や有事に備え、対応するためにも配置すべきではないか。</p>	町 長
		3 給食費について	① 物価高に伴い、食材費や燃料費の高騰による給食費の影響について、及び無償化への方針は。	町 長 教育長
	4 国際交流について	① インバウンドの回復により、国際交流を進めるため台湾と友好都市の提携は考えられないか。	町 長	

5	山中 則夫	1 町政の諸課題の取組について	<p>① 三股町交流拠点施設整備事業については、P F I方式を進めていくのか。暮らしに関わる他の事業を優先すべきではないか。</p> <p>② 上記事業については、都城市のやり方（旧大丸デパート跡地）ではいけないのか。</p> <p>③ 牛ノ峠バイパス区間の工事の流れは、今後どう進展するのか。</p> <p>④ 今後、駅前物産館（よかもんや）はどうなるのか。</p>	町 長
6	内村 立吉	1 教育現場での新聞活用について	<p>① 学校など教育現場で新聞を活用するN I E（新聞活用学習）の2023年度実践指定校に梶山小学校が選ばれています。選ばれた理由、内容はどのようなことか。</p> <p>② 町内、他の小中学校の取組みについてはどのようなようであるか。</p>	教育長
		2 公用車の車検について	<p>① 自治体の公用車が車検が切れた状態で走行する事案が相次いで発覚しているとのこと。本町では、このようなことはないか。</p> <p>② 公用車の管理についてはどのようなようであるか。</p>	町 長
		3 第64回宮崎県畜産共進会（牛枝肉）について	<p>① 内容はどのようなであったか。</p> <p>② 前年度と比較して、枝肉重量、枝肉単価はどのようなであったか。</p> <p>③ 一価不飽和脂肪酸はどのようなであったか。</p> <p>④ 出品牛で種雄牛（1番目、2番目）はどのようなであったか。</p>	町 長
		4 2022年度台風14号の被害状況について	<p>① 福留地区の樺山用水路の現在の工事状況及び今後の工事の状況はどのようなであるか。</p> <p>② 上米公園の斜面崩壊の現在の工事状況及び今後の工事の状況はどのようなであるか。</p>	町 長

7	中原 美穂	1 三股町民俗芸能について	<p>① 三股町内に残る民俗芸能（郷土芸能）の保存継承について町長の意見は。</p> <p>② 本町の民俗芸能は、郷土芸能の一分野として文化財係と文化振興係、双方の取り扱いとなりますが、それぞれ担う役割は。</p> <p>③ 後継者不足にて、各団体の方々が悩まれています。次世代の担い手の教育、育成については、小学生・中学生の練習環境の整備が重要です。小中学校における、郷土芸能の担い手育成支援について、今後どのような取組を三股町として考えているか。また、今後どのような支援を検討されているのか。</p> <p>④ 小中学校での民俗芸能の実施について、現状では運動会前の練習に限られており、郷土芸能保存会のボランティアにて支援されている。保護者や保存会メンバーも含め、貴重な時間を割いて指導して頂いている状況である。状況を踏まえ予算や支援の検討の考えは。</p> <p>⑤ 三股町HP内の三股町の民俗芸能に関する情報が、2019年9月2日から更新されていないが、何か理由があるのか。</p> <p>⑥ 民俗芸能の一つの課題として、発表の場が限られていることが問題としてあるが、民俗芸能発表の場を多く設ける機会づくりを町としてはどの様に考えているか。ふるさと祭りを利用した発表の場等で一部の民俗芸能は披露されているが、民俗芸能保存の観点から持続的な発表の場の提供等は検討されないのか。</p> <p>⑦ 令和4年4月1日に文化財保護法が改正され、無形文化財と無形民俗文化財を対象とした登録制度が新設されている。本町においても独自に登録制度を設ける考えはないのか。</p>	<p>町 長 教育長</p> <p>教育長</p>
---	-------	---------------	--	-------------------------------

7	中原 美穂		⑧ 本町における補助金33,000円支援しているが、団体人数含め金額設定はどのように決められているのか。	教育長
		2 くいまーるについて	① くいまーるのバス停の名称は、なぜ地区の名称を使用しているのか。 ② コミュニティバス新路線の実証実験（無料運行）についての気づきなどはあったのか。	町 長
8	岩津 良	1 キャリア教育について	① 三股町における「キャリア教育」の定義と具体的な取り組みや実績はどのようなものですか。 ② 将来の夢を個別具体的に持たせることが向学心を育む事につながると考えられますが、見解は。 ③ キャリア教育の成果をどのように検証していますか。 ④ 働く事の意義や意味について、どのように児童生徒に伝えていますか。 ⑤ 都城・北諸圏域等で仕事をする事について、どのように児童生徒に伝えていますか。 ⑥ 圏域の諸団体や企業、教育機関と連携した取り組みへのお考えや実績は。	町 長 教育長
			⑦ 産学官民と連携をし企業の魅力を伝えるため「中小企業振興条例」の制定について、見解はいかがでしょうか。	町 長

9	新坂 哲雄	1 県道33号線歩道計画について	<p>① 土木事務所より工事説明を受け、工事区間が約700mの予定で、令和7年度から工事との事であったが、通学路確保のため、長田峡までの残り200mの工事延長を県へ要望出来ないか。</p> <p>② 工事が始まると、迂回道路としてめがね橋を使用するが、大型車輛等が通れるように橋の幅を拡張出来ないか。</p>	町 長
		2 有害鳥獣駆除について	① 捕獲頭数90頭の制限緩和は出来ないか。(都城市は無制限である)	町 長
		3 町立図書館前の樹木について	① 町立図書館前の樹木の落ち葉について、周辺住民より苦情があるが、その対応策は。	教育長
10	楠原 更三	1 文化財について	<p>① 文化財保存調査委員及び文化財調査専門委員を置く予定は。</p> <p>② 郷土芸能を町指定の無形民俗文化財にできないか。</p> <p>③ 次の(1)～(5)は指定文化財として新たに指定又は県へ申請できないか。 (1) 牛の峠の「石柱」及び一等三角点・天測点 (2) 覆輪目地のある煉瓦倉庫 (3) 石橋 (4) 仮屋の石敢當近くの石蔵 (5) からねこどん</p> <p>④ 梶山城跡の国指定への行程表(日程を含む)と現在の状況。</p>	教育長
		2 三股町景観条例にある重要物の指定について	<p>① 三股町景観審議会を設置したことがあったか。</p> <p>② 梶山城跡周辺の麓集落及び上記1-3の(2)～(4)を景観重要建造物として指定できないか。</p>	町 長
		3 三股町樹木等の保存に関する条例・三股町環境緑化条例・三股町公園条例について	<p>① 三股町緑化計画審議会が開かれたことはあったか。 (1) この条例で指定された保存樹木はあるか。 (2) 「町の木」や「ハートな木」などは保存樹木の対象樹木とならないか。</p> <p>② 町内の都市公園内にある危険な状態の古木の対応は。</p>	町 長

三股町告示第79号

令和5年第5回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月27日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和5年12月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○12月6日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月8日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年12月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第65号から議案第76号までの12議案及び報告2件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(議案第69号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第65号から議案第76号までの12議案及び報告2件一括上程
日程第4 質疑・討論・採決(議案第69号)
-

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	鈴木 貴君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） それでは、ただいまから、令和5年第5回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、3番、上西議員、8番、楠原議員の2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月27日、議会運営委員会を開き、本日召集されました令和5年第5回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は、専決処分した事件の報告及び承認について1件、条例の

改正3件、令和5年度補正予算7件、その他1件の計12件、このほか報告2件であります。これら提出議案等の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第69号につきましては、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月15日までの15日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第69号については委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第65号から議案第76号までの12議案及び報告2件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、議案第65号から議案第76号までの12議案及び報告2件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和5年第5回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第65号「専決処分した事件の報告及び承認について（工事請負契約の変更について（令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事））」についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年第2回臨時議会で可決されました「令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事の工事請負契約の締結」に関し、施工中の10月20日に防水層の著しい劣化が新たに確認されたことで、防水補修工事の追加が必要となり、請負契約の変更が必要となりました。

当初の施工過程において、追加工事となる防水層の劣化を先に解消しなければ本工事を進めることができず、また、工期も11月14日までと差し迫っており、議会の議決に付する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に基づき、10月30日に契約を変更し専決処分としたものであります。

工事は11月14日に竣工しているところであります。

次に、議案第66号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険被保険者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を軽減するため、改正するものであります。

国民健康保険税の軽減は、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分が減額されるものであります。

次に、議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第68号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第67号は、令和5年人事院勧告のあった若年層に重点を置いた月例給の引上げと、民間支給割合との均衡を図るためのボーナス引上げについて、月例給は、若年層の職員が在職する職務の俸給表の号俸を重点に改定し、ボーナスは、令和5年12月1日を基準日とし、期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

また、議案第68号においては、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律に準じて期末手当を0.10月分引き上げ、来年以降の手当調整のために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援策のうち、低所得世帯支援分について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額130億1,000万8,000円に歳入歳出それぞれ3億2,694万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億3,695万3,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億2,694万5,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

民生費は、低所得世帯給付金（令和5年度住民税非課税世帯等）3億2,200万円などを増額補正するものであります。

次に、議案第70号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

げます。

本案は、人事院勧告及び各種事業の変更、決定、実績見込みなど当初予算以後に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額133億3,695万3,000円に歳入歳出それぞれ1億1,940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億5,636万円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、障がい者自立支援給付費負担金1,422万1,000円、施設型給付費負担金8,214万9,000円、社会保障・税番号制度システム整備補助金1,258万5,000円などを増額補正するものであります。

県支出金は、施設型給付費負担金1,400万9,000円、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1,758万8,000円などを減額補正し、障がい者自立支援給付費負担金711万円などを増額補正するものであります。

寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金10万円を増額補正するものであります。

諸収入は、都城市こども発達センター運営費負担金返還金157万1,000円などを増額補正するものであります。

町債は、宮村小校舎外壁改修事業350万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費などを増減額補正するものであります。

総務費は、住基台帳システム改修等委託料ほか1,444万5,000円などを増額補正するものであります。

民生費は、障がい者自立支援給付費2,844万3,000円、子ども医療費3,380万9,000円、施設型給付費5,185万7,000円などを増額補正するものであります。

衛生費は、母子衛生費国庫補助金返還金62万5,000円などを増額補正するものであります。

農業費は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金1,758万8,000円などを増減額補正するものであります。

商工費は、企業立地促進事業補助金80万円などを増額補正するものであります。

土木費は、勝岡地区自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業委託料519万4,000円などを増減額補正するものであります。

教育費は、長田小学校プール・体育館水道管布設替工事555万円、学校ICT整備事業学習

用タブレットパソコン購入362万6,000円などを増減額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、繰越明許費については、公園施設長寿命化対策支援事業ほか5事業を繰越すものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正については、戸籍総合システム庁内機器整備事業を追加するものであります。

次に、第4表、地方債補正については、宮村小校舎外壁改修事業ほか2事業について、限度額を変更するものであります。

次に、議案第71号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億2,037万7,000円に歳入歳出それぞれ233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,270万9,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額補正するものであります。歳出については、総務費及び諸支出金を増額し、予備費を減額補正するものであります。

次に、議案第72号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億2,920万円に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,937万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額し、連合支出金を減額補正するものであります。歳出の主なものは、総務費を増額し、保険事業費を減額補正するものであります。

次に、議案第73号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億911万5,000円に歳入歳出それぞれ368万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,279万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、令和6年度介護報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料を増額補正するものと、保険給付費を組み替えるものであります。

次に、議案第74号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,684万9,000円から歳入歳出それぞれ96万8,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,588万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出につきましては、人件費を減額補正するものであります。

次に、議案第75号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額13億5,961万7,000円に歳入歳出それぞれ47万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,009万円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出につきましては、人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第76号「国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の事務の委託の廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町が都城市に委託している国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）の事務の委託を廃止することについて協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、12議案についてそれぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第9号「教育に関する事務事業における管理執行状況の点検と評価にかかる報告について」、報告第10号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから議案第69号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、本日お手元に配付しておりますA3の横ですね、の補足説明資料と併せまして、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

本案は、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠の追加措置として、行われる住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加することで、今年の夏以降実施しました1世帯当たり3万円の支援と併せて、1世帯当たり合計10万円を給付するものでございます。また、同じく低所得世帯支援枠として年末に提案される予定の所得税非課税で住民税を支払う低所得世帯の給付費と関連事務費を含む3億2,694万5,000円を議案第69号の補正予算として計上させていただ

いているところでございます。

給付に関する事務に関しましては、去る11月29日に国の補正予算が不成立したところでございますが、事業の内容の詳細が示されない中、年内の支給開始を示しており、情報の得られる範囲内におきまして、生活圏を共にする都城市との協議調整を図り準備を進めてまいりました。

協議では、まず給付日を金融機関及び会計課と調整を行う中で、12月26日または27日を起点とし、必要な事務的な準備手続の期間を考慮した上で、資料にあります——資料1のほうですね、のとおりスケジュール案を立てさせてもらっております。年内の支給開始に向けて、このスケジュールから非常に厳しい状況となっているところでございます。

また、都城市は11月29日に定例議会初日に補正予算案を先議し、承認されております。本町においても、できるだけ早い時期に補正予算案の承認を頂き、事務に着手したいことから本日の議会において、先議案件として審議をお願いしているものでございます。

次に、資料2をご覧ください。資料2をもちまして補正内容の説明をいたします。

まず、歳入につきましては、予算書の8ページ、9ページもご覧ください。款項目節14、211、総務管理費補助金3億2,694万5,000円を増額補正し4億6,415万8,000円とするものでございます。

この歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け入れるものでございます。

次に、歳出につきましては、予算書の10ページから11ページをご覧ください。款項目316、低所得世帯給付金、令和5年度住民税非課税世帯等3億2,694万5,000円を新たに設けるものでございます。

節につきましては、需用費、役務費、委託料、そして、使用料及び賃借料として、事務経費を計上させていただいております。

また、扶助費につきましては、住民税非課税世帯3,100世帯分の2億1,700万円、そして、所得税非課税世帯で住民税支払世帯1,500世帯分の1億500万円の合計3億2,200万円を新たに計上しているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですね。

日程第4. 質疑・討論・採決（議案第69号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、質疑・討論・採決を行います。

議案第69号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

質疑の回数は、会議規則により全体審議の場合は、1つの議題に対し、1人5回までとなっております。質疑はありませんか。

総務課長、これの窓口はどこになるかの説明がなかったんだけど、ちょっと説明して。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 補足説明が漏れておりましたが、窓口は総務課、行政系のほうで一括して行いたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 質問よろしいでしょうか。

この日程に関して、もう4日からスタートするようなスケジュールにはなっているんですけど、それを今、もう決めないといけないという状態なんですか。ですよね。これ考えるというのは、その、私たち議員たちは、このスケジュールはもう来週の4日からしないといけないスケジュール日程として、例えば、それを、じゃあ、違う方向でという話というのは、今、このところであるということなんですか。ですよね。間違いないですよね。もうせざるを得ないというような状況のスケジュール内容だけど、考えるってことは、じゃあ、今、考えるということなんですか、議員は。で、間違いないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほどの補足説明の中でも申し上げましたとおり、ここが、今スケジュール表を見ていただけると分かるんですけども、現時点で案ということでさせていただいております。このスケジュールだけでいったときに、こんだけの作業等が必要になってくると。もちろん予算があつてこそ実行できる事業でありますので、まずは、その予算を承認していただかないと、着手できないというのが一番根本的なものであります。これをまず、本日はなく4日以降となった場合、これが全てずれ込んでいく。年内支給は非常に厳しい——厳しいというか、まずできません。そういったスケジュールの中で、今回、出させていただいたと。

それともう一つ、今回の定例議会の初日に先議をお願いしたんですが、例えば、やり方とすれば臨時議会の開催という方法もあったんですけども、何せ、先ほど申したとおり、国のほうから何ら具体的な内容の指示がない。ただ、報道だけで年内支給を開始するという中で、我々もその準備の段階でもなかなか着手できなかったというのが理由でございます。

したがいまして、本当、初日に出させていただいたんですけども、今、そこで内容を精査し判断していただくというのは非常に難しいかもしれませんが、どうか趣旨をご理解いただき、今回のこの先議というところで判断をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時34分休憩

〔全員協議会〕

午前10時35分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時35分散会

令和5年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年12月6日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和5年12月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長補佐	山元 博君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君 農業振興課長 …………… 山田 正人君
都市整備課長 …………… 井上 政和君 環境水道課長 …………… 木下 勝広君
ふるさと納税推進室長 …… 細田 高広君 教育課長 …………… 渡具知 実君
会計課長 …………… 島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分につきましては、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様、こんにちは。質問順位1番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えております。今般、政府が決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細かな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。ついては、同交付金を効果的に活用し、物価高騰から町民の生活を守り、経済の着実な回復を図るため、具体的な取組を最大限に反映した対策を策定し、着実かつ迅速に実行するよう強く要望します。

そこで、質問事項1、重点支援地方交付金についてですが、今年の6月には食品や飲料といった生活に密着した品目が値上げされ、その数は全体で3,500品目以上にも上ります。具体的には、調味料が1,674品目、加工品が1,612品目を占め、カップ麺は567品目が値上げの対象です。

しかし、この価格上昇は6月だけの問題ではありません。7月以降も輸入小麦や生乳の価格上

昇、電気代の引上げなどを背景に、さらに多くの商品が値上げされています。

質問要旨①エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援や子育て世帯支援はどのように考えられているのでしょうか。

あとは質問席にて行わせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

重点支援地方交付金について、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援や子育て世帯支援はどのように考えているのかのご質問にお答えいたします。

令和5年3月28日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が1兆2,000億円増額され、2つの対象事業が示されたところでございます。

1つ目は低所得世帯支援枠5,000億円、2つ目は推奨事業メニューという枠で7,000億円でありました。推奨メニューには子育て世帯支援などのほか、農林水産業における物価高騰支援や中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策などが示されたところでございます。本町には、低所得世帯支援枠が7,650万8,000円、推奨事業メニュー枠が9,293万2,000円の交付額が示され、それぞれの事業に充当する補正予算を本年5月の臨時議会に上程させていただきました。

また、さらに先月にはデフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定され、その裏づけとなる令和5年度補正予算案が国会に提出されまして、11月29日に可決成立いたしました。本町への交付限度額は、低所得世帯支援枠が1億7,400万円、推奨メニュー枠が6,804万円でございます。低所得世帯支援枠については本議会に予算案を上程し、先議にて議決を頂いたところでございます。

また、推奨事業メニューにつきましては本議会にて提案できるように、今現在、準備を進めているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本当に物価高騰で、家庭では食費がかなりの出費となっています。そして電気代、これから寒いんですけれども、灯油代など影響が出てくると思います。子育て世帯は若くて、給料も低くて、まだまだ給料も上がらない中、大変な思いをされています。どうか低所得世帯への支援をお願いします。

次に、質問要旨②の低所得世帯支援枠について、1世帯当たり7万円を追加する旨が盛り込ま

れたことを踏まえ、年内の予算化に向けた検討を進めていただけないかとの質問は、12月1日に先議され、年内給付に取り組んでいただけるようです。資料2の2にあるように、住民税非課税世帯の見込みが3,100世帯です。本当に緊急で、大変な思いを行政のほうはされていると思います。年末に給付されることで、町民が大変喜ばれると思います。町民のために、ぜひよろしくをお願いします。

都城ホームページを見ると、国の決定を受けて、都城市では、物価高騰による影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯7万円を支給しますと掲載されているのですが、三股町でもホームページに掲載される予定はありますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 対象者、もしくは町民に対する周知につきましては、今日、ホームページの承認をいたしましたので、今日アップされているというふうに思っております。

また、LINE等も使って周知の徹底を図りたいと思いますし、12月15日以降の回覧広報、こちらのほうも使って周知を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 次に、ある市では、物価高騰対策の影響を受けている施設の負担軽減を図るため、保育所と幼稚園等への支援として給食費食材の購入を助成されているようです。

また、ある市では、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けている市内に事業所を有する介護サービス及び障がい福祉サービス事業所等に対し運営経費の一部を助成することにより、利用者への安定的なサービス提供が継続できるよう支援しますということも書いてありました。

経営の安定を図ることを目的に交付するなど対策を打ち出されているようですが、そこで質問の要旨③エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者、医療、介護、保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策はどのように考えられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまいただきました、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者、医療、介護、保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援はとのご質問にお答えをいたします。

推奨メニュー枠につきましては、現在、既に充当している事業といたしまして、子育て世帯への支援は、制度上、第1子の保育料無償化や小学生を持つ保護者に対しての商品券配付事業などを行っております。

また、事業者支援といたしまして、第5弾みまたん応援プレミアム付商品券発行事業や、農業者支援として農業経営収入保険加入支援や飼料価格高騰対策支援を行っております。新たに追加

で示されました上限額を基に、子育て支援として中学校学校給食費無償化や、事業者支援として既に実施をしております第6弾みまたん応援プレミアム付商品券発行事業への財源として充当することを検討しております。

また、県議会11月定例会で示されました追加補正予算の内容についても精査検討し、今後ご提案することとしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 本町内の施設、事業者を、お話を伺いに行ってきました。

ある施設では、ガソリン代が月に3万円ぐらいプラスしないといけなくなっています。また、食材や人件費の値上げで月20万円くらいの負担増となっています。利用者への負担をお願いせず、事業所で負担を行っておられます。

また、ある施設では、食費を値上げして利用者に負担してもらっていますが、家族から不満の声が出ているなどの話がありました。

また、ほかの施設では、事業所によっては値上げをするとほかの施設に移ってしまうので、簡単に値上げはできないと言われ、苦しい事情もあるようです。

介護事業所等が送迎サービス等に要した燃料費も負担増になっているわけですが、送迎しないわけにはいかないですよ。利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費に対し、一定額の支援をお願いできないでしょうか。これからは高齢者が増える一方です。介護サービス事業者や施設運営の継続を支援し、経営の安定を図っていかないとはいけません。いかがお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。今お示しをいたしました、低所得の世帯の支援と推奨事業メニュー枠ということを申し上げました。その推奨事業メニューの中に2つございまして、生活者支援、それから事業者支援というものがございます。先ほど申し上げました第6弾プレミアム付商品券発行事業につきましては、生活者支援の部分で取り組んでいくということを決めてございます。

また、事業者支援の中には、医療、介護、保育施設、学校施設など、物価高騰による困窮を極めている事業者に対する支援というのがうたわれてございます。先ほど申し上げましたとおり、11月の県議会定例会で提案をされました内容といたしまして、医療機関や福祉施設への食材料費の高騰等への支援ということで4億7,000万円ほど計上をされております。そちらの事業内容も含めて、介護福祉施設等にも支援がどのような形で行き渡るのか、県の予算でどのようなところまで手当てをしてくださるのか、そこをしっかりと見極めた上で、町としての施策を検討し

ていくというような考えでおります。

答弁は以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 前回のときに介護サービス事業所へ支援をされたと思うんですけども、そのときは幾らだったんでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） すみません、正確な数字はちょっと今持っていないので、およそ2,000万円ほどということで実績がございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それは1施設、定額だったんでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 個人事業主、それから事業者、それぞれ分けまして、最大で20万円ということで確認をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今の状況を見ると、1回の20万円では、とても施設運営が苦しいのは見えていますよね。ほかの市では、個人に対して、入所者1人に対して8,000円とか、事業規模によって決められています。

また、ある市では、これは1人当たり1万5,000円とか、そうやって決められているのに、今回は本当に低い、対象にも上がっていないということなので、その辺をちょっと考えていただきたいくて。

厚生労働省より、11月6日付で介護サービス事業所・施設等への支援に関する事務連絡が出されていて、次のような内容です。デフレ完全脱却のための経済対策において、重点支援地方交付金の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者を支える観点から、本交付金の追加を行う旨を盛り込まれました。

また、経済対策においては、物価高騰により苦しむ介護サービス事業所・施設等への本交付金の重点的な活用について明記されており、厚生労働省として、現下の物価高騰により厳しい状況にある介護サービス事業所・施設等に対し、本交付金による緊急かつ実効性のある支援につなげていただきたいと考えております。このため、各都道府県・市町村においてご対応いただきたい支援事業の表示について、下記のとおりお示ししますので、都道府県・市町村議会への予算案の提出等、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきますようお願いいたしますとの通知が

届いていますでしょうか、お伺いします。（「議長、ちょっと休憩してくれん」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時24分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 物価高騰に対して、介護施設等、事業者等に対する支援のことについてですけども、今回のやつについては、まだ県のほうから内密にしておいてくれというようなメールが来ていたんですけども、まだ正式な、はっきりした情報が分からなかったものですから、議員のおっしゃっているものとちょっと違うのかもしれないので、詳しいことがお答えできません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 内密にするような文書じゃないです。これは、私はインターネットから引っ張ってきたものなので、全然内密ではないと思います。

都道府県・市町村介護保険主管部御中となっていますので……（発言する者あり）はい。そのことに関しては、また回答でいいんですけども、原油価格高騰の影響を受けながらも、継続して介護サービスを安定的に提供できる事業所等を支援するようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、次の質問に移らせていただきます。

次に、独居高齢者支援についてです。

独居高齢者とは、言葉のとおり、独りで暮らしている高齢者のことをいいます。独居高齢者といった場合の高齢者は65歳以上の方を示すのが一般的です。そのうち65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上は後期高齢者と定義しています。今は、まだまだお元気な高齢者が多いと思います。老年医学会で検討されているようですが、50年前と比較するだけでなく、近年20年程度を見ても10歳程度は若返っているという科学的な事実と一致するように思います。

そこで、質問要旨①介護保険を利用していない独居高齢者の把握はされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護保険を利用していない独居高齢者の把握はどの質問に対してお答えいたします。

介護保険を利用している、していないにかかわらず、独居高齢者の把握は、民生委員の協力の

もと、6月から7月ぐらいにかけて、災害時要援護者調査のときに行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 高齢者の独り暮らしの場合、民生委員の方の負担はかなり大きいと思うんですよ。かなり件数として、資料2の1を見ていただくと分かるように、独居高齢者が合計1,695名いらっしゃるんで、これを全て民生委員にということで負担をするのは大変心苦しいと思います。

高齢者の独り暮らしの場合、万が一、病気やけがによって介護が必要になってしまうと大変です。年々身体機能が衰えていく中、いつまでも一人で生活できるか不安に感じる方もいると思います。あるところでは、見守りネットワーク「みま～も」と題して、地域住民、民間企業、見守り・支え合い・気づき合いのネットワークと、医療・保健・福祉分野の専門職による支援のネットワークの連携により、全ての人が安心して暮らし続けられるまちづくりを目指されています。

では、質問要旨②独居高齢者の支援はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 独居高齢者の支援はどのように行われているかとの質問についてお答えいたします。

独り暮らしの高齢者に限りませんが、民生委員が高齢者宅を訪問して支援していることと、また、総合事業の利用者や介護認定を受けている方はケアマネジャー等が支援しています。

ほかにも、③の質問にもちょっと関連しますが、在宅高齢者軽度生活援助事業で、食事の支度や掃除などの簡易な家事の手伝い、在宅高齢者等配食サービス事業で、昼食の弁当の配達や安否確認を行っています。

また、緊急通報システムの無償貸与を行い、安否確認と、万が一のときにボタン1つで連絡が取れるようになっています。

さらに、包括支援センターや社会福祉協議会では、高齢者の困り事に対して様々な相談を随時受け付けているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 令和3年の高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画で、本町の課題として次のようにあります。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、地域活動への参加状態について、いずれの活動においても不参加の割合が最も多く、前回調査と比較し参加の割合が少なくなっています。また、生きがいの有無について、「生きがいあり」と回答した割合が最も高いものの、前回の調査と比較すると低くなっています。高齢者が住み慣れた地域で生き

がいを持って社会参加できるよう、経験や知識を生かして活動できる就業環境やボランティア活動参加を支援する必要があります」との記載がありました。独り暮らしで起こり得る様々な問題を深刻化させないために早期発見と早期対処が重要になります。

では、質問要旨③一人でも快適に暮らし続けるため、起こり得る可能性が高い問題について対応を取っておられますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 一人でも快適に暮らし続けるために、起こる可能性が高い問題について対策はどの質問についてお答えいたします。

独り暮らしの高齢者に起こる可能性が高い問題としまして、脳梗塞や心筋梗塞など疾患や転倒事故等が考えられます。本町では転倒防止や日常生活の利便性向上のために、段差解消や手すりの設置などの特定高齢者等住宅改修事業を行っています。

また、独り暮らしに限りませんが、日常生活上注意を要する方に緊急通報システムの無償貸与を行っており、定期的な安否確認を行っています。万が一のときはボタンを押すだけで管理会社に連絡が届くようになっており、そこから救急や家族、または近くの支援者に連絡する体制を取っています。さらに、ボタンを押すだけで看護師資格を持つオペレーター等が健康や介護の相談を受ける体制も取っているところです。

ほかにも、独り暮らしだけでなく高齢者のみの世帯も対象としていますけども、在宅高齢者軽度生活援助事業で食事の支度や掃除など簡易な家事の手伝いや、在宅高齢者等配食サービス事業で昼食の弁当配達と安否確認を行っており、配達時に倒れている高齢者を発見した事例もあるということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 介護予防は介護予防サービスを利用するだけでなく、自分でできることもあります。その一つに生活習慣病の予防があります。生活習慣病とは食事、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が要因となる病気の総称です。生活習慣病には、がんや心臓病、脳卒中なども含まれます。生活習慣病を予防することにより、介護予防も期待できます。

また、運動習慣を見直すことも大切だと思います。適切な運動を心がけることは、介護予防にとっても大切なことです。特に高齢になるにつれ、下肢の筋力低下が著明になり、転倒や転倒リスクが高くなる傾向にあります。そのため、ふだんから歩く習慣をつけ、長時間歩くことが大変な場合は、椅子から立ち座り練習、スクワットなど、下肢筋力向上には有効とされています。自分自身の体調や状況に合った運動をふだんの生活に取り入れることで介護予防効果が期待できます。フレイルの予防にはバランスの取れた食事、運動習慣、社会参加が大切ですが、このような

取組はされていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 高齢者の運動の習慣については、まず「足もと元気教室」とか「こけないからだ体操」、あと、毎週木曜日に行っています「ぴしゃトレ」、集合型の運動を、ストレッチとか運動をやっているのがあります。こちらのほうについては多くの方が参加されていて、集合型のフィットネス教室ということで行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに、ぴしゃトレがすごく人気があるという話は聞いています。介護予防のために病気にならないように食事に気を配ることも大切です。免疫を高めるためにも、ふだんから栄養バランスを考え、主食・主菜・副菜でバランスのよい食材を食べることが効果的です。楽しみながら食事ができるといいのですが、私も思いは分かるんですが、独居となると一人で作って、食べる頃にはもう食欲がなくなるということもあり得るんですよ。

心身の機能が低下すると疾病リスクも高まるため、できるだけ外出する機会を増やすことは介護予防にもつながります。また、外出することで様々な刺激を受けることもでき、心身共に活性化が期待できます。買物に歩いて行ったり、地域の集まりに顔を出したりすることも日頃から行えるといいと思います。

そこで、質問要旨④独居高齢者の場合、独居感が増し、寂しさや生きづらさを感じることもあると考えますが、どのような支援が町内にありますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 先ほどもお答えしたのと重複するところもあると思うんですけども、民生委員さんによる見守り訪問や軽度生活援助、配食サービス等もあります。

また、介護認定を受けていなくても利用できるいきがいデイサービスや、各地区で行われている高齢者サロンや足もと元気教室、社協が支援している「よる食堂」とか「地域食堂」など、ひきこもりがちな高齢者の居場所づくりに取り組んでいます。

さらに、先ほどちょっと話したんですけども、昨年10月から実施しています地域フィットネス教室「ぴしゃトレ」、こちらが毎週木曜日に実施してまして、高齢者の外出機会、運動機会を伸ばしています。毎回百五、六十名の方が参加していて、ほかの事業と異なり男性の参加者も多く、参加者同士のコミュニケーションも生まれています。

ほかにも、最近では地域の方々が医療や福祉の専門職と交流の場として、Dr. YAOYA（ドクターヤオヤ）なども開催しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 独り暮らしの高齢者が増加している昨今、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくりの重要性が増しています。自分で自分をネグレクト——虐待の一種ですね——してしまうセルフネグレクトも起こってきます。病気や同居する家族の死など、セルフネグレクトに陥る要因は人によってそれぞれですが、いずれも心身が弱り、外出の機会が減って人との交流も途絶えていくことで、生活能力や意欲が衰えていくようです。

また、そうした状況で判断力も低下してしまい、セルフネグレクトの状況にある本人は、そのことを自覚できないため、生命のリスクにさらされていることに気づかず、自分から助けを求めることができないことが多いようです。

したがって、セルフネグレクトの状況を改善するには周囲の人たちが気づいてあげるしかありません。そのため、また、セルフネグレクトを防ぐためにも重要になるのが見守りです。ある事例では、地域の方が私に電話をくださり、独居高齢者の方が大変な思いをされ暮らされていますとお電話がありました。近隣で見つけてくださったから、私に連絡を頂いたんですけれども、質問要旨⑤地域の助け合いに加え、見守り協定を結ばれているのでしょうか。団体による緩やかな見守り体制の構築が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 地域の助け合いに加え、見守り協定は結ばれているか、団体による緩やかな見守り体制の構築が必要ではないかのご質問にお答えをいたします。

今年2月、本町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書を締結し、連携事項として、安心・安全な暮らしの実現に関することや地域経済活性化に関すること、また、未来を担う子供の育成に関することなど、5項目にわたり連携することとしたものでございます。このことについて、広報みまた4月号で、町の話題としても掲載をいたしました。

5項目の中でも、安心・安全な暮らしの実現に関することでは、地域見守り活動への協力として、子供や高齢者等の見守り活動や見守り訪問サービスの紹介などを挙げており、日頃の配達業務などの際に高齢者宅などで異常事態を想起させる事象を感知した場合などには、守秘義務などを負う情報以外の情報を、町に速やかにご提供いただくこととなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 郵便局配達員さんと協定を結ばれたということで、本当にそれはありがたいことです。

地域で暮らす高齢者を、誰かが24時間、毎日見守ることは、介護の人材不足もあり、現実的ではありません。しかし、スマートシティであれば、AI、IT技術を活用したネットワークカ

メラ・センサーで高齢者を常に見守り、見守る側はスマホなどで、いつでもどこからでも見守り対象の様子を確認することができます。

例えば、見守りのシステム「いまイルモ」は、高齢者の自宅にセンサーを設置することで、24時間、対象者を見守りますが、クラウドを通して家族と地域包括支援センター、自治体などが連携しての見守りが可能です。一括管理システムで対象者の状況をまとめて確認することや、関係者間で見守りデータの共有もでき、実際に地域包括ケアシステムのツールとして活用されている事例もあります。デジタル技術を活用した「いまイルモ」は個人での利用も可能です。導入に当たっては、見守り対象の自宅にセンサーを設置されるだけで特別な工事は必要なく、ネット環境がなくても使用できます。

次に、質問要旨⑥最期まで、その人らしく暮らし続けられるように、地域が主体となって高齢者を支援する体制は構築されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 最期まで、その人らしく暮らし続けられるように、地域が主体となって高齢者を支援する体制はどの質問についてお答えいたします。

高齢者への支援は地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員等が協力しながら、先ほど述べました支援を行っています。

しかしながら、限られた人員での支援には限界がありますので、地域の方々の協力が不可欠です。そのため、住民が主体となっている高齢者サロンや地域食堂など様々な仕組みづくりを行ったり、地域での問題を包括支援センターや社協、地元住民が参加する地域ケア会議で話し合いをしたり、びしゃトレの参加者に軽度生活援助事業の支援員になってもらうなど、高齢者を支援する人材づくりを行うなど、地域共生社会の構築に取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 高齢者の孤独死も、独り暮らしの高齢者にとっては問題の一つとして指摘されています。孤独死とは、誰にもみとられることなく亡くなり、相当な期間、放置されてしまう状況を示す言葉です。

ある方が私に通報してこられた事例ですが、通報者は家主さんで、最近、顔を見ない高齢者がいるので心配ですと言われるので、その人の自宅を家主さんと一緒に訪問し、その結果——高齢者からの話なんですけれども、年末から熱を出して意識がもうろうとして、気づいたら正月が過ぎていたと。テーブルにあった水やチョコレートを食べて過ごされていたようです。衰弱されていたので包括へ連絡し、病院へ同行し、大事には至らなかったようで本当によかったのですが、先ほど申しましたようにセンサー設置で温度、照度、人感、電波強度をアイコンで分かりやすく

表示することもできるようです。

ほかに、テレビやガス、電気製品の利用状況をメールで知らせてくれる電気センサー型、人による訪問安否確認型、電話コミュニケーション型——この電話コミュニケーションが緊急通報システムになると思うんですけれども——あの緊急通報システムを、私もケアマネのときに勧めたんですけれども、ペンダントを首に下げるということを、最初はされるんですけれども、後はもう邪魔くさくなって、庭に出ようが、テーブルの上に緊通のそのペンダントが置いてあるんですよ。だから、もう役に立たないということですね。

また、高齢者の方は、家族が遠方において直接様子を見守ることが難しい場合に便利なのが、各社が提供している安否確認サービスや見守りサービスです。機能は様々ですが、高齢者の自宅内にセンサーを設置して、一定期間動きがないと、家族や介護事業者など、通報が届く仕組みのものが代表的です。家族がアプリ等を通じて離れた家族の様子を確認できるものもあります。

本町では、先ほど緊急通報システムと言われたんですけれども、独居高齢者の方で何人が利用されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 緊急通報システムについては、現在19名の方が利用されているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 高齢者の方は、なかなか自分から通報するという、人に迷惑をかけたくないという思いは強いんですよ。だから、あの緊急通報システムっていうのは、もう何十年も使われていると思うので、機械自体もちょっと検討していただきたいなと思います。センサーは、高齢者が自分の意思で通報ボタンを押したり電話をかけたりする必要があります。迷惑をかけたくない、自分から通報することを遠慮してしまう方が多いです。急に倒れて連絡が取れなくなるといった事例も対応が難しい場合があります。

あるところの取組では高齢者見守り支援ネットワーク事業で、地域の皆さんが日常生活や仕事を通して、高齢者等の異変に気づいたときに市役所や総合事業所に連絡をしていただき、必要な支援に結びつける取組で、緊急なときは消防署、警察へ通報をしていただきますという取組をされているところもあります。

また、ほかの地域では、次のように協定を結ばれているようです。高齢者等見守り支援ネットワークに関する協定締結及び見守り協力事業所として登録した団体、高齢者等福祉に関する様々な機関など、相互に連携・協力することで、地域における見守り・支え合い体制を構築します。団体や組織、高齢者等見守り支援ネットワーク事業に関する協定を締結しています。この協定の締結により、市内一円をカバーできる見守りネットワークが広がりました、などと取り組んでお

られます。

本町でも高齢者等見守り支援ネットワーク事業に関する協定を結ばれているようですが、こういうほかの企業と介護施設と協定を結ばれてはいかがでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまICT活用による安否確認、そしてまた介護施設等との連携ということでお話がございました。この安否確認についての手法というのはいろいろあるみたいですので、十分そのあたりは検討させていただきたいなと思います。

現在、緊急通報システムということで貸与事業やっていますけども、そちらのほうの利用者の声とかそういうのも聞きながら、そしてまた民生委員さんとか、その人たちの声を踏まえて、いろいろと、言われるようにこの安否確認は重要でございますので、しっかりと検討させていただきたいと思います。

また、介護施設との連携というのも、まだ今のところ、この連携というのはありませんけれども、そういうところともお話しをさせていただきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） これからも住民の方が、三股町に住んでよかった、三股町で安心と言っていたるように、私も頑張っただけでまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） それでは、今回通告しておきました三股町公共施設等総合管理計画について質問をしていきたいと思っております。

本計画は平成28年度に策定されたものでして、この計画の特徴というのは、皆さんご承知のように町にはいろんな計画があります。その中でも、特にこの公共施設等総合管理計画、2017年から2046年ということで、30年間にわたる計画になっております。多分こんな長い計画というものは、ほかにないんじゃないかと思っております。総合計画でさえ10年ですので、やはり30年を見据えた計画ということで、非常に大事な計画だと思っております。

30年後、日本がどうなっているか、三股町がどうなっているか、多分この議場にいらっしゃる方も30年たつとほぼ入れ替わると思うんですが、そういった意味からも非常に大事な計画かなというふうに思っております。

ということで、全部で9つの項目を挙げているんですが、前半の4つぐらいについては、この計画の趣旨とか目的とか現状についてお伺いしまして、残りの第5問目から9問については、こっちは、この計画の目的にのっかって具体的にどうやっていくのかというのをお尋ねしていきたいと思えます。

それでは、まず最初に1つ目の質問なんですが、平成28年度に作成されたこの計画の趣旨、また令和3年度に改訂されているが、どのような改訂がされたのかということをお聞きしたいと思います。

あとは質問席のほうで質問していきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町公共施設等総合管理計画、2017年度から2046年度の計画でございますが、これにつきまして、平成28年度に策定されたこの計画の趣旨は。また、令和3年度に改訂されているが、どのような改訂がなされたのかの質問にお答えいたします。

日本の公共建築物及びインフラ資産は、その多くが都市化の進展や経済成長の下に集中的に整備され、現状として老朽化が進み、近い将来、一斉に更新時期を迎え、膨大な財政負担となることが見込まれております。このような状況の下、国では2013年度にインフラ長寿命化基本計画が策定され、2014年度には総務省が行動計画を具体化する取組として、全国の地方公共団体に対し公共施設等総合管理計画を策定するよう要請されたところでございます。

本町におきましては、1960年代、昭和35年から1980年代、昭和55年にかけて学校や町営住宅など集中的な整備が行われ、今後、老朽化が進み更新時期を迎えることが見込まれております。財政面においては、将来の人口減少に伴う税収減や社会保障関連費の増大が見込まれるため、本町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって公共施設の現状や将来の課題を客観的に整理するために公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。

令和3年度の改定につきましては、本計画期間が30年、10年間ごとに見直しを行い、さらに社会情勢の変化等を考慮し、5年でフォローアップを行うことになっていることから見直しを行ったものであります。令和3年度の改定では、令和2年度末における財政状況、公共施設の状況及び個別施設計画を反映させたものとなっております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） ただいま町長が言われましたように、三股町に限らず全国の公共施設というのが老朽化が進んでいる。特にありましたように１９６０年代から８０年代、三股町は特に小学校とか住宅とかが、非常に建設が多くありました。

先ほど町長からありましたように、国の一斉の要請によって作ったということなんですが、ちょっと思い出すと、公共施設の大きな事故というのをいろいろ調べていたんですが、中央自動車道の笹子トンネルというところの天井板が落ちて大きな死傷者が出たと。あれがやっぱりきっかけとなって、国も公共施設のこういう計画を立てた、それを地方に持ってきたというふうに調べたら載っておりました。

やはり建物ですから、老朽化するのには致し方ない。ただ、そういうふうに事故が起こるとというのが、やはり一番心配しなければならないというふうに思っております。

そういった意味で、この計画というのは、先ほど言いましたように３０年間という長期スパンだろうし、大切な計画なんだろうなというふうに感じております。

ただいま、この計画については５年でフォローアップをするということで、今回また改訂されたとあるんですが、今後、これの改訂、先ほど令和２年の財政状況とか建物の状況を踏まえた上で改定をされたとありますが、今後またどのようなタイミングで改定をしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 今後の策定につきましては、令和６年度、７年度で、先ほど町長からもありましたけども、１０年ごとに見直しというふうになっておりますので、新しい第２期の計画のほうを策定する予定としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（４番 西村 尚彦君） また後ほど出てくるんですけども、またそこで述べたいと思いますが。

それでは、次の２つ目の質問に入りたいと思いますが、今回この公共施設等総合管理計画の中に、現在、三股町にある公共建築物、インフラ資産の状況、どのような状況なのか、あと、課題をどのように考えているのかということについて、特に保有量とか老朽化の度合い、維持管理経費等から見て、できれば他の市町村と比べて、三股町が今どんな現状であるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 現在の公共施設等の現状と課題をどのように捉えているか。特に保有量、老朽化の度合い、維持管理経費等からどのように捉えているかとの質問にお答えい

たします。

公共建築物では、保有面積が6年間で2,919平方メートル減少していますが、築30年以上経過した施設面積が6ポイント上昇の63%となっており、今後、長寿命化や改修及び施設の用途廃止などが必要になると考えております。

また、インフラ資産については公共下水道事業により増加しておりますが、それぞれの長寿命化計画により維持管理を行い、経費の平準化を行っていきます。

保有量については、住民1人当たり、床面積では県内町村平均13平方メートルに対し4.5平方メートルと、県内17町村で2番目に低くなっていますが、九州内の類似の団体平均は3.8平方メートルとなっており、本町は平均値を上回っております。

老朽化の度合いにつきましては、有形固定資産減価償却率で見ますと、令和元年度の類似団体平均60.7%に対し、本町は68.5%となっており、類似団体より老朽化が進んでいる状況であります。

維持管理経費では、2012年度から2014年度平均と比較しますと約5%減少していますが、今後、施設の大規模改修や長寿命化改修なども想定され、保有面積の削減も検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま三股町の公共建築物の保有量なんですけども、県内17町村では下から2番目ということで、1人当たりになると非常に少ない保有量だと。当然、町村の中では三股町が一番人口が多いですから、その人口が多い分、1人当たりは低くなっているのかなと思います。

ただ、類似団体に比べると高いということは、類似団体と比較すると、やっぱり同じ人口規模でいくと施設の保有量が多いじゃないかという見方もできるということで、ここの何年間で2,900平米ぐらい減ったと言われているんですが、公共下水道の敷設なんかでまた増えていると、要するに長寿命化を図っていきたいということになっているんですが。

先ほど維持管理費もちよつと減ったと言われていたんですが、最近、新聞、ニュースを見ていると、大阪万博の建設費が2倍ぐらい増えたということで、非常に資材が高騰しているという話があります。先ほど来、低所得者関係のお話もありましたが、ガソリン代とか灯油代も増えているということで、電気代等も。その辺から考えると、この燃料費等の高騰による維持経費の影響というものが増えるんじゃないかと思っているんですが、その辺についてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 燃料費の高騰による維持管理の影響についてお答えいたします。

維持管理経費につきましては、2012年度から2014年度と2018年度から2020年度の平均では4,100万円削減されて、約5%の削減をされたところであります。燃料費高騰の影響額は、令和5年度当初予算において3,700万円の増となっており、維持管理経費への影響は大きいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 3,700万円程度上がっているということですね。先ほど、フォローアップ、5年ごとにやるということですので、先ほど言いましたように30年間の長い計画ですので、果たして10年後、20年後、いろんな世の中の情勢はどうなるか分からんところで、この計画というのは現時点で金額も——次の質問に入るんですが——はじかれているんですが、やはり5年ごとの見直しというのが非常に大事になってくるんじゃないかと思えます。

それでは、早速この計画の中身を見ますと非常に大きい数字が出ております。30年間でかかる費用が800億とかいうふうに出ていますが、この辺の数字について、将来更新費用はどのように推計されたのか。また、今言いましたようにいろんな要素がありますので、この費用がそのまま増大する可能性はあるのか、減るのか、ちょっとよく分かりませんが、その辺のことについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） ただいまの公共施設等の将来更新費用はどのように推計されたのか、将来、この費用が増大する可能性もあるのかについてお答えさせていただきます。

将来更新費用につきましては、総務省の更新費用試算ソフトにより算出しております。公共施設等総合管理計画では建築物の耐用年数を60年と仮定し、建設後30年で大規模改修、60年で建て替えと仮定しています。更新費用試算ソフトにおいては、施設の系統ごとに大規模改修が平米単価17万から25万円、建て替えが28万円から40万円で算出することとなっており、同規模の施設整備であれば費用が大きく増大する可能性は低いと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） この更新費用を、ただいま総務省のソフトで計算したということで、30年で大規模改修、60年で建て替えをするということで、現在の建物をそのまま維持するという前提でこの金額が出ているというふうに思っております。

そういった中で、当然今ある建物の中で、先ほどありましたように30年以上たった建物が

64%ということで、おのずと先ほど言いました30年以上たっていますので大規模改修、あと20年たらずうちに建て替えというふうになると考えておりますが、果たして町内にはいろんな役場庁舎をはじめ学校の施設、町営住宅、いろんな様々な住宅もありますし、インフラ資産にしても道路、橋梁、下水道、いろんなものがあります。この中で、この更新費用というのは全体を示したもののなんですが、当然これに個別にいろんな判断をしなくてはならないというふうに思っております。当然、今、町の公共施設はそれぞれの担当課において管理をされております。それぞれの担当課が目視なのか耐用年数なのか分かりませんが見て、必要なところを修繕やっていく、予算が出ていくというふうになっていると思うんですが、この計画でいくと、単純に年数を合わせてこだけ費用が要るよと、これをこのままやるというのは、将来の三股町にとっても非常に大きな財源も必要としますし、どれを先にするかというのが大きな問題になってくると思います。

そういったところで次の4番になるんですが、個別施設計画、これがどれぐらい進んでいるのか。この計画の中に個別施設計画をつくっていくというふうにならうとされております。そういった意味でどれぐらい進んでいるのか。既に策定されている個別計画の概要、または今後策定すべき個別計画の予定というのについてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 個別施設計画はどれぐらい進んでいるのか、既に策定されている個別計画の概要と、今後策定すべき個別施設の予定はどの質問にお答えさせていただきます。

公共施設個別計画は、公営住宅等を除く200平方メートル以上の施設または地域防災計画で避難所に指定されている施設及び子育て支援施設の51施設を対象としています。作成済みとなっております。2015年度から2019年度の公共施設に係る投資的経費約4億円を財政抑制ラインに設定し、施設建設時を起点に、公共施設等総合管理計画では建築物の耐用年数は60年としているものを、公共施設個別計画では施設の長寿命化を図ることで80年を目標とし、維持管理経費の平準化を図る計画となっております。公共施設個別計画では建設後20年で大規模改修、40年で長寿命化改修、60年で大規模改修、80年で建て替える計画となっております。

今後の予定といたしましては、第1期の公共施設等総合管理計画が、先ほど言いましたけども2060年度までとなっております。第2期を2026年度に計画策定を予定しているところです。公共施設個別計画も整備する予定としておるところであります。また、公共施設等総合管理計画同様、5年ごとに見直しを行う予定としております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今のところ、ちょっと分からないところがあったので、もう一回

質問したいと思いますが。たしか200平米以上の子育て施設とかいろんな避難施設、51施設が個別施設計画の対象となるということだったんですが、ちょっと具体的な名前でもいいんですが、代表的な、200平米以上の個別施設計画を立てないといけない対象となっている施設をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時22分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 申し訳ございません。今ちょっと確認ができませんでしたので、後で一覧表のほうをお配りしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 分かりました。

個別施設計画のことについて、なぜ言うかという、この計画で全体は分かるんですが、先ほど言いましたように個別の計画があつてこそ全体があるんじゃないかというふうに思っています。当然、先ほども言いましたように町にはいろんな施設がございます。公営住宅、学校関係、役場庁舎、公民館等ですね。その中で同じように老朽化した建物もありますし、いろんな社会情勢の変化、人口の変化等より用途が終えた建物もあると思うんですね。この方向性というのが、それぞれの分野で違うというふうに感じております。ですから、やっぱりその個別計画あつてこそ全体が見えるのかなというふうに思っていますので、ぜひ個別計画については——後ほど出されるということで、またそれを見たいと思いますが、——まだできていなければ、やはり個別計画をつくって、それをまとめて全体の計画とするほうがいいんじゃないかと考えております。

参考に、例えばここにありますが、公営住宅等の長寿命化計画、こういうふうにかなり詳しく1次判定、2次判定、3次判定まであつて、将来どうするというのがあります。やっぱり、こういうのはそれぞれの施設に必要じゃないのかなというふうに感じております。そうすることによって限られた財源を有効に使って、いろんなほかの事業にも使えるんじゃないかというふうに思っております。

それでは、続きまして第5問目になるんですが、この計画を見ると、先ほど言いましたように2017年から2046年を30年間としまして、これを3つに区切って、それぞれ目標値を定めてあります。10年ずつ3期ですね。3期全部で24%削減すると。公共施設の総面積を24%削減するなのか経費を削減するなのか、ちょっとやぶさかではありませんが、今ある公共施

設24%削減することなんですけど、1期だけでも9%削減となっております。

5番目です。計画が策定され、もう6年になります。ここまでの進捗状況ですが、9%の中で公共建築物5%、インフラが4%、合計で9%、金額で60億削減するという目標を掲げていられるんですが、これについて進捗状況、あとは予定どおり進んでいるかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 計画が策定され6年になるが、これまでの進捗状況は。また、予定どおり進んでいるかとの質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、今後の公共施設等の整備及び管理運営に係る指針として行動計画を定めたものであります。令和2年度までの実績及び公共施設個別計画を反映させた令和3年度改訂版によりますと、2015年度から2054年度までの更新費用におきましては、公共建築物、インフラ資産共に減額できる結果となっております。

現在、インフラ資産については、それぞれの長寿命化計画に基づき維持管理が行われていますが、公共建築物においては、公共施設個別計画による予防保全への転換が必要と認識しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今の答弁は、結局その目標どおり進んでいったというふうに理解してよろしいんですかね。どうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 現在のところでは、30年後にはその計画を反映できる形にはなっております。ただ、進捗状況はなかなか難しいところもありますので、先ほど言いましたけれども個別計画の予防保全への転換を必要と認識しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 個別計画をつくるっていうのが大事じゃないかというふうに感じております。やっぱり個別計画をつくって、具体的にこの施設はこうするというのが出てくると、この目標を達成するんじゃないかというふうに思っていますが。じゃあ次の質問6になるんですけど、その目標達成のために具体的にどのような取組を行っていくのか、また、目標達成するための財源確保をどのように考えているかについてお尋ねいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 目標達成のために具体的にどのような取組方針で行うのか、

また、財源確保はどのように考えているのかの質問にお答えいたします。

目標達成のための取組の基本的考え方として、保有量の最適化、長寿命化の推進、効率的な管理、有効活用の方針を掲げております。

保有量の最適化では、施設の更新に当たっては、多目的の公共施設や民間施設の活用等を視野に入れた統廃合を検討いたします。

長寿命化の推進では、施設の点検、診断の実施により、施設の事後保全から予防保全の転換を図り、長期間利用することにより更新費用の削減を図ります。

効率的な管理、有効活用では、PPP、PFI導入などの民間活力の活用や広域連携などであります。

財源としましては、集約化・複合化事業、長寿命化事業などにつきまして、公共施設等適正管理推進事業として地方債の発行が可能となっておりますが、それぞれの施設について国庫補助事業や他の有利な地方債事業もあるところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま具体的な取組ということで施設の統廃合または予防保全、あとはPPP、PFI等を使った民間活力の活用というふうなことを言われました。

確かに今、三股町内にあるいろんな公共建築物、インフラ資産を含めて、特にインフラ資産なんですけど、建物は統廃合というのは可能だろうと思っています。ただ、インフラ資産ですね、道路、橋梁、下水道。これ統廃合、当然無理でありまして、なくてはならない、もう24時間使うものですから、やっぱり長寿命化というのが一番最優先であろうと思います。そういった意味で考えると建物も、やはり長寿命化というのが一番理想的じゃないかと思います。先ほど言われました20年で大規模改修、40年で長寿命化、60年でまたさらに改修して、80年で建て替えというふうになっておりますので。

ただ、木造の建物なんですけど、この前ちょっといろいろ調べていましたら、木造建築ですね、京都、奈良に寺院がいっぱいあります。あそこが、ほぼ木造建設らしいんですが、平均の建築年数が235年と書いてありました。非常に長もちしていると。当然、特別な造りでしょうから、いろんな方策もあるんですけども、そうなったときに一般の住宅、一般的には30年から50年とありました。何が違うのかなっていうのを見たときに、やっぱり一般住宅は外材を使ったり、密閉性が高いもんですから湿気があって腐れたりするというふうに書かれてありました。だから、そういうところを考えると、木造だからといって安易に30年、40年、80年で建て替えなのかっていうと、その建築学会の見解は疑問があると。やっぱり長寿命化、補修の仕方によっては、かなり木造ももつんだというふうに書かれております。これ見たときに、やっぱり必要な建物と

というのは事前に、先ほどありました長寿命化ですね、予防保全、この予防保全というのが非常に大事になってくるのかなというふう感じたところです。よく言われますけど、家なんかもそうですけど、人が住まなくなっただけでほったらかしにすると、もうすぐカビが生えちゃって、すぐ駄目になっちゃいます。やっぱりそこに人の手を入れて、常に空気を通してやると長もちするというような気がします。

そういった観点から、この計画の中を見ても、予防保全の取組の中に状態監視保全を行うというふう書いてあります。状態監視保全ですね。劣化状況に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行うと、状態監視保全という取組をやるとなっておりますが、まさにこのとおりだと思うんですね。ただ、これをやるためのいろんな体制とかマニュアルとか。じゃあ実際どうやってやっていくのかというところが問題であろうと思うんですが、何かその辺について考えがあれば、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 予防保全の取組の状態監視保全を行うために、どのような体制でということについてお答えさせていただきます。

さきに述べましたとおり、議員も言われましたけども、予防保全への転換が必要と考えているところでございます。予防保全の取組の状態監視保全としましては、個別施設計画の策定及びフォローアップ時の施設健全度判定で5年ごとに実施する方針としております。マニュアルとしましては、令和3年度に策定しましたときに使用したものを活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 当然5年ごとのフォローアップ、非常に大事なことでありまして、そのときの建物の状態というのが、個別計画を含め、全体の計画の要になると思うんですね。皆さんご承知のように、役場の中というのは担当が3年とか4年で替わります。今まで建物を見ていた人たちが、また新しい人になっちゃうと分からなくなるとかも非常にあると思います。後ろのほうにまた出てくるんですけど、そういった関係で、建物の状態というのは常に誰が見ても分かるような把握が必要じゃないかなというふうに思っています。ですから、そういう建物の1棟1棟についてのカルテみたいな、建築年度とか耐用年数とか、どこが悪いとか、誰が見ても分かるように、誰が見に来てもいいような、そういうシステムもつくる必要がありますし、そういうのを見て、誰が担当になっても判断するのが必要じゃないかなと思っています。そうやって予防保全をすることによって建物の長寿命化が図れますし、何百億という計画されていますが、これが縮減されていくんじゃないかというふうに思っております。

それでは、次の7番目に移りますが、今現在、緊急に更新、補修が必要な公共建築物はあるのか。優先順位等もあると思うんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 緊急に更新や補修が必要な公共建築物はとのご質問ですね。お答えいたします。

現在、補修が必要な施設としましては、児童館、学校施設、中央公民館、町体育館が検討されております。優先順位といたしましては、公共施設個別計画、その施設の状況、国庫補助事業の状況などにより判断してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 児童館、学校施設、中央公民館、あと役場でしたっけ。個別計画をつくって判断するというので、現在のところは、どれが一番先かというのは別に決まっていないということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 来年度の予算との関連もありますけれども、一応町の体育館、そちらのほうが令和9年の国民スポーツ祭に間に合わせるためには、来年度実施しないとなかなか間に合わない。そして、その次の令和7年度は町の武道体育館、そして8年度にプレの国民スポーツ祭がございますので、そして本番に間に合わせるという意味合いでは、来年度の町体育館の改修というのがまず第一かなというふうに思います。

それと、児童館関係については年次的にやっていきたいというふうに考えていますが、用地買収等に伴う場所の選定、そういうのも必要ですので、そのあたりを慎重に見極めながら取り組んでいきたいと。

また、中央公民館につきましては、五本松の交流拠点施設との関連もがございますので、その関連での年度事業着手等は考えていきたいなというふうに思います。

学校施設関係については、体育館等は全て終わっておりますけれども、内部的な補修関係、そういうのもございますので、しっかりと教育委員会のお話を聞きながら、現状を踏まえながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 確かに町体育館については、前回でしたっけ、設計費がたしか計上されまして、もう大分古くなっておりますので緊急に補修が必要だなというふうに感じておりました。

あと、もう一つ思ったのが、先ほど財源確保のところもあったんですが、当然、統廃合の場合

はそれなりの起債等もある、補助金もあるかもしれませんが、また個別にやる場合はやっぱり有利な財源を持ってこないといけないというのが町の課題であると思いますので、その辺も含めて、やはり個別の計画を立てていただいて、それによって優先順位を決めていただいたほうがいいんじゃないかと思っています。

町長からありましたように、児童館もかなり古くなっているというふうに感じております。確かに用地買収等も含めていろんな難問がありますので、ただ、児童館にしても、学校施設にしても、体育館にしても、先ほどありましたように人命に影響があるようなことをするとやっぱり大変ですので、そこが第一かなと思っています。だから、そういった長寿命化するために安全、安心を含めて、そこ辺を含めて、やはり個別計画。個別計画の先に、この全体計画が出てくるんじゃないかというふうに思っています。

そこで、先ほどちょっとあったんですが、中央公民館の話もあったんですが、この関連になるんですが、8番目になります。交流拠点施設整備事業で計画されておりますが、町民交流施設の計画があります。それと、今回のこの公共施設等総合管理計画との整合性ということでもあります。これ、整合性、どういうことかといいますと、先ほどどういう取組をやっていくのかというところで、保有量の最適化という方針を挙げられました。保有量の最適化の中、ちょっと気になった文章があって、この保有量の最適化の中で新規の整備を行わないというのが書いてあるんですね、公共施設。だから、多分この計画を立てたとき、今の公共施設を維持していくために、方針として新規の整備を行わないという方向だったと思います。ここに来て、交流拠点施設整備で新たに町民交流施設をつくるとなると、ここの整合性がちょっとおかしいかなというふうに思ったところです。ただ、その後に統廃合、複合化というのがありますので、当然そういう方向にいくと、これも成り立つのかなと。

そう考えると、今度の町民交流施設、「学び」「子ども子育て」「健康づくり」というのが挙げられております。現在、これらの3つも、町の事業をいろんな違う施設でやっているんですが、今回、交流拠点整備事業で町民交流施設ができます。じゃあ、この事業がこっちに移るとした場合、先ほどちょっと出ましたけども、町長からありました中央公民館の機能ですね。じゃあ中央公民館でやっていた学びは一体どうなるのか。その辺も、結局この公共施設総合計画の中にやっぱり含んでくるんじゃないかなと、そういった意味で、非常に大事な計画だと思っています。

そういうことで、この8番です。町民交流施設と公共施設等総合管理の整合性、関係についてお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 交流拠点施設整備事業で計画されている町民交流施設と公共施設等総合管理計画の整合性について、この計画の取組の方向性として保有量の適正化というのが挙げら

れていますけれども、交流拠点施設は中心市街地の活性化に寄与する公共施設として期待される施設であるというふうに認識しております。今後、町民交流拠点施設の整備に伴う既存施設において、利用目的の転用や廃止など検討していく必要があるというふうに考えております。

既に中央公民館につきましては施設の一部を教育委員会が執務室として利用し、研修室や会議室、和室、視聴覚室などについては、町民交流施設整備後の転用について、つまり向こうに移すということについて、今議論しております。そしてまた、東原児童館については廃止ということと考えております。そして健康管理センターについては運動器具を撤去する方向で検討しているところでございます。

つまり、今まで分散していたいろんな学び、そしてまた健康、そしてまた放課後児童クラブ、そういうものを整理統合していくということで、新しい施設はつukらないということでございますけれども、整理統合してまとめるというふうにご理解いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 今、町長が言われたように整理統合、当然、統廃合することによって新しい施設という認識じゃない、まさにそのとおりだと思います。

この交流施設については特別委員会がありまして、よく議論やっているんですが、よく出てくるのが、例えば、役場をそこに移転したら維持補修が要らないなという話があるんですね。当然なんですね、建物が移転するだけですから、余計な維持補修、要らないという話になります。だから、結局、特別委員会でも話に出たのは、新しい建物ができる、そこに当然、人件費も要りませんし、維持経費も要りませんし、光熱費も要る。そういう費用が増えていくことについて、非常に心配している議員がいるということも確かです。だから、そういった意味で、今度、モデルプランを作成されるということですから、そのモデルプランの中に、そういう経費等も含めた上で提示していただけると、議員の皆さんも納得するんじゃないかというふうに思っております。まさに、公共施設のマネジメントというのが大事なことになっているんじゃないかと考えております。

そういった意味で、この交流拠点事業の町民交流施設についても、そのような観点から、今、町長が言われたような集約等を分かりやすいようにモデルプランの発表をお願いしたいというふうに思います。

それでは、最後のほうになるんですが、この計画を推進するための庁内体制をどう構築するかということですね。施設の更新、統廃合の場合、町民の意見集約や周知、情報公開というのがあります。今まさに町長が言われたように、例えば健康管理センターの機能がこっちに移るとか、児童館がこうなるとかという話は、議会は当然なんですけど、町民にも情報公開は必要だと思います。

ますし、先ほどから言いますように、個別計画があつてこそ全体計画がある。ただ、そこをマネジメントするとか、まとめるところがないと、やっぱり自分の課のことは分かるんですが、人の課のことは分かりませんので、そういう一元管理というのも非常に大事だと思っております。その辺についてお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課。

○税務財政課長補佐（山元 博君） 計画を推進するための庁内体制をどう構築するのか、また、施設の更新、統廃合等の場合、町民の意見集約や周知、情報公開をどのように行っていくのかについてお答えしたいと思います。

計画推進につきましては、税務財政課が取りまとめを所管しており、事務事業評価の結果及び公共施設個別計画を基に予算編成を行っております。この計画にあります行財政改革、政策立案、公共施設等の各所管課の全庁的な推進体制につきましては、事務事業評価幹事会が担っている状況でございます。

施設の更新、統廃合等の場合の町民の意見集約や周知、情報公開につきましては、事業計画の際に、その地域、施設利用者などのご意見を頂きながら事業を計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 当然、施設の統廃合というのは、利用する町民、住民にとっては非常に影響が大きいと思います。今後、年数が進んでいって、例えば児童館の集約とか地区公民館、コミュニティーセンターの集約というのが、人口が減っていくと出てくるかもしれません。やっぱり、それを利用している住民、町民にとっては、自分の身近なところがなくなるというのは非常に不便になりますので、いろんな意見が出てくると思うんですね。ただ、そうはいいいながらも、町の財政等を考えるとやらざるを得ないときも出てくると思います。そういったときに、全員100%理解は無理かもしれませんが、やはり多くの町民、住民の理解を得るというのは非常に大事なことでありまして、やっぱりそこを一番心配することです。ですから、そのためにも、先ほどから言いますように、それぞれの個別計画があつて全体計画がある。個別計画をつくる間に、先の話になるんでしょうけど、こういう統廃合を考えられるというのを、どんどん、議会を含め町民、住民に情報を公開していくことによって、またいろんな事業を、この先、新規の事業もできてくるんじゃないかというふうに思っています。

いずれにしても、我々議会にしても、町にしてもなんですが、三股町の発展というのが一番上にありますので、先ほどちょっとありましたが、3つの無料化ですか、町長が言われている3つの無料化、子育て世帯にとっては非常にうれしい方針だと思います。それを実現するためにも、

やっぱり余計なお金を使わない、こういう公共施設に向けてもちゃんと計画を立ててやっていると、より事業もスムーズにいくんじゃないかというふうに思っております。

最後に、先ほど言いましたように次の3月ですか、モデルプランを非常に議員全員、注目しております。これが前に進むように期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうも失礼します。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時49分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、こんにちは。発言順位3番、上西です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問、不登校児童への支援についてです。

文科省が定める不登校の定義というのは、「何らかの心理的、情緒的、社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたもの」と文科省から出される文面には明記をされています。

先日、教育課長に依頼しまして、今年度の町内の小学校、中学校の不登校状態にある児童生徒数を提示していただきました。今年度は9月末時点で小学校10名、中学校34名の児童生徒が不登校状態にあるということでした。つまり、中学生だけでいえば、単純に計算しまして、1学年中10名以上の生徒が不登校状態にあるということです。全国的にも、不登校状態にある児童生徒が、近年かなりの高水準で推移しており、社会問題としても捉えられています。

そんな中、令和元年10月に文科省から全国の各都道府県教育委員会教育長に対して、「不登校児童生徒への支援の在り方について」という文書が通知されまして、市町村にも通達をされたことと思います。その中で、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方、学校等の取組の充実、教育委員会の取組の充実等が明記されていると思います。この通知を踏まえて、町はこの間どのような支援の実践を行っているのか、具体的に聞かせてもらえますでしょうか。

この後の質問は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 令和元年10月に文部科学省から通知された内容を踏まえ、本町と

しての支援の実践についてお答えいたします。

本通知の基本的な考え方の中で、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること。また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクも併存することに留意することが示されております。

この基本的な考え方にに基づき、町教育委員会におきましては、毎月、生徒指導、特別支援教育に係るサポート訪問を実施しております。本取組は平成25年度から実施しており、この中で不登校の背景となったきっかけや継続的理由を把握したり、家庭への支援方法を検討したりしています。

また、県配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そして本町で配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察に配置されているスクールサポーターらと連携協力の下、相談支援体制の整備を行っております。継続的に相談に来られている児童生徒、また保護者もいることから、その効果が見られているところでもあります。

さらに、教育機会の確保としまして、適応指導教室サンライトルームを開設しており、昨年度からは指導員3名体制とし、その充実を図っているところでございます。今年度は小学生の在籍もあり、適応指導教室と所属学校の連携を図り、常時、適応指導教室と所属学校を行き来できるよう、児童生徒が学びやすい環境を整備しているところです。

不登校児童生徒への対応と同様に、その保護者等に対する支援も重要であると考えております。適応指導教室には教育相談の機能も設け、電話や来所による相談を行うとともに、電話や来所が難しい保護者には電子メールでの相談も行い、保護者等の支援にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町としてサポート支援や家庭への支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々の支援などの工夫をしていらっしゃることや適応指導教室サンライトなどで支援に当たっているということが分かりました。

適応指導教室サンライトは、私も昨年度、見学に行かせてもらいました。中学生が10名程度通われていて、学習しているところを拝見させてもらいました。町としてそれなりの努力、工夫を凝らして実践されていると思います。

しかし、残念ながら、全ての不登校、行き渋りがあるなどの児童生徒が対応できているというわけではないのではないかと考えております。昨年度、岩津議員の一般質問にもありましたように、適応指導教室は小学生児童には対応できていない状況だったと思います。ある一定の児童が、

なぜ学校に登校したくないのか。昨年度の岩津議員の一般質問の回答では、無気力が原因である児童生徒の割合が最も多かったと記憶をしております。実際に一人一人からお話を聞けば、理由は様々だと思います。子供ですので、ありのままの自分の気持ちを言語化することは難しいという面もあると思います。

ただ一つ、大きく言えるのではないかと思うことは、その子供たちが学校を自分の居場所と感じられているのかということではないかと考えています。学校という場所は集団の場でありますので、教師の皆さんも一人一人の児童生徒に合わせた指導、支援をしなければならないことは十分に分かっている、何十人の子供たちを受け持ち、あれこれの仕事をこなさなくてははいけません。既に学校教諭の過重労働もかなり問題視をされているところです。

では、どうやって不登校児童生徒への支援をやっていくかについては、この通知にもありますように、民間の力を積極的に活用していくということが必要であると考えています。町内には今年10月から、「こども真ん中 自由なまなびや ひる学校」というのが開校いたしました。皆さんのお手元に配付されている黄色い小さなパンフレットが、その資料となります。これは、ボランティアの人たちが地域課題に取り組むこども未来応援団体タテヨコナメという民間団体が主宰をしています。このひる学校は、学校に登校できない子供たちを対象として、一人一人に合わせて一緒に遊んだり、勉強したり、相談に乗ったりする場となっており、いわゆるフリースクールとして機能し、子供の居場所を目指して実践をされています。支援者は、学校の教員免許を持った方、保育士の資格を持った方、心理師の資格を持った方もいらっしゃいます。そんな方々を含む何人かの有償、無償のボランティアの方々に運営し、利用児童生徒は現在十数名いるとのことでした。

質問に入りますが、この民間の団体の取組を、町はどのように評価をされているのか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） ご質問のとおり、こども未来応援団体タテヨコナメ主宰のひる学校が10月に開始されておりますが、このことは町内における子供の居場所としての選択肢が増えたと考えております。

具体的な内容につきましては、文部科学省の通知に、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、これらの機関の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいと示されております。このことから、これらの機関の自主性や成果を確認しながら情報交換や連携に努める必要があると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課からのほうからもお答えいたします。

ご質問にありますとおり、ひる学校はこども未来応援団体タテヨコナメが主宰し、町社会福祉協議会が伴走するという形で開設されております。

町社会福祉協議会に確認したところ、この取組は子供たちの気持ちを大切に、ありのままにいられる場所として情報発信され、時間は月曜日から金曜日の毎日10時から15時まで、場所は上米満児童館と上米地域の屋内外施設となっております。運営は地域内外の教職経験者を含む10名のスタッフで行われており、現在の利用登録者数は小学生から高校生までの13名、うち町内在住者2名という状況です。利用料金は年会費2万円、月会費1万5,500円です。

このひる学校の様子を見学をさせていただきました。ひきこもりや不登校となっている児童が保護者送迎の下、通って来られ、スタッフとの学習やフリータイム、弁当持参での食事など、一日を過ごしておられます。

こども家庭庁が進める基本方針では、こどもまんなか社会を子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするとうたわれております。

このひる学校は、地域内外の住民によってつくられ運営されている子供の居場所であり、ひきこもりや不登校の状態にある子供が自分の意思で通え、また、保護者と共に安心して過ごせる場になっており、社会問題の解決に寄与する子供の居場所ができたものと評価をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） では、町として、この団体の取組を、基本的には評価をしてくださっているということによろしいですね。ありがとうございます。

では、次の質問です。

さっき述べました文科省からの通知の項目に、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。さらに——本文を要約いたしますけれども——不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において指導・助言を受けている場合の出席扱いについては、民間施設についてのガイドラインを参考にして判断を行う際の目安を設けていくことが望ましいというふうに明記しています。このガイドラインについては、文科省作成のものは試案となっておりますけれども、町としてこうしたガイドラインがあるのかを教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、お話がありましたが、文科省のほうで試案としてガイドラインをつくられておりますので、本町もそれを参考にしながらガイドラインは作成しております。

（発言する者あり） はい、つくっております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 作成をしているということですね。

それでは、そのガイドラインにひる学校がのっとっているかどうかというところは、まだ評価をされていないというところでもよろしかったでしょうか。すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） ガイドラインにおきましては、ひる学校がそれにのっとって運営しているかということだけではなく、一応、形としては、こういうようなことをこういうところで、こういうことをやってくださいとか、そういうことも入っているんですが、例えば出席の取扱いとか、そういうことも定めておりますので、今後の活動等も、私たちも情報を頂きながら、先ほど言いましたような評価はしておりますので、ひる学校がそのガイドラインにのっとっているかとかいうことではなく、様々な立場からひる学校を判断していきたいというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） はい、分かりました。

では、このひる学校に通う児童生徒を出席扱いとするかどうかについて、今後、検討していくということでもよろしいですね。そういうことですかね。はい、そういうふうにとちょっと捉えさせてもらいました。町のガイドラインにのっとった形で検討をしていくというふうにと捉えさせてもらいました。

出席扱いになる、ならないということは、義務教育においては卒業できる、できないには影響しないとは思いますが。しかし、学校に行くことができない、自分の居場所がないと感じる児童生徒は自己評価が低くなる傾向にあると言われていています。一人の子供が家から一歩踏み出て、自分の居場所を探そうと努力をしている、そのことを学校や行政から評価をされるのがとても大切なのではないかと考えています。そして、民間の支援者と学校、行政が連携して、一人一人の児童生徒の支援に当たる必要があるかと思っています。

教育分野だけでなく福祉分野も、児童を取り巻く環境の把握、必要ならば支援者の介入、改善に向けた取組をしていくことが重要だと考えております。そのことについて意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉の分野からということでございました。

困難さを抱えた子供やご家庭の改善のための支援は必要であると考えます。支援にあっては、まずは情報をキャッチすることが重要であります。

こども家庭庁の基本理念の中に、子供の困難は、子供の要因、家庭の要因、家庭内の関係性の

要因、環境の要因など様々な要因が複合的に重なり合って表出している。問題行動は子供からのSOSであると書かれております。

ひる学校に通う子供に、子供の抱えている困難さをキャッチし、子供に寄り添っていくことは、誰一人取り残さない支援に通ずるものであると考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 出席扱いについてお答えいたします。

令和元年の通知において、学校外の施設において、相談・指導を受け、社会的な自立に向けて懸命に努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するために、一定の要件を満たす場合に出席扱いとすることができることとすると示されておりますが、学校に戻ることを前提としない方針を打ち出した等の指摘があることから、文科省は令和5年11月17日付で「不登校の児童生徒等への支援の充実について」として通知がなされました。この中で、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることとしているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて通知の基本的な考え方を周知するとされました。

今回の通知では、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することについても改めて留意すること、併せて、学校の役割の重要性及びその取組の一層の充実を図るための取組が重要であることが改めて示されました。

出席扱いについては、先の通知に一定の要件を満たすということ、そして今回の通知等とも照らし合わせ、本町のガイドラインを作成したところです。社会的自立及び学習保障等の状況を確認し、児童生徒の実態に応じて、最終的には校長の判断になりますが、ガイドラインに基づいて考えていきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） それでは、町が作成したガイドラインに基づいて、校長の判断で出席扱いの判断をしていくということによろしいですね。ありがとうございます。

皆さんも経験があると思いますけれども、小学生、中学生時代は傷つきやすく繊細な反面、一つ一つ経験したこと、感動したことが後々の人生に大きく影響します。周りのいろいろな大人たちが、今つまづいている子供と真剣に向き合って、これからの生き方や将来について一緒に考えられるような地域づくりをしていくことが大切だと思っています。どうか民間の人たちと学校教育行政、福祉行政と連携し合いながら、一人一人の不登校児童生徒の支援に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

1の質問の最後の質問に移ります。

ひる学校の利用希望者のうち、経済的なことを理由に利用できない方への対応についての質問

です。

ひる学校は、先ほど申しましたように、主に有償ボランティアで成り立っていますので、利用者から利用料金を徴収しています。先ほど課長がおっしゃったように、利用料金、年会費2万円で、月会費は日中の人は1万5,500円、放課後のみの方は3,000円です。この金額の設定は、事業所としては低所得者のことを鑑みてぎりぎりの価格設定をしていると聞いています。ただ、利用希望者の中には、その金額を支払うことができないという世帯もあり、利用を断念した方もいらっしゃったそうです。

このひる学校が、町としてガイドラインに基づくフリースクールとして認められるならば、そうした世帯に対する福祉的な支援が必要だと考えております。そのことについて意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 外出をできない、学校に行けない子供が外に出ようと前向きになっても経済的に諦めなければならない、この状況を支援できれば、子供の将来の幸せに資する取組になるものと思います。全国でもそのような支援を実施している自治体が出てきており、内容は利用料、交通費、実習費の支援など様々であります。

ひる学校は、10月にスタートされたばかりでありますので、町では今後、そこに通う子供の状況や運営の様子を見ながら、必要に応じて支援など検討してまいりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 前向きに検討をしていただけるということで、ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

地域の宝である子供たちのためのこの民間の社会資源を町として応援していただき、利用者に対する何らかの支援についての検討をこれからもしていただきますよう心から要望いたしまして、1番目の質問を終わりたいと思います。

では、続いて、大きい2つ目の質問に移りたいと思います。

精神障がい者が重度心身障害児医療費助成制度——通称「重心」——の対象外になっている件についてです。

この制度は、重度の障がいのある人に対して通院費を助成する制度で、月々1医療機関ごとに支払った金額の500円を超えた金額が、本人や家族に対し、後日償還をされるものです。

この医療費助成制度の町における対象者は、身体障害者手帳1級または2級及び療育手帳Aないし療育手帳Bを持ちながら身体障害者手帳3級以上を持つ方というふうになっています。ここに精神障がい者、つまり精神保健福祉手帳を持っている人は対象にはなっていません。重心の対象者の認定は、基本的に市町村に任されていると思いますけれども、精神障がい者が対象になっ

ていない、その理由について伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 身体・知的障がい者にはある重度心身障害（児）者医療費助成制度は、精神障がい者のみ対象となっていない、対象拡大の見直しが必要ではないかのご質問にお答えいたします。

町の重度心身障害者医療費助成は、県の重度障害者（児）医療費助成制度に基づいております。県におきましては、令和5年9月県議会の代表質問でこの助成対象拡大についての質問があり、今後、他県の状況に関する情報収集に努めるとともに、市町村との幅広い意見交換を行いながら、事業の在り方を研究するとの答弁がされております。

現段階で町単独での取組は難しいと考えておりますが、精神疾患や精神障がいのある方が安全、安心で充実した生活を営んでいくことは大切なことでもありますので、今後、県が実施される意見交換会の場で対象拡大を要望してまいりたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町として検討していただくということで承知をいたしました。

以前、文教厚生常任委員会の会議中に、執行部の方に、なぜ精神障がい者は重心の対象になっていないんですかと聞いたところ、精神障がい者の人は自立支援医療の制度がありますので対象になっていませんというふうに返されました。

この自立支援医療制度も、ざっくり言えば一定の障がい者の自己負担割合を1割とする制度です。しかし、自立支援医療制度と重心医療の制度は目的と成り立ちが別だと思えます。身体障がいの人でも自立支援医療の更生医療と育成医療があつて、重心と重複して利用することができます。精神障がいの人が自立支援医療を受けているから重心の対象にならないというのは理屈が通らないのではないかなというふうに思います。

私は、今課長もおっしゃったように、精神障がい者の人の生活のしづらさは大変大きいのではないかなというふうに思います。よって、重心の医療費助成制度の対象になるべきだと思っております。その理由を3つ述べさせていただきたいと思えます。

1つ目は、精神障がい者の人たちはほかの障がいのある人と同様、生活のしづらさを持ち、経済的に安定している人は多くないということです。2級の人でも就労継続支援B型事業所など福祉的就労に従事する人がほとんどで、経済的に安定している人は多くありません。ましてや1級の人たちは、一般就労することは相当困難な人がほとんどです。逆に言えば、1級と判定される人たちは、そのくらい生活のしづらさがあると判定されているということだと思えます。

2つ目の理由は、精神障がい者の人たちは、食生活や運動などの生活全般を自己管理することが相当難しい人が多く、糖尿病などの生活習慣病にかかる人が大勢いらっしゃいます。このこと

は、知的障がいや身体障がいの方も同様だとは思いますが。これらの人たちは障害基礎年金のみの受給者の方が多く、月々6万5,000円程度で、少ない金額で生活をしている人がほとんどです。精神科の通院医療費は1割負担ではありますが、ほかの科の通院は3割の負担となるため、相当な経済的な負担となっていることが現状です。経済的なことを理由に医者には行かないという人もいて、重症化するリスクもあるのではないかと思います。

3つ目の理由は、精神障がい者が重心医療の対象になっていない宮崎県は、全国的に見て少数となっているからです。私が静岡県島田市や牧之原市で障がい者相談支援専門員として勤務していたときは、精神保健福祉手帳1級を持っている人は重心の対象となっていました。全国の自治体では、調べたところ、九州管内では宮崎県と鹿児島県、そして四国の4県、本州では3つの都道府県、岡山・秋田・京都のみ、つまり全体の19%の都道府県のみが精神障がい者を重心医療の対象とはしていません。県の基準にのっとっているとは思いますが、対象の拡大は市町村に委ねられています。実際、新富町は今年度だと思います、議会にてその旨の提案がなされて、今年の10月1日から精神障害福祉手帳1級所持者に対する重心の適用が拡大をされたそうです。

ぜひとも、我が町も精神障がい者の方たちが置かれている現状を把握、理解していただき、せめて精神保健福祉手帳1級の方に対しての重心の対象拡大を検討していただきたいと思います。

また、この訴えは、宮崎県精神保健福祉士協会からも、県に対する働きかけを行っていくということでした。我が町も、今おっしゃってくださったように県の動向に注視していただいて、誠意ある対応をしていただきたいと思います。そのことを訴えまして、2つ目の質問を終わりたいと思います。

続いて、3つ目の質問に移りたいと思います。町の図書館の利用についてです。

まず、図書館利用の過去3年間の利用人数の推移を教えてくださいませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、町図書館の利用人数についてお答えします。

これについては、先日お配りしました一般質問に関する要求資料3、こちらにも載っております。あれでしたらご覧ください。

まず、町図書館の利用人数、これは入館者数になりますが、令和2年度が7万35人、3年度が8万4,848人、4年度が8万3,690人、5年度が10月末までの数字ですが5万505人となっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 過去3年間というふうに私が要求いたしましたので、コロナ禍からコロナ禍以降というふうな数字になっておりますが、この「数字で見る三股町」を見ると、平

成29年、30年、令和元年と見ておりますが、令和元年まで10万人以上だったと思います、入館者数が。平成29年は16万5,000人でしたので、ずっと10万人以上で推移をしていたと思います。令和に入ってコロナ禍もあって、入館者数が激減をしていったのではなかろうかと思えます。

しかし、コロナ対応が5類になった現在でも入館者は戻ってきていない状況という捉え方でよかつたかなと思います。それについては様々な理由が考えられると思えますけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。そんな中、利用人数、入館者数を増やす工夫をどのようにされているかも含めて伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほどの、おっしゃられました利用人数、そちらの影響はやはりコロナの影響も、これは想像かもしれませんが、外に出るといふことの、なかなかそういうことができていないという状況もありますし、また、都城のほうで大型な図書施設もできたということは影響、考えられると思えます。

そのような中、対策としては、図書館は乳幼児から高齢者まで様々な年代の住民の方が利用していただいております。通い続けたくなる図書館を目標に、魅力ある図書館づくりを行っているところです。多くの住民の方に町図書館を利用してもらうために図書の展示コーナーを設置し、本を手に取り読んでもらうように本の紹介の取組や、地域の音楽家をお招きしてライブラリーコンサートの開催、読み聞かせボランティアや図書館職員による絵本の読み聞かせ会、図書館映写会などを企画して実施しております。

また、図書館で借りた本の記録ができるよう「読書の通帳」というものを令和2年度から導入し、子供たちを中心に令和5年10月末時点で1,627冊を発行しています。図書館で本を借りる楽しみにつながっていると考えております。

現代における人々の本離れ、活字離れの影響から、図書館利用者を増加させることに苦慮しているところですが、図書館で過ごす時間や読書の魅力を伝えるための工夫に現在取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） おっしゃったように、世の中が変化をしていく中で本離れも進み、図書館のような公的な社会資源を維持していくというのは本当に大変なことだろうなというふうに思います。ただ、その中で職員の方などがいろいろな工夫をして図書館を維持していこうとしている努力は理解ができました。

それでも、町民にとっての今の図書館が本当に便利な場所なのかというところを、私もちよっ

とこのところ疑問に思っておりまして、いろんな人からお話を聞きました。図書館というのは身近に情報を知れる場所、興味のあることを探り学べる場所、そして憩える場所であり続けてほしいと思っています。そのために、図書館が時代に合わせてハード・ソフト面の整備をすることが必要だと考えています。

次の質問に移りたいと思います。通告をいたしましたように、図書館でパソコンやタブレットを使って文書や資料作り等の作業をしたいという人たちがいます。私自身もそうした利用をしたと思うことがあるんですけども、図書館にはパソコンのためのコンセントがないということで大変不便に感じております。そして、そんな声をいろんな世代の人たちから聞いています。小中高生も、今は支給されたタブレットや自前のパソコンなどで学習作業等を行う人が多いと思います。「あつまい」のようにコワーキングスペースに行けばいいと言われるとそれまでなんですけれども、図書館の強みというのは、たくさんの資料があるということが強みだと思っています。様々な資料を閲覧しながら、仕事や趣味、地域活動の資料を作ったり、原稿を書きたいという人たちが多くいるのではないかと思います。図書館に電源コンセントの設置を要望したいと思っています。様々な課題もあるとは思いますが、ほかの自治体の図書館も参考にさせていただきながら、ルール等を決めればよいのではないかと思います。

何人かの方からは、町の図書館にその設備がないので、パソコン作業をしたいときは都城市に行くんだよという声も聞きました。町にはしっかりした図書館がありますので、町民には町の施設を利用してもらって、満足感を感じてもらうことが町の役割ではないかと思います。そのことに対する意見を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、図書館は現在、学習専用の学習室、そこに席が24席、図書館内の閲覧スペースに25席、席を設置しております。このキーボードの打鍵音——たたく音ですね——の観点から、閲覧スペースのみ、パソコン利用が可能となっております。

パソコンやタブレットを使って作業や学習をされたい方もいらっしゃると思います。現在、図書館では、ご指摘のとおりパソコンやタブレット用の電源コンセントがない状態です。パソコンやタブレットを使って学習や作業をする上で、この電源コンセントがないと不便であるとのことご要望があることから、閲覧スペースにある電源コンセント、それを試験的に4席開放して利用状況などを検証してまいりたいと思います。

今後も図書館を利用される方の利便性の向上に努め、より多くの方が利用できる図書館を目指したいと存じます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 便利な、皆さんが集えるような図書館を目指して前向きに検討していただくということで、期待をしております。はい、ありがとうございます。

それに付随する提案ですけれども、文化会館と図書館の間のスペースに机と椅子をもっとたくさん置いて、町民の憩いの場にするというのはいかがだろうかと思っております。カフェのようなのんびりした空間に、おいしい飲物を飲みながら借りた本を読んで、時々文化会館のガラス窓から見える雄大な景色を眺め楽しむという至福の時間を過ごせるとよいなど、私、個人的に思っております。

また、その場を待ち合わせの場所にしたり、交流の場所にするなどすれば、文化会館のイベントがなくても町民の憩いの場となるのではないかと思っております。

都城市立の図書館の館長にもお話を伺ったんですけれども、全国的に、これからの図書館というのは本を読む場所だけではなくて、やはり若い世代、高齢の方などが憩えるスペースというふうになっていくのが全国的な趨勢であるというところでお話を聞きました。そういう私が、このスペースがちょうど、きれいな三股町の山が見えて、いい空間ではないかと思ひまして、そうした要望というか思いを述べました。それについて意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） それは、次回にでもいたしてもらわないと、これに入っていないので……。

○議員（3番 上西 雅子君） はい、分かりました。通告になかったでしたっけ。すいません、申し訳ないです。

○議長（指宿 秋廣君） ご意見という形で取らせてもらいます。

○議員（3番 上西 雅子君） はい、分かりました。意見という形にします。すいません。

一人でも多くの様々な世代の人たちに町の図書館を利用してもらって、幅広く文化芸術、学問等々に触れてもらいながら、文教のまち、三股町町民の生き生きとした生活を支える図書館を、ぜひ目指していってほしいと思います。

これで、私からの一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

発言順位4番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 発言順位4番、堀内義郎です。早速、通告していました三股町DX推進基本計画についてお伺いします。

DX推進については前回の一般質問でもありましたが、閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というのによりますと、デジタル社会の目指すビジョンが、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」と示されています。

本町におきましては、令和3年3月に第6次三股町総合計画を策定し、安心・安全で豊かさを実現できるデジタル社会の推進を目指して、デジタル・ガバメントの推進、ICTを活用した暮らしや産業の振興、デジタル社会を支える情報環境の整備充実を施策の基本的な方向として、様々な取組を行ってきたとあります。

新たな日常への原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していくことが求められており、ウイズコロナ、ポストコロナの時代における様々な変化を契機と捉え、技術革新、業務改革を踏まえつつ、町民が安心して快適さを感じられる行政サービスの提供を目指し、三股町のDXを推進ということであります。

計画期間、終期を国の推進計画に合わせて、令和4年11月から令和8年3月としております。

国の方針、社会情勢を踏まえ、DXを進めることにより、多様なシステムの操作・入力作業、申請書の整理作業などに費やされていた業務の手法を転換し、AIやRPAといった、最新のデジタル技術の活用により、従来型業務の負荷を軽減することが期待できます。

また、DX推進においては、方針内容、または計画期間を適宜に見直し、これらの方針を踏まえ、現状として全国的に生成AIについての導入や検証がなされ、危険性として情報の漏えいや事実の確認など、検証や研修、思考を行う必要があると言われております。

生成AIの導入については先ほども述べましたが、従来型業務の負担を軽減し、業務時間短縮に効果が期待できるのではと言われております。県や県内においては、都城市、宮崎市、川南町が先行して導入していると聞きますが、本町の取組についてはどうなのか、お伺いします。

まずは、DXを進めるために民間の協力が必要かと思いますが、協定の締結等、一体となって取り組んでいきたいとのことであったが、進捗状況についてどうなのか、お伺いします。

あとの質問は質問席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） DXを進めるための民間との協定締結等の進捗状況についてお答えいたします。

民間との協定締結等の連携につきましては、住民サービスを拡充し利便性を高めるとともに、

デジタル人材の育成・確保等を図り、情報格差を是正するため、鋭意進めたいというふうを考えているところでございます。

特に、住民サービスの拡充と利便性の向上に関する現在の具体的な取組状況としましては、1つ目に、現在の町公式LINEは町ホームページとリンクし、行政からの一方通行的な情報発信であります。今後、パッケージを増やすことで、きめ細かな情報発信と、利用者のニーズに応えられるよう、サービスの提供枠を拡充することで、相互通行の取組に着手したいというふうを考えております。このサービスの提供については、民間事業者の提案を活用して進めていく計画でございます。

2つ目に、新たな公共交通路線網による、くいまーの利便性の向上について、バスロケーションシステムの導入を計画しております。バスロケーションシステムとは、スマホで時刻表、路線図の閲覧や、現在のバスの走行位置、バス停到着までの所要時間が確認できるシステムでございます。そして目的地までの経路の検索等、システム導入により利便性を高め、利用者の拡充につながる取組を、民間事業者の提案を活用して進めてまいります。

以上、具体的な2つの計画につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他、デジタル人材の育成・確保に関しましては、職員向けのDX研修の定期的な実施を、また、情報格差の改善に関しましては、端末操作の苦手な高齢者世帯に対する操作教室の開設について、民間事業者の協力を得ながら進めてまいりたいというふうと考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、進めていきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

要するに住民サービスの拡充とか、くいまーの見直し、あるいはまたマイナンバーカードとかも取り組んでいるんですけども、それについても、いろいろ進めていただければいいかと思ひます。

交付金としては、国のデジタル国家交付金ですか、それを活用していくということで、お願ひしたいんですけど、締結においては、システム開発や回線等、そういったことが一緒になって取り組んでいくことになると思ひますけども、セキュリティーの対策とか、そういったことも見直しが必要となると思ひますが、そういった回線とかシステム開発も一緒に進めていくということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） DXの推進に関しましては、前回の議会でも議員の質問に対して回答いたしましたとおり、今、取り組んでいるのは、国のシステムの標準化に伴いまして、町のほうも進めているところでございます。そのためには三層分離というところで、回線を分離した中でやっていかないと、非常に危険性が高い。例えば、セキュリティー上問題があるということでもありますので、その標準化に備えたところでの三層分離ということで、今、回線を分ける、そういった作業に取りかかっているという状況でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほど言いましたように情報漏えいの危険性とかあるんですけど、次の質問は、ちょっとなるんですけども、業務の連結協定など、インターネットとつながっていない専用回線（LGWAN）についてなんですけど、ちょっと質問の内容が悪かったんですけども、これについてはどうなのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 連結協定など、インターネットとつながっていない専用回線（LGWAN）についてはどうかというご質問についてお答えしたいと思います。

まず、LGWAN回線についてご説明いたします。LGWANとは、総合行政ネットワークの略称でございます。地方公共団体を相互に接続するネットワークで、地方自治体間での情報交換を目的とした独自の通信システムでございます。LGWANはJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）が管理し、全国市町村区で接続されているものでございます。

また、中央省庁のネットワークシステムである政府共通ネットワークとも接続が可能のため、政府との通信網としての役割を果たしているものでございます。

ご質問にある連結協定などについては、地方公共団体に向けて、LGWANネットワークを介して、システムのサービスを提供する事業者等の協定を示しているものと考えられますが、このサービスはLGWAN-ASPと呼ばれ、地方自治体が品質の高いサービスを共同利用することで、自治体間でのIT格差の減少を目的に導入されているものでございます。

J-LISの調査によりますと、令和2年時点で全国で2,221件のサービスが提供されているようです。例えば、テレワークシステム、電子決済システム等が挙げられます。本町の事例では、電子申請システムやふるさと納税システム、ほか数種のシステムを利用しているところでございます。

今後は、他の自治体の利用実績や優良事例等を参考に、新たに展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思ひますけども、次の質問になつてきますが、業務の効率化を図るため、自治体によっては生成A I（C h a t G P T）の導入が進んでいふますけども、本町としては取組はどうなのか、お伺ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 事務の効率化を図るため、自治体によって、生成A I（C h a t G P T）の導入が進んでいるが、本町としての取組はというご質問にお答えしたいと思ひます。

9月定例議会の一般質問で回答させていただきましたが、令和5年度に三股町D X推進本部内に、A I・R P Aの活用、利用促進に関するD X専門部会、D X研究会を発足させ、これまでに生成A Iを主題として3回の協議を行つてまいりました。

また、都城市が民間会社との共同開発したC h a t G P Tのツールである自治体A I z e v o（ゼボ）の試験運用に参加し、試行検証を行つてきたところでございます。

現段階では、ガイドラインの作成や費用の問題、利用業務と利用頻度の不透明性、職員のスキルアップ等の課題が多いことから、即実行との段階にはなく、課題解決に向けての具体的な協議が重要との認識に至つております。

また、活用に向けて前進できるよう、専門部会を中心として協議検討を進めてまいりたいというふうにご考へているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 専門部会を設けて検討していきたいということでありまして、さつき答弁があつた都城市が導入したということで、都城市に参考ということで、話をちょっと聞きに行きました。都城市の総合政策部デジタル統括課の課長のほうが対応させていただいたんですけども、導入に関してはインターネットとつながらない専用の回線を設けることとか、利用についていろんな規則とかをあらかじめ決めておく、情報の流出等がないようにすることが必要であるということをおかれ、三股町もいずれは取り組んでいくんじゃないかということをおかれしたので、ぜひ、そういったことを参考にしながら進めていければいいかと思つております。

さらに、都城市の場合は、先ほど言ひました生成A Iの活用規定というのが、C h a t G P Tの導入に向けて、令和5年の6月21日の規定というのを定められたということをお聞いております。趣旨として、現在の生成A Iの急速な普及と発展を背景に、本市の業務において個人情報保護及びセキュリティーを担保しつつ、生成A Iの効果的な活用を行うために必要な事項を定めたものとしていふということ、ホームページのほうにも事例が載つておりますので、参考にさせていただければいいと思ひますけど。

さらに、この規定については日本ディープラーニング協会というのがおられまして、生成A I

の活用を考える組織がスムーズに導入を行えるように、利用ガイドラインのひな型を作成し公開するとありましたので、そういったことも参考にしてもらえばいいかと思います。

要するに、幾つかの注意点として挙げてあるのが、1点目が、ユーザーが入力するデータにおける懸念はないか。2点目として、個人情報や秘密情報を入力してしまうリスクはどう考えられるのか。3点目に、他人の著作物を入力してもいいのか、出力されたものの権利はどうなるかなどでありますので、本町についてもいずれは導入ということになろうかと思いますので、そういった検討委員会でもんでもらって、導入の際はよろしくお願ひしたいと思います。

次になりますけども、商工、農業、観光分野についてのデジタル化を検討するとありますが、具体的内容についてはどうなのか、お伺ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 商工、農業、観光の分野についてもデジタル化を検討するとあるが、具体的な内容はとのご質問にお答えをいたします。

企画商工課からは、商工と観光の分野について、お答えをしたいと思います。

令和4年11月に策定した三股町DX推進基本計画の中で、DX推進における取組事項（5）その他において、「商工、農業、観光の分野についてもデジタル化を検討するとともに、それらのICT技術の基盤となる地域情報通信環境の整備に努めます」としております。

今年6月、デジタル庁が発表したデジタル社会の実現に向けた重点計画の中で、商工分野としては、中小企業のデジタル化の支援として、自社ホームページの活用、現場向けのグループウェアや生産管理システムの導入、また、受発注のデジタル化などがうたわれております。

本町としては、町内の店舗等でのキャッシュレス決済や地域通貨など、町民の利便性向上に資するような取組の支援ができないか、現在検討をしているところでございます。

また、観光分野におきましては、旅行者の利便性向上や周遊促進、観光産業の生産性向上に資するデジタル技術の導入などの支援がうたわれており、町として、どのようなことに取り組むことが可能か、現在検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 私のほうからは、農業分野におけるデジタル化についてお答えいたします。

農業DX（農業デジタルトランスフォーメーション）とは、スマート農業を含む概念であり、農業DXを推進するためにスマート農業の導入が進められているところでございます。本町のスマート農業に関しましては、昨年6月議会の一般質問で回答させていただいたところでございますが、改めて回答させていただきます。

まず、本町におけるスマート農業の機器等の導入実績については、県の補助事業のスマート農業による働き方改革産地実証事業を活用いたしまして、農事組合法人今新が、令和元年度にバレイショ等の農薬散布用にドローンを、令和2年度にA I 水稻乾燥機を、令和3年度に大根等の農薬散布用にドローンを導入いたしております。

また、令和4年度は、県の補助事業のみやざきデジタル施設園芸産地構築事業を活用いたしまして、施設園芸農家がスマホでハウス内の温度等を確認できる環境制御システム、プロファイナダーを導入いたしました。

そのほか、町の施設園芸振興対策事業を活用しまして、令和3年度に、施設園芸農家が加温器と炭酸ガス発生装置を導入、畜産関連では、町の三股町畜産生産性向上事業を活用いたしまして、繁殖牛農家が、繁殖雌牛の発情や分娩を通信により確認できる牛温計などの装置を令和元年度に2件、2年度に2件の、計4件の農家が導入いたしております。

これからは農家の減少や高齢化が進行することから、労働力不足の解消に加え、熟練農業者の農業機械操作等技術伝承の観点からも、スマート農業は必要不可欠となつてまいります。

一方で、スマート農業の普及に関する課題といたしましては、スマート農業の導入になじみがない農家が多いことや機器が実証段階であること、作物品目、営農規模、環境整備、コスト面などの問題等により、導入が難しい現状であります。

また、スマート農業の導入におきましては、インフラ整備も必要となつてまいります。例えば、農村地域の通信インフラの整備、農業機器の自走走行に向けた土地整備、位置情報取得のための基地局の整備など、解消しなければならない課題が幾つもあります。

本町におきましては、今後、農業D Xを推進するためには、県やJ A、関係機関等と連携しながら、これらの課題等の解消に努めるとともに、県が策定いたしておりますみやざきスマート農業推進方針や第8次宮崎県農業・農村振興長期計画に基づき、スマート農業の普及や効率的な生産環境の整備等に努めたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたように、商工については、いろいろなキャッシュレス決済とか、そういったことを、あるいは農業については、ハウス農家がキュウリとかイチゴとか作っていますが、温度管理についてI C Tの技術、スマホとかそういったことの活用、あと、農薬散布にドローンの活用とか、繁殖農家の分娩のときのI C Tを使った、いつ発情が始まるか、そういったことの導入かと思えますけども。

観光について、ちょっとお聞きしたいんですけども、観光というとよく思い出されるのが長田峡ですけども、長田峡のW i - F i 環境、これについては整備がされているのか、つながるかど

うか、分かれば、答弁願います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。長田峡でW i — F i の設備ができていくかということで、W i — F i の設備は、まだ、整備等はできていない状況かと思えます。観光分野については、いろいろと県内でも情報共有をすることがあるのですが、周遊環境のデジタル化というものも、正直、どこの自治体も手をこまねている状況で、正直、なかなか進んでいないというようなことで、今、議員ご指摘のインバウンド等も含めて、W i — F i の環境を整備しようというのは以前から県内でも取り組んではおりますが、環境分野でのD X推進というのが、なかなか正直、進んでいないというのが実情かなと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今から、いろいろ商工、農業の方については進んでいる点がありますけども、観光等についてもD X推進についてデジタル化検討を進めていただければいいかと思しますので、よろしく願いたいと思います。

10月にも、私が監査委員をやっている関係で研修に行ったんですけども、内容として、地方自治体のD Xと、なぜD X推進という題目として講演がありました。要するに、人口減少に伴う人材難、財政難が予測され、スマート自治体への転換が必要であるということが言われましたので、そのためには、半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体、基幹系・情報システムを標準化することにより業務の効率化を図り、経費の削減等を図ることが言われております。予測される将来についても、三股町D X推進基本計画を作成しましたので、先ほど答弁がありましたように、住民のサービス向上維持などに取り組んでいただきたいと思しますので、よろしく願いたいと思います。

次になりますけども、生成A Iを学校教育で活用する予定はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 生成A Iを学校教育で活用する予定はあるのかについてお答えいたします。

生成A Iの教育利用につきましては、令和5年7月に文部科学省が、初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドラインを示したところであり、各学校にも通知しております。このガイドラインで、現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切であるとされており、現在、文部科学省がパイロット校を指定して実証事業を行っているところであります。

つきましては、現時点では慎重な対応を取ることが必要な状況でありますので、すぐさま、町内の学校で生成A Iの教育利用を進める予定はありません。

しかしながら、児童生徒が学校外で使用する可能性は十分にありますので、情報活用能力の育成について、生成A Iの普及を念頭に一層充実させていきたいと考えております。そのためにも教職員の研修は必要不可欠ですので、県教育委員会と連携しながら研修機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 生成A Iを学校教育で利用することについて、一長一短あるかと思っております。要するに、生成A Iが全てにおいて優れている、正確な回答を出すとかそういったことは、たまには間違った情報も提示する、それをどうやって判断するかと。あと、著作権とか、いろいろな危険性があるということで気にすることもあるかと思えますけども、まずはガイドラインですか、それをちゃんとつくって、このように使ってほしいとか、こういった危険性があるというので、ガイドラインのことについては各学校に通知しているということですので、そのように取り組んでいただいて、評価していただいて、ぜひ活用していく方向に持っていければいいかと思います。

先ほども言いました、文部科学省は学校現場での活用方法や注意点をまとめた指針をつくる方針を固めたとありました。また、既に授業に取り入れている学校や有職者の意見を聞き取り、現場がどう使ったらいいのかを判断できるよう、できるだけ早く作成するとあります。活用の際には、まず、ガイドラインをきちんと定めることが大切ということで、まずは、そのほうから進めていければいいと思えますけども、一応、ほかの学校で活用している事例を参考としてもらえればいいんですが、活用している事例がありまして、要するにC h a t G P Tという、今いろいろSNSで聞かれているんですけども、会話のような文章が自動的に、質問をすると作成されて返事が返ってくるということで、教育現場においても試行的に授業で使う動きが出始めていると聞いております。そういうふうに情報端末が1人1台に行き渡っているのので、それについてガイドラインはしっかりつくってほしいんですけど、それについても、取り組んでいる学校については、C h a t G P Tの回答が比較的授業に取り入れられるということも事例があります。

山形県の高島町、和田小学校においても、道徳の時間にC h a t G P Tを導入して授業に取り入れたということで、要するに主人公の悩みや葛藤の場面が描かれることが多く、その中で、自分ならどうするのかというのを当事者意識を持たせて、C h a t G P Tとか、そういったことに質問させて、この悩みや葛藤の場合にC h a t G P Tを登場させてということで、1人の生徒としてというようなやり方で授業を行ったという事例があります。

また、愛知県の岡崎市の北野小学校では、これは教師の業務の軽減になるんですけども、教育

現場で兼用する際にいろいろと注意が必要な点はあるもの、ChatGPTを利用することにおいて、使い次第では教師の仕事を軽減してくれる可能性を秘めているということで、教師の仕事を軽減する可能性があると言われております。一応、活用事例としては、国語科テストの自動採点、懇談会の日程を自動作成する、生徒指導案の出来事整理、講評コメントなども上げていますので、まずはガイドラインをしっかりとつくって、少しでも将来的に——まだ予定はないと言われてきましたけども——活用ができればいいのかと思っております。よろしく検討方お願いしたいと思います。

次の質問になりますけども、危機管理について伺います。

以前にも危機管理係に防災経験者を配置すべきだと提言したことがありますが、その際には自衛隊OBの方が配置されました。しかしながら、現在は配置されていないと聞きますけども、危機管理係に防災経験者の配置がなされていない理由は何なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 危機管理係の防災経験のある職員配置について、お答えしたいと思います。

まず、防災経験者の考え方でございますが、身近なものとしまして消防団員が考えられます。危機管理係の職員配置には、従来から消防団経験のある職員を配置できるよう配慮しております。職員かつ消防団経験者は、防災実務を生かしての防災行政事務や、有事の際の災害対策本部の運用、避難所の運用等のマネジメントに柔軟に対応できる能力を有しているものと捉えております。

また、危機管理係に配属された職員は、業務に携わる過程において、防災士の資格や特殊無線従事者免許の取得、県や県域における定期的な防災研修や訓練、関係機関・組織との連携による情報共有等、常に防災のスキルアップにも努めております。このことから、防災経験者として十分な能力を備えた職員が配置されているものと捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 次の質問にもなりますけども、今年2日の深夜にもフィリピン沖でマグニチュード7.7の地震が発生し、国においては本県の津波は観測されていないということでありましたけれども、危機管理として、今後、多発する台風や地震、南海トラフ巨大地震などの自然災害や有事に備えるためにも、消防団の方もいると思えますけども要するに専門的な知識を持った自衛隊OB、あるいは警察OB、消防署OBなどの専門的な知識を持った担当職員を配置すべきではないかと思うんですけども、改めてお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今後の危機管理としての職員配置の考え方について、お答えいたし

ます。

防災経験者として消防団経験者の職員を挙げさせていただきましたが、現在、本町の正規職員において消防団経験者は、現団員が33名、OBが36名の計69名が在籍しております。

また、関連して防災士の資格を取得している者は、69名中34名が取得をしているところがございます。

職員の世代交代を見据え、若い世代の正規職員に対して消防団への関与、地域自主防災への関与を促すなどして、総合的な防災意識の向上につなげ、防災行政に携われる人材を育成してまいりたいと考えております。

また、大規模災害の備えとして、三股町地域防災計画に沿った組織的支援体制が構築され、BCP、業務の持続的計画も策定されていることから、台風時の実践、圏域における訓練・研修等を通じて、防災業務のスキルアップにつなげていきたいと考えております。したがって、今後の危機管理系の職員配置は、持続して消防団経験のある正規職員を防災経験者として位置づけして行っていく考えでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 資料を、私、今回提示させていただきました。A4の1枚です。

私が、三股町の防衛議員連盟の会長になっているということでありまして、都城駐屯地の広報課のほうから防災危機管理部署への援助状況ということで、これは自衛隊OBの方の配置ですけども、どれくらい各自治体に——県内の——配置されているかを示した地図になります。要するに、今27市町村があるんですけども、その中で採用されている自治体が、陸上が16名、海上自衛隊が1人、航空自衛隊が6人ということで、自衛隊関係ですけども、配置されている図を示しております。その中で計23名ですか、半分以上、52%が専門的な担当課がOBを配置されているということで、特に地図を見ていただければ分かると思うんですけども、延岡から串間についても、全自治体、配置されております。

要するに、今後、発生する南海トラフ地震とか、そういったことを想定していると思うんですけども。あと、都城市とえびの市は配置されております。要するに、駐屯地があるところは、万が一の後方支援として配置されているということを聞いております。

また、木城町は書いてあるんですけども、ぜひ採用したい、国富町は書いていないんですけど、検討するという事を言われております。

あと、県北のほうについては、警察OB、消防OBが配置されていると思うんですけども、要するに、今後発生するかもしれないいろんな災害、例えば、昨年においては台風14号が襲来して土砂災害が発生し、消防隊員の方がいろいろ救助に当たったんですけども、それだけではなく、

自衛隊の要請をお願いしたと思うんですけども、それにもかかわらず1名の方がお亡くなりになったということで聞いております。

このような人命救助に、要するに災害については、消防団の方も力になるんですけども、経験者の職員もなるんですけども、ぜひ、そういった自衛隊、警察、消防、そういった現場を踏んだ方の経験の豊かな助言とか判断が必要かと思っております。要するに、すぐ要請するのかもしれないのか、自前の防災組織の消防団でやれるのか。そういったことについて、ぜひ検討していただいて、そのほかにもいろいろな北朝鮮の問題とか、人工衛星を発射すると言ってミサイルの発射をしたり、いろんなことが言われておりますので、そういったようなことの見直しについて、ちょっと副町長にお聞きしたいんですけども、この前の防災士の資格取得のことについてですけども、防災士の資格、私も持っているんですけども、それだけでは、こういった今後の危機管理については対応できない面があるかと思いますが、自衛隊とかそういった経験者OBの配置についての見解があれば、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 確かに、自衛隊、また警察関係者は、災害現場への派遣等に応じて重要な役割を果たしており、その分野での業務経験、知識等は大いに活用すべき部分だろうとは考えております。

ただ、現在、災害対策基本法のスキームでは、現場での災害対策は、市町村が災害対策本部を設置して行うことになっております。そのためには、やはりその市町村の実情、また、組織的に動くためには、市町村の行政機構等に精通していることが求められるというふうに考えております。そういった中で、自衛隊のOBの皆さんの経験を活用するという考え方もございますが、円滑に、総合的に、例えば町長が災害対策本部の長として有効な対策を実施していくためには、やはり、今のところ消防団経験者の活用といったようなものが一つ中心になってくるのではないかとこのように考えております。

しかしながら、今後いろいろと状況の変化等はあるかもしれません。制度の改正、南海トラフの関係、今後とも、その自衛隊経験者、警察経験者の活用というものは念頭に置きながら、町の災害対策を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ、自衛隊OB、警察OBを念頭に置いて、また今後検討されるようお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問になりますけども、給食費についてお伺ひいたします。

10月21日に行われました三股町教育の日の町長の来賓挨拶で、医療費とか給食費の無償化

についてお話しされたという記憶が私ありますけども、勘違いかもしれませんが、小学校の無償化について話されたと思いますけども、財源が確保できれば無償化したいということだったと思います。このことについて、ちょっと気になったものですから改めてお伺いしますけども、物価高に伴い、給食費や燃料費の高騰による今後の小学校の給食費について、無償化への方針はどのようなか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

まず、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として重要な役割を担っております。

学校給食に係る費用負担につきましては、学校給食法の規定により、食材料の実費分を保護者にご負担いただいているところです。この食材料については共同購入や入札を実施するなど、調達方法や献立の工夫などにより、質を落とさず、栄養バランスの取れた給食の提供に努めてまいりましたが、食材料費の高騰により、運営が厳しい状況となっております。令和4年度と令和5年度の9月の食材費を比較しますと、値上げ率は約12%増となっております。

このような中、令和5年度については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分などを活用して、小学校の給食費保護者負担額、これの——月額なんですけども——4,600円程度のところを4,100円に据え置いております。今後についても、国の動向を注視しながら保護者の負担軽減に努め、安全、安心な学校給食を提供してまいりたいと存じます。

また、中学校給食費の無償化についてですが、物価高に伴い、食材費高騰が続く厳しい状況ではありますが、財源については一般財源を基本に、ふるさと納税も視野に入れながら、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたように、給食の値上げについては、物価高で12%ぐらい値上げしている。それに対して、交付金として地方創生臨時交付金ですか、それを活用して据え置きにしておきたいということでもありますけども、小学校の給食について、もう一回ちょっと答弁をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） どっち、質問の相手は。

○議員（9番 堀内 義郎君） 町長、小学校の給食の無償化について。

○議長（指宿 秋廣君） どっちか、指名せんと。ちょっと、お願いします。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁できれば、教育課長をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 小学校の給食費の無償化につきましては、中学校の給食費無償化のところでも述べましたとおり、様々な財源について、一般財源を基本に、ふるさと納税を視野に入れながら、また今後検討していきたいというふうに考えております。

今の段階では据置きの形を取っておるというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 政府のほうが令和5年6月13日のこども未来戦略方針として、次元の異なる少子化対策の実現のための施策を作成したとあります。これによると、学校給食の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・問題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面を含め課題の整理を丁寧に行い、具体的な方策を検討するというものであります。

このようなことを受けて、結果によっては1年以内に成果が出て、成果というか課題の調査を公表されると思いますけども、具体的な方策が出てくるかもしれませんけども、あるいは本町として——町長が答弁できれば答弁をお願いしたいと思うんですが——ふるさと納税が中学校の無償化で一部使われて、また一般財源が使われていくというんですけども、本町のほうでも、ふるさと納税を行っている食肉会社が今度、工場増設して、そのふるさと納税もちょっと見込まれるんじゃないかということも考えられるかと思いますが、あるいはまた、こういった国のほうの政策も出てきて、無償化の補助金とか、そういうところから出てくるかもしれませんが、それを待たずに本町でも独自にふるさと納税の増減を当てにして小学校の無償化、あるいは半分、一部助成が考えられるんじゃないかと思いますが、答弁ができれば答弁をお願いしますが、それについてどう思われるか、お願いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 4月から、中学校の給食費の無償化というのに取り組みました。国のほうでも子育て支援関係の中で、給食費関係についても協議と、検討するというような情報等もあります。そういう中で、本町としましては先発的にやったわけなんですけれども、ただ、今現在、物価高騰等で大変給食費の食材が値上がっていると。

しかし、小学校については、本来ならば4,600円のところを4,100円ということで、その500円については町の一般財源のほうから賄っているという状況で、来年度につきましても、今のこの中学校の無償化に取り組むとともに、その4,100円、小学校、この分については据え置く、そして物価上昇分については町のほうの負担で賄うというふうな方針で、今、予算編成

をいたしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 以前の答弁で、中学校の無償化については、三股町の人口がピークが減りつつあるので、インパクトを与えるために無償化を取り組んだということでありまして、小学校の無償化については価格は据え置く、答弁としては次のステップというような形で、財政状況を見極めての判断ということで、次のリーダーがやるかもしれないという思いも言われました。解釈においては、今の木佐貫政権の中でも無償化についても可能性があるのかどうか、この前の教育委員会の教育長の挨拶で取り上げられたと思ったんですけども、それについて、もし答弁ができればよろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 小学校のほうの給食費の関係につきましても、国の動向等も踏まえまして検討いたしますけれども、やはり財源としてどこを持ってくるかという全体的な情勢を見ないと、なかなか答えは出せません。ただ、今のところ、ふるさと納税のところも、これが倍々増というような形であれば、小学校の無償化、結構な財源が必要ですので、そのあたりについては状況を見ながらということになろうかと思っております。できるだけ、この物価高騰に対する対策というものについては、保護者に負担がないような形での取組はさせていただきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 50分になりましたけれども、ほかの3人が全て完結しておりますので、このまま続けて終わりまでやりたいと思います。よろしく申し上げます。

堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） なんのときにはよろしく検討して、財源ありきだと思っておりますけれども、中学校、小学校、いろいろ不平不満が出てくるといけませんので、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけれども、国際交流についてお伺いします。

インバウンドの回復により、国際交流を進めるための台湾と友好都市の提携は考えられないか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 国際交流について、インバウンドの回復により、国際交流を進めるため、台湾と友好都市の提携は考えられないかのご質問にお答えをいたします。

インバウンドとは外から入ってくるとの意味で、旅行業界では、訪日外国人旅行者を指す言葉として一般的になっております。宮崎と台湾の台北を結ぶ航空路線では、新型コロナウイルス感染症の流行以前、週に2往復の定期便が運航されていましたが、現在運休状態となっております。定期便の運航再開に向けて、県も取組をされているところでございます。

そういった中で、今年5月、台北駐福岡経済文化弁事処——台湾総領事館のことですけれども——ご一行4名が本町を表敬訪問をされ、長田峡や上米公園などを散策し、地元食材を使用した創作料理をご堪能いただきました。その中で、台湾の南のほうになりますけれども、台南市というところに七股区——「七つの股」と書いた七股区の、さらにその下に三股里という——「三股町」の「三股」に「里」と書いた三股里という地名があることにお話が及び、地名が同じということで、何か友好交流ができないかとのお話になったところでございます。

その後、9月には総領事館のほうから、七股区と三股町をオンラインでつなぎ、それぞれの紹介をしませんかのご提案を頂き、11月の10日に総領事館、そして七股区と本町をつないで、1時間程度のオンライン会談を実施したところでございます。観光や教育、産業など、どの分野で今後交流が可能なのか、お互いに相互情報の交流を行い、今後何かできないか、協議を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ、友好都市協議を含めて、交流を深めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほども言われましたとおり、台湾の中にも七股地区ですか、いろいろGoogleで調べてみると三股何々といった地名があつて、三股国民小学校ですか、何かそういった地名もあります。要するに、そういったいいきっかけづくりになるかと思っておりますので、また北諸、都城の食品会社のほうでも、台湾のほうに菜食主義者に向けて、ベジタリアンに向けた食品を提供している会社が町内にはありますので、そのことを含めて、いろんな多方面での交流協力活動を行つてもいいんじゃないかと思っております。

台湾においては桜の木がないので、桜の花見で訪れたいということをおかれておりますので、本町は「花と緑と水のまち」とうたつておりますので、そういったことで上米公園の桜とか長田峡、陶芸体験ですか、そういったことは、いろいろな観光面として連携を深めて提携をかけて、友好都市とか交流を深めて、ぜひ町内の発展のために話を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

長くなりましたけれども、これで一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日7日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時25分散会

令和5年 第5回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和5年12月7日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和5年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長補佐	隈元 祥君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	井上 政和君	環境水道課長	……………	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	……	細田 高広君	教育課長	……………	渡具知 実君
会計課長	……………	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれの議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができるとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いいたします。

発言については、申合せ事項を遵守してください。

発言順位5番、山中議員。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） すみません。一般質問に入る前に、ちょっと、合併しなかったときのことをちょっと皆さん方に、知ってる人はいんですけど、ちょっと言います。

平成の合併のときは、私は、山之口と合併しようと思ったんですよ。そんなときにいろいろ——議長しよったもんだから、山之口の——私的なことやけど、うちのおふくろは山之口出身なんですよ。それで親戚がいっぱいあって、そんなときや山之口は7,500、三股町は2万五千四、五百ばかりおってですね、2010年までに——皆さん方知っていると思いますけど、合併して3万人以上になれば、市になるという、そういう三股市をつくりたいなということで、一生懸命やって——そうしたら今は5万人ですよ。5万人ちゅうことは、今の三股じゃ、ちょっと無理ですよ。

そんなときに、最初、3回か4回ぐらい話し合いをしょってよかったんですよ。それと山之口で——三股の議員が18名、山之口が14名か16名、その話をしよったら、よかふうにいきよったんですよ。そんなときに失礼やけど、山之口の町長が私にですよ、「三股町との合併はしませ

んよ」と言い出してですよ、何を言っているのかと、そしたら山之口で町長と話し合いがあったんですけど、そのときに、山之口の有村議長が来て、山中議長、町長に話をしてくれんですかと言うたから、「あんたたちの山之口の集会に三股から私が何で行かにか行かんとですか」と言って断ったんですよ。そして、そしたら結局ですよ、もう町長は、そのときゃ、山之口は反対が多かったんですよ。多かったんだけど、やっぱり町長は都城と合併するということ言うちよったもんだから、都城としたんですよ。だから、そりゃ、まあ、いいことはいいんだけど、あんときに三股市にしてたら、わたしゃ絶対よかったと思ってます。その後も都城の市長からも何回も電話あって、——前も言ったかもしれんけど、都城と合併しましょうや。1市5町で仲良くやってきたじゃないですか。市長が「山中さん合併しましょうや」と言うから、私は、合併が反対じゃねえんですよと言って、しかし、1市5町の合併は、みんな借金だらけですがね。そんな1市5町は一緒になって大きな船に乗っても、市長、一緒に行ったらもう船は沈みますよち、それよきや都城市と三股町で、「1市1町で協力し、頑張っていきましょうや」ち、言うたら、ガチャッと切りやった。それで合併は結局——本当は合併すりゃ、したところ、真ん中に市役所を造るのは、当たり前なんだけど、市役所は都城のまんまですがね。まあ、そういうこと含めて、いかに合併の問題がいろいろあったかちゅうのは、そのときゃ全町、町内は全部、合併問題ばかりだったですよ。もう色々。そういうことを含めて、いかにだから、1市1町で頑張ってるということを市長に言ったわけだよ。今、市長も替わりまして、私もよう知ってる人だから、よう話をしに行くんですよ。だから、やっぱりですよ、やっぱり、だからそれやから、頑張っていきましょうと都城市長に言った以上、頑張っていきましょうや、とにかく。

合併も、わたしゃ、あと50年ぐらいは合併したくてもできないと思う。都城に合併しましょうと言ってもですよ、今度は完全な対等合併じゃないって、銀行の合併と一緒に、全然、対等じゃないですよ。

この前も、1市4町で合併したとき対等ち、言ったけど、わたしゃ、対等は、いいとか悪いかじゃなくて、都城は、合併するときゃ15万人ですよ、15万8,000人おったとですよ。もう山之口は7,000人位ですよ、何がそれで対等は絶対ないですよ。そういうことを含めてですね、とにかく、もう独立したわけだから、町長もできている、そういうところで今、三股町は、非常に県内から注目されているんですよ。皆さん、それだけは分かってください。

一般質問あるので、ちょっと一般質問、これから始めます。

それでは、第1の質問は、自席から質問しますのでよろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、今の質問については①のこの三股町交流拠点施設整備事業でよろしいですか。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。町政の諸課題について、三股町交流拠点施設整備事業については、P F I方式を進めていくのか、暮らしに関わる他の事業を優先すべきではないかとの質問の2つのこの質問について回答をいたします。

まず、一つ目の事業手法についてでございます。

直営または指定管理ではなく、P F I方式を進めてまいります。P F I事業では、民間事業者の経営上のノウハウや技術力が活用でき、事業リスク管理も効率的に行われます。また、設計、建設、維持管理運営を包括発注することにより、コスト削減や質の高い公共サービスの提供が期待されるからでございます。

2つ目の他の事業との優先順位、影響の件ですが、三股町交流拠点事業のインシヤルコストは、基金と国の交付金及び起債事業で取り組むものであるとともに、ランニングコストにつきましては、各課が所管する事業、つまり生涯学習事業、健康づくり事業、児童館運営事業、そして、ふるさと納税事業などをまちづくり会社や特別目的会社が一括して担うこととなりますので、各課・室の人件費や経費が節減されることとなります。

ただ、特別目的会社への事業委託料や施設管理料等が発生することになりますので、しっかりと精査していきたいというふうに考えております。

この交流拠点整備事業は、町民の暮らし、つまり健康、福祉、文化、教育、子育てに関わる事業であることから、より町民の生活向上、福祉の向上、そして町のにぎわい交流に貢献する事業であるというふうに考えております。

そして、これからの財政シミュレーションの結果、他の事業への影響は少ないものというふうに考えております。

このことについて、詳細については、担当課長のほうから回答していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、企画商工課のほうから詳細な説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、P F Iを進めていくのかについてお答えをいたします。

平成30年3月定例会一般質問におきまして、五本松団地跡地の利用に関するP P P・P F I手法の導入に関するご質問を頂きました。その中で、官民連携手法についても視野に入れながら検討したいとの答弁をいたしております。

その後、平成30年度に基本構想策定方針を作成し、町民ワークショップや検討委員会、審議会などで協議を重ね、三股町交流拠点施設整備事業基本構想を策定いたしました。その中で、町が抱える課題と、その解決イメージを検討・整理し、構想を実現するための事業取組として、従

来型の個別発注方式で行うのか、官民連携による包括発注方式を進めていくのかを令和2年度から検討することといたしました。

そして、令和4年度に国土交通省の調査研究補助金を活用し、第6セクターPFIという三股町独自の官民連携の事業手法の構築に至ったところです。

事業手法を検討する中で、広い意味での官民連携である指定管理者制度では、整備事業に関わる資金は、町が調達し、運営リスクも町が抱えることとなります。

指定管理を受けた民間企業は、町からの指定管理料で収入が担保されるため、事業収益を追求する意欲は低下し、技術力やノウハウを発揮していくというデメリットがあります。

一方、本町が目指すPFI事業方式では、資金調達や運営リスクを官と民が分担して担うことで、民間企業の創意工夫による技術力やノウハウが生かしやすいという特徴が挙げられます。

従来型で町が設計、建設を行い、運営のみを企業に委託する指定管理者制度を採用する方式ではなく、設計の段階から民間の技術力やノウハウを生かした取組を目指したところです。

大手企業しか受注できないようなマイナスイメージの一般的なPFIと、地域の力を生かし、伸ばす機会を創出しようとする地元への投資的意味合いを持つ第6セクターPFIとは、根本的な政策理念に大きな違いがございます。

第一セクターである町と第二セクターである商工会とが、共同出資して、設立した第三セクターまちづくり合同会社、そのまちづくり合同会社と、さらに第二セクターである民間企業で設立する特別目的会社、この特別目的会社のことを第三セクターと第二セクター、3と2を掛け合わせまして第6セクターと呼んでおります。

第6セクターPFIを採用し、運営や維持管理を含めた包括発注方式をすることにより、効率的、効果的な運営維持管理が可能となり、トータルコストを抑えることが可能となります。

次に、暮らしに関わる他の事業を優先すべきではないかというご質問にお答えをいたします。

暮らしに関わる他の事業への影響を考慮するため、本事業でのハード整備事業の側面とソフト事業の側面に分けてご説明を申し上げます。

まず、ハード整備事業につきまして、第6回調査特別委員会において議員の皆様にご説明いたしました資料に基づいて、改めてご説明をいたします。

まず、前提といたしまして、整備に関するイニシャルコストと運営に関するランニングコスト、こちらは20年間を想定しておりますが、総事業費20億円を超えない範囲で収支計画を立てることとしております。

昨今の原油価格や原材料費、人件費などの高騰による事業費の増大という懸念がありますが、本事業では想定外の事象が起こった場合は、事業規模を、その都度見直しを行い、変更していき、上限額20億円を超過しない規模で抑えることとしております。

これは、官民連携の事業であるからこそ可能となります。町民交流施設の規模は2,500平方メートル程度、総事業費15億円と想定し、そのうち町から特別目的会社への貸付金を5億1,000万円としました。この額は、現在、基金として積み立てられた額と一致をいたします。残りの9億9,000万円は、民間からの出資や金融機関からの借入れを想定しております。

また、出来上がった15億円の施設を町が買い取る際に、国土交通省の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用し、補助対象の50%、7億5,000万円を充当します。

これは、令和3年7月に三股町立地適正化計画を策定し、五本松団地跡地の活用についての位置づけを行ったことにより、本来40%の補助率を10%かさ上げすることが可能となりました。

また、国からの財政的支援においても官民連携事業については、重点配分事業として配分されることとなっております。そして、残りの7億5,000万円については、町から貸し付けた5億1,000万円を相殺し、2億2,000万円は公共事業等債で町が借入れ、2,000万円は、民間からの出資を充当することを想定しております。

今年11月に作成いたしました三股町中期財政計画では、交流拠点施設整備事業に関する費用を含めたシミュレーションを行っております。義務的経費や経常的な内部管理経費の削減などを行いながら、健全な財政運営をすることとしております。

例といたしまして、平成13年11月にオープンしました町総合文化施設の総工費は、およそ25億2,800万円でございます。そのうち13億5,500万円は、起債を発行し、平成24年度に償還が全て終わりましたが、償還期間中の普通建設事業、いわゆる投資的経費が決算額に占める割合は、およそ12%から19%の間で推移をしており、大きな変化は見られませんでした。

今、申し上げた費用などは、あくまでも想定した金額や調達方法であり、今後のまちづくり合同会社で行っていく事業提案の内容を検討し、財源や調達方法、金額は変更していくことが予想されますので、ご了承を頂ければと思います。

次に、ソフト事業につきまして、三股の暮らしの魅力を高める新しい拠点としての機能を導入する施設を整備し、現在、点在する施設で行っている事業を集約し、より質の高い行政サービスとして提供することをねらいとしております。

例えば、中央公民館で行っている文化・生涯学習機能や健康管理センターの健康マイレージ事業、またエクササイズ事業、東原児童館での放課後児童クラブ事業、ふるさと納税事業などを移管し、民間ならではの発想で稼ぐ機能として展開していくことを想定しております。

既存事業で携わっている職員の人件費や施設老朽化に伴う修繕費や光熱水費などの維持管理コストが削減できるのではないかと考えております。

詳細については、現在、モデルプランの作成を委託しておりますので、来年2月頃には財政シ

ミュレーションも含めて、お示しすることが可能と考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今、いろいろ説明受けましたが、はっきり言ってですよ、今の説明、あんたらには分かっているかもしれないけど、町会議員で分かっている人が何人いますか。PFI事業というのは、こちら辺にはなじまないんですよ。なじまないよ。いろんなことを話をしても、議会で賛成・反対せにゃいかんとですよ。その判断はできますか。ほとんど分かってないですよ。私も分かってないよ。だからいいんだけど、そこ辺をですね、何で単純に2番目の質問と一緒にありますけど、大丸の跡地にできた、あそこは、簡単に出来たですがね。なんで、三股だけ何年も草刈りとかする訳ですかね。町民からみんな意見を聞きましょう。絶対、町民なんかは分らないですよ。お金は出さん訳だから。そりゃ責任を取る人は誰もいないですよ。私は、この方針でやっても、私はちゃんと責任を取りますと言ってくれる人がいるのであればいいですよ。私は、PFIとかは、先生達は国におった人やからいろいろ言うけど、実際ですよ、やれるんでしょうか。

それじゃ、町長に質問します。

町長、平成29年か30年に東京に行きやっただしょう。覚えてますか、東京に、東京に行っただしょうが、その当時の池辺議長と行ったたしょうが、本人に確認取ったんですよ。ちゃんと行きましたと。奥山先生という大学の教授から紹介受けて、私も付き合いがある人ですよ。東京にいるんですよ。行ったはずですよ。行ったら行ったと言ってくださいよ。

それから五本松のことが始まったんですよ。そのときは、いろいろ——少しは、完全な計画は持ってなかったかもしれんど、ある程度の計画を持って、私は町長室で語ると、いろいろ言いよったじゃない。何でそれは遂行しなかったの。何年もかけて、そこ辺ですよ。覚えてないですか。お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 趣旨からあまり離れないようにお願いします。

町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、言われた——東京には何回も行きますので、どの場面での東京なのかというのを、今、思い出しつつあります。この五本松の事業関係ですね、要するに本町の中心市街地の一角を占めるということで、まだまだ構想もできていない段階ですよ。

こういう方向で、町としては進めたいなということで国土交通省のほうに説明に行ったことはございますね。そのとき、まだ三股町のほうでは、まだ住宅がですね、五本松住宅に住んでらっしゃる方がありましたので、それを移転して、そして、その跡地の活用について町としましては、中心市街地の中に交流拠点施設、まだ、そういう名称ではございませんでしたけれども、物を造

りたいと、しっかりした町の活性化につながる物を造りたいという大きな、この、何ですかね、絵を示すというか、テーマを示す、そういうところの話に行ったことは覚えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 行ったことは行ったんですね。そして我々も、それからですね、もう忘れましたが、何日かしてから、町長とそういう人たちの話合いが町長室であったでしょうが。町長室で。

私は聞いてますよ。私のほうに、東高校のグラウンドの整備、どういふのを造ればいいのかとか、五本松の、そこに、結果は見てないけど、私に言ってきたから、いや町長に話をしてくださいと——町長に話をしたでしょうが、あのときですよ、あのときに何で五本松の話も出たはずですよ。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待ってください。山中議員、②でいいんですか。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） はい、町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 事業の進捗についてのお話みたいですがけれども、要するに、東高校のほうでも、こういうまちづくりをしたいという、何ですかね、絵を見せていただきました。

しかし、それは東高校のプランでありますので、本町は本町のプランを実践していくと、ただし、これをやっていくには、いろんな壁があるんですよ。

まずは、一つは、用途区域を見直なくてはならない。あそこは白地だったんですよ。ですから、あそこを住宅が、こういう交流拠点として建てられるような用地として、区域の見直し、これも1年かかりました。1年以上かかったのかな。

そして、今度は、中心市街地を今度活性化するためには、都市再生整備計画というのをつくらなきゃなりません。これが1年半、2年かかったんですね。要するに、一つ一つの手順を踏まえながら、この事業をやっていく。そして、また町民の声を聴くためにワークショップも何回もやりました。

そういうふうな積み重ねがあって、そして、その中で議論しながらPFI事業、要するに、民間の知恵、ノウハウ、そういうものを活用しながら、町の活性化図っていく、町が直接ですね、物を造って、そして、そこで運営していく。例えば、体育館みたいなものをですね。そういうものは箱物を造ればいい、そして、後は貸し出せばいい、そういうものじゃないんですよ、今度の事業は。

要するに、町民が本当に幸せになるような、そして、また民間がそれを。——いろんなノウハウ持ってますので、それを知恵を生かしながら、町民の住民サービス、そちらのほうに注力する、

そういうふうな事業ですので、時間もかかったということは、ご理解いただきたい。

先ほど言いましたように、手続が、まだあるんですよ。用途の見直し、そして、都市再生整備計画、そして、国との補助金のやり取り、そういうふうな形で、今現在に至っているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 説明はよう分かるんですよ。おたくは三股町の最高責任者ですがね。そういう手続き、そういう行政マンが言うことに対して言うことも大事やけど、民間の人や町民がみんな喜ぶような手続を早く、少しでも早くできないといかんでしょ。今の説明は分かるんですよ。分かるけど、町長ですがね。

少し位、原則的なものもあるかもしれないけど、民間レベルで早くしようとしてやったらどうですかね。そこら辺はそれはそれでいいですけど。

それで質問しますけど、高千穂はこの前、PFI事業は中止やないけど、延期になったですがね。町長は、そのPFI事業を進めようということで、議会がブレーキをかけたという、要するに、物を造れば維持管理費が要る、金が要るんですよ。三股の場合はあそこに造ってもですよ、蓼池とか遠方から大変ですよ。道路も整備されていないんですがね。町内ばっかしですがね。そういうために大金を——みんな町民のお金ですよ。町長も良かった時はいいけど、悪かった時には必ず町民から批判が出る。私は何もかも反対しているんじゃないんですよ。

要するに三股は、島じゃないですよ。島じゃない設備とかも色々して道路も都城に行くような道路ばかりですがね。蓼池から宮村まで通じてる道路は一本もないですよ。そういうのを整備して、みんなが少ない人口で、都城も20万人もおらんんですがね。そんなとこにですね、10億円、20億円もかけてやるような仕事は考えにやいかんですよ。

高千穂町でも町民との座談会を6か所ばかりやったと書いてありますが、私は、二、三日前に、高千穂の事務局長に電話して聞いてみたんですよ。

「あんた、反対せにやいかんですよ。」議会がブレーキかけたら、だから決まらんというんですよ。あそこは観光客がものすごく入っている、それだからよかつたですよ。三股の場合はちょっとですね。そこ辺が、私はちょっと心配なんですよ。

そらするとなら町長や議員などもそれを認めているじゃないかと、必ず、町民の間で、失敗したときは、必ず世間、あれが来るわけやから。本当ですよ。そこ辺をもっと考えて、してもらいたいと思います。何で、さっき都城方式、——町長と議長は、東京に行って、国土交通省の局長さんと話した、そのときに一方では、代議士を通じて、都城の池田市長も行ったんですよ。

その時池田市長は、そこでいろいろお願いしているんですよ、そして、何年もせんうちにできたんですがね。都城は大丸跡に造った施設は私も、去年だったですよ、調査に行ったですよ。あ

そこは32億かかったと、32億かかったけど、業者が16社入って、三股は五本松は違うけど、「16社で入った各社が全部1億ずつ出して、そして、あとの16億以上の金はどうしたですか」ち専務に聞いたら、うち各企業は、宮銀とかあとは金を出して、そして、そんときにですよ、びっくりしたんですよ、あのときは。じゃ、都城市は幾ら出したんですかち、聞いたんですよ。よく知ってる専務やったから。そうしたらですよ、都城市は出してないですよ。大丸の跡は、市の土地だから業者から年間に1,000万近く地代が入るんですよ。市なんか1,000万出しているんですよ。びっくりしたですよ。そのときに国が出したのか、国は940万出しましたって、補助金をです。そんなことをするんですよ。あの専務が言っていたんですよ。商売人が商売をやると自分たちの金を出さないと。市の金なんか当てにして、そんなのないですよち。

そういうふうに言われたから、だから大丸のあそこのああいう方式にやれば、三股もあそこの土地は貸すけどやる人はやってくださいと言えいいんですよ。何で建物とかそうやって建てて、行政のお金でなく町民のお金ですがね。

今、町長、説明会を、何回したんですか。その地域の住民説明会ですよ。

○議長（指宿 秋廣君） 今、この関係があれば、例えば話があったら、②番の都城方式というのがあるので、そっちで答えていいですか。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 町長、答えていいですか。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、都城市のやり方、旧大丸デパート跡地ではいけないのかとのご質問にお答えを申し上げます。

平成23年1月に都城大丸が閉店をし、民間が土地と建物を取得した後、平成27年3月に都城市が買い取り、中心市街地の活性化に取り組みました。

公共施設部分である市立図書館M a l l m a l l は、旧都城大丸センターモールの建物は取り壊さず、建物全体を図書館として全面的に改装されました。公募型プロポーザル方式により指定管理者を選定し、その意見を取り入れて、市が設計、建設を行い、リノベーションされたそうでございます。

また、民間施設部分であるホテルやスーパーマーケットなどの複合施設テラスタについては、市有地を貸し付け、総事業費およそ37億円を投じ整備されたと伺っております。資金については、運営会社である株式会社テラスタが調達されたと伺っております。

本町では、先ほどの答弁で申し上げたとおり、官民連携の第6セクターP F Iにて実施していくことを決めたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 順番が、今の説明も分かるんですけど、役所の人が言うことと、我々、町民サイドから見ると違うんだよ。この4番にしても、あそこに、あの駅前に物産館が造っとるでしょうが、町長、あなた、去年やったか、一昨年に町長室で語った時に何と言ったと思います。覚えてないですか。私は覚えてますよ。

そのときに、物産館は、やっぱりいかんかったですよと言うたもんだから、いかんとなら早く閉めんけ、閉めなさいよと、私は言うたですよ。いや、五本松ができてからあっちを閉めますからと、田尻石油の前に道の駅を造るようなこと言っているんですよ。

まだ覚えてますよ。今、都城の農協の組合長の久保順一組合長に言ったのと言ったら、まだ言っていないですけど、そのときはいろいろ、ぴしゃっとした構想持ってなかったのかもしれないけど自分で止めたんですよ。町民みんなでつくる町ですからと。そりゃみんなでつくる町やけど、町長はリーダーシップを発揮して、2期目、3期目無投票やったですがね。やらんごて。何も覚えてないですか。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、今のは、④の答弁でいいですか。④で。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） はい、町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、言われましたけどね、よかもんや自体をこっちに動かすなんて一言も言ってませんよ。何を言っているんですか。そんなこと言ってませんよ。それは、私が決定することじゃなくて、よかもんや協同組合が決める問題ですよ、町のほうですよ、そんなのを言えるわけがないですよ。私もそんな権限はございません。そこははっきり言うておきます。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 私は覚えているんだから、あんたはそれでいいんですよ。まあ、仕方ない。

しかし私は、去年、一昨年、あの物産館の理事長と会ったんですよ、理事長と。ちょうど受付で。あんた達があそこの五本松をやるかて思っちゃったて言ったら、「私たちが今の物産館でいいですが」ち言うたから、言ったの覚えちよつとです。あの理事長も、物産館を駅前に造るときは、反対しちよつたんですよ。五本松に建てようという思いがあったから。だから情報やったけど、そのときも私なんか「物産館でいいですが」ち言ったから、それから方針が変わってPFIとかなんとなかって、そういう話が出てきたちゃってる、結局、民間がやるんですから、「あんたたちも金を幾らか出してよ」と言ったんです。そしたら、「もういいですわ」ちなったですよ。

私は、理事長がはっきり言うたですよ、「もう私達は役場のほうから話合いしましょう」ち来てるけど、「今はもう話合いもしてないんですよ」と言うたから。

町会議員はだいたい反対しよるか知れんが、俺と町長は、話がついているんだから、そういうう

わさもあったんです。

今度は商工会がやるとかなんとか、そういう二転三転というのは、いいんだけど、町長のリーダーシップを発揮してですよ、やればいいですよ、やるときは。

あとは議会が賛成するか、反対するかだけですがね。議会が決めることですよ。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待ってくださいね。要するに、ちょっと逸脱し過ぎているから、④なら④に絞って、「よかもんや」ここがどうなるのかっていう話にしないと……。

○議員（12番 山中 則夫君） 町長としてのトップの考えを聞きたいんですよ。

○議長（指宿 秋廣君） だから、④についての質問、答弁という形でよろしいですか。

○議員（12番 山中 則夫君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） はい、答弁を④でお願いをいたします。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まずはですね、「よかもんや」をあすこに造ったときに、下石さんですよね、あの人は経営指導員だったんですよね、そして、あそこに造るというのを反対したわけじゃありません。あの人が指導したわけです。そこは、まず訂正しておきます。

町のほうでも反対したとか、そういうことはありませんので、もうそれは商工会のほうで決めて、複合施設、要するに「よかもんや」物産販売店と、それと商工会の建物、その複合施設として、駅前の方に商工会の決定で造ったわけですから、町が、「そこに造れ」云々というんじゃないで、そこは、ご理解いただきたいなと思います。

今後、駅前の物産館「よかもんや」どうするのかというご質問にお答えします。

三股町物産館「よかもんや」は、平成21年4月に開館し、今年で14年目を迎えます。三股町の物産販売施設として、また三股町の商工観光などの情報発信基地としての役割を担い、「よかもんや協同組合」により運営されております。

町の玄関口であるJR三股駅周辺を含めた役場周辺、五本松交流拠点施設を結んだ中心地ゾーンを一体的に活性化する、核となる重要な施設というふうに考えております。

五本松交流拠点施設の関係では、当初、交流施設内への出店も検討されたというふうに聞いておりますが、協議の結果、現在の場所で営業していくということになったと聞いております。

それと、この交流拠点施設について、町の中心部の人だけしか使わないんじゃないかということのお話もございましたけれども、今回、後でまた一般質問もございますけれども、くいまーる、要するにコミュニティバスの再編といいますか、ルートの変更等もいろいろしまして、要するに各集落から中心地のほうに向かうルート、生活便にプラス、そして、町内を——町内といいますか中心市街地を周回する路線、そちらのほうを設けまして、できるだけ住民の足の確保、利便性の向上、これに努めながらこの駅周辺、そしてまた役場、そして五本松、そして各集落を結ぶ、そのようなルート変更もしていただいておりますので、町民全員が使える施設というふうに考えて

いるところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今のは役場職員の説明ですよ。町長になったら、まして4期目にも今なってるわけだから。今、物産館の話をしていたけど、物産館は、あそこは何時まで営業しています。私は、都城のテラスタに行ったんですよ。あそこの店長と会ったんですよ。あんたんとは何時まで営業しているんですか、うちは8時までですよって言ったから、8時、うちの三股のは5時半だよって言ったらびっくりしよったですよ。5時半っていや、通勤客が駅から降りてくるときに買物したりする。だから、私に電話がある。いろんな人から電話があるんです。行ってみたら、買物しようと思ったら閉まっちゃったがなって。だから民間感覚でやらないといかん。だからそのために何で閉めるかというと——町から320万は毎年やっちょるでしょうが。そういうお金出してあげても理屈を言うんですよ。しかし人件費を削るために早く閉めるわけですから。普通は午後5時半っつち、そんなんあり得ないですよ。普通はどう考えても7時か8時までやってますよ。だから人件費がかかるから閉めますって、閉めるから、4時半から品物を安くしますからって。そうした業者は大変なんですよ、今度は。安くするわけですよ。安くするのはいいことはいいけど、5時半はちょっとね。本当に誰かが言って町民と一体化にならないといかんですよ。役所の人間ばかりで語ってないで、5時半っていうのは、自分たちが5時で終わって帰るようなもんですわい、町民と一緒に。そんな感覚はちょっと違うんです。だから政治家になってもらいたって言うんですよ。町長は政治家になってんだから、そこはいいですよ、5時半まで、何で早く言わないかんですよ。金を、税金を使っている訳ですよ。一銭も出さないんだったら向こうの考えでええやろうけど、金を、大金を出してるわけですからね。で、町の何とか、宣伝とかなんとかかんとか、それだけはまりがないわけですから、普通はね、市や町はね、そういうもんなんです。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ご指摘は真摯に受け止めたいと思います。

要するに、町の施設でありませんで、それはもう事業協同組合ですから、向こうのほうの経営方針でやっているわけですよ。ただし、今言われたように、町のほうからもふるさと納税の一部を向こうのほうに——向こうの施設整備関係のほうに流していますので、そういう意味合いでは、補助金の使い方を含めて、こちらの意見と、議会でこういう意見があったということは伝えていきたいと思います。

ただ、町が直接経営してるわけでありませんで、向こうは向こうの事情があらうかと思いますが、まあ、しかし、こういうですね、今言われるように、私も5時半、あの7時頃行ったら閉

まってるからですね、やはり民間だったらもうちょっと稼ぐということも必要じゃないかなというのは、そういう意見は、思いは一緒でございますが、まあ、向こうの事情もあろうかと思しますので、そのあたりはお話を聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員、ちょっと待って、ちょっと待って。（発言する者あり）与えられた50分以内という時間が来ましたので、残された質問が、③の問題とか残っていますので、（発言する者あり）次があればなんで、③の問題はまだ触れられていませんので、今日の最後の議員の質問の後に……（発言する者あり）いやいや、ちょっと待って。まだ③の問題もしてもらわないといけないので、取下げがない以上は、これで終わりたいと思います。で、3人目の議員の中原議員の後に、続きの質問をしてもらいたいと思います。

○議員（12番 山中 則夫君） 分かりました。

○議長（指宿 秋廣君） はい、すみませんが。

これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 発言順位6番、内村です。教育現場での新聞活用についてということで質問をしていきます。

学校など教育現場で新聞を活用する、NIE（新聞活用学習）の2023年度実践指定校に梶山小学校が選ばれております。

NIEとは、日本では85年、静岡で開かれた新聞大会で推奨されております。その後、教育会と新聞会が協力し、社会豊かな青少年の育成や活字文化と民主主義社会の発展などを目的に掲げて全国に展開しております。その中で選ばれた理由・内容というのは、どういうものかということで聞きたいと思います。

あとは、質問席にて質問していきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 2023年NIE実践指定校に梶山小学校が選ばれた理由・内容についてお答えいたします。

N I E実践指定校は、各都道府県のN I E推進協議会から推薦を受け、新聞協会が認定するもので、原則2年間の指定となります。

梶山小学校につきましては、県教育委員会を通じて、N I E実践指定校の推薦について紹介があり、町教育委員会として梶山小学校を選定したものです。

選定理由としましては、梶山小学校は、令和4年度から校内研究において、見方・考え方を働かせることや、読解力の育成に取り組んでおりますので、N I Eの実践を通してさらなる取組の充実が期待できることから選定したものであります。

指定初年度の梶山小学校の取組内容につきましては、全国紙4紙を含む5紙を閲覧できる環境づくりや、宮日こども新聞の児童一人一人への配付、興味のある記事について感想を書いたり、ファイルにつづっていくような取組等を行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、教育長のほうから、読解力とか、いろいろ指定校で受けられたらという、県からの指定校に受かったということの説明があったわけですが、まさしくそのとおりじゃないかと思っております。

私もいろんなことを、新聞を通じていろんなことをこうして思い知らされたわけですが、宮日新聞でも確かにN I Eということが掲げられております、やっぱりですね。その中で。

全国の小中学校を対象にしたN I Eの学習効果を調べるアンケートでは、新聞を読む生徒と読まない生徒と、読まない、読解力の差が出ているというようなことがアンケートで挙げられております。その中で、去年4月に実施された全国学力テストでは、新聞をほぼ毎日読むと答えた小学生の平均正答率は、小学生の算数の平均正答率74%、国語は76%であり、全く読まない児童より10%高かったということが挙げられております。中学校でも、同様の傾向が見られるということでもあります。

その中で、梶山小学校が選ばれたというようなことの内容説明がありましたけど、町内にはほかに小学校、中学校があります。その中での取組ということでは、どんな取組があるかということで、改めて伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 新聞を活用した学習につきましては、梶山小学校を含む小学校6校、中学校1校の全ての小中学校で取り組まれております。

取組の一部ではありますが代表的な取組としまして、小学校のほうでは新聞の筆写——書き写す、感想を書く活動、新聞への作品投稿、新聞を廊下に展示する環境づくり、教科等と関連させた新聞づくりや新聞の活用、新聞記事の読み声の活用等を行っております。中学校では、1分間スピーチでの活用やスポーツや大会結果等の閲覧の推奨等をしているところです。

三股中学校におきましては、新聞販売店のご協力を得まして、全ての学級に宮日新聞が毎日届いているような状況もありますので、新聞の活用を、三股中学校では多く活用できているような状況があるところです。

教育委員会としましては、このような各学校の工夫した取組を引き続き推進していくとともに、梶山小学校のN I E実践指定校の取組を含め、各学校が相互に情報交換ができるように支援していきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろな取組があると思います。その中で、中学校ではいろいろな取組をなされているということですが、政府が、公立学校の図書館に置く新聞の充実に向け、2022年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」ということを目標に掲げられていることでもあります。

昨年度からの5か年計画で、税収の多い東京23区や川崎市などを除く自治体に対し、学校図書館への新聞配備費として、年に計38億円を地方交付金として財政するとあります。だが、この交付金についてはその自治体に任せるというようなことでもありますけど、まだまだ新聞配備が進んでいない自治体も多いことでもありますけど、その中で、このような全国で図書館の新聞配備が求められる中で、東京都の葛飾区では今年度、小学校、中学校での図書館で、複数の新聞が読める環境を整えております。葛飾方式を考案した教育委員は、学校と教育委員会のほうにメリットが多いということでもあります。新聞を活用して読解力を高める、授業・ニュースにも興味を持たせることもできるというようなことでもあります。読み比べれば、多様な考え方に触れ、自分の考えを確立することができるということでもあります。

日々あふれる情報を収受、選択し、自分なりに分析する力は欠かせないということでもあります。土台をつくるためにも、新聞は活用であるというようなことでも言われておりますけど、本町においてこのような取組についてどのように考えるか、そして、本町がこのような取組はできないかということでも聞きたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今お話がありました学校図書館図書整備等5か年計画におきましては、小学校では2紙、中学校では5紙の配置というのを目標に掲げてられるというふうに認識しているところです。

これは、図書館のほうに配置をするというような形で、学校図書館図書整備計画ということで出されておりますが、現在本町では、小学校におきましては、職員室や図書室、また教室の廊下等に新聞を配置しているような状況はあります。ただ、宮日新聞、それから現在は朝日小学生新聞等を配置しておりますが、全国紙の配置につきましては現在は行っていないところですので、

読み比べるということではできないような状況があります。

今年度、梶山小学校については、全国紙4紙並びに宮日新聞の配置を行っておりますので、この辺の研究成果等も考慮しながら今後については考えていければというふうに思っております。

ただ、三股中学校におきましては、先ほど言いましたように、毎日教室に届いているような状況がありまして、先ほど議員からお話がありましたが、本年度の全国学力調査におきましては、三股中学校は国語におきましては、県平均を上回るというような結果も出ておりますので、この5年間ほどは宮日新聞の販売店のほうから届けていただいておりますので、その成果も、この一部ではないかというふうにも考えているということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 中学校については成績も県平均も上回っているというようなことで、成果が現れていないかというようなことですが、小学校については今のような体制でやっていくということですが、できるだけそういうふうに読み比べということもありますから、こういう中で新聞を毎日読む人と、週1回から3回程度読む人、月に1回から3回程度読む人、ほとんど全く読まない人というようなことに対してのこのアンケート調査が出ておりますので、できたらこういうふうにして、こういうことをぜひ進めてもらえばいいんじゃないかと思えます。

どれですか。それとこれに対して。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今言われたようなアンケートの調査結果等もありますので、また、先ほども申しましたように、梶山小学校の取組等も参考にしながら考えていければというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひお願いしたいと思います。

次ですけど、自治体の公用車が、自動車の車検ですね、車検が切れた状態で走行する事案が相次いでいるということが全国的に言われております。まあ有効期間の怠った単純なミスだとも言われております。

私のほうから、いろんなこういうことであってこういうことでありましたというようなことで言わせていただきますけど、公用車の車検切れを見落とす原因、背景としていうことですね、車検時期をチェックしていなかったという、車検は別の部署の担当と誤解していたということです。複数の職員が乗って、移動・管理する意識が薄れがちということでもあります。

車検切れのまま運転した場合、有効期限を過ぎて整備が不十分であります。そのようなことで、事故を招くおそれもあるというようなことでもあります。そのようなことで車検が切れておって、

職員が車検切れを隠そうとして車検証の有効期限を書き換えたことが露呈、職員が緊急処分を受けたというようなこともあるそうであります。

調査では、20年度から22年度の3年間に、67の自治体や公的機関での公用車の車検切れが確認されたということでもあります。

そのような中で、本町においてはどのようにあるかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町の公用車が車検切れ状態で走行する事案があったかどうかについてお答えしたいと思います。

令和5年4月現在の公用車の台数は、総務課行政係で集中管理している車両が16台、各課が所管する車両が87台の計103台であります。

公用車が車検切れの状態で走行した事案はないところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 全部で103台ということですね。これ、いろいろな落ち度があったりしてないってことになっているようですので、私が言ったことを、こういうことがあったということをご参考にしていただければいいのではないかと考えております。

そのような中で、公用車の管理ということで、車検が切れた後に車検切れのまま運転をすると、道路交通法違反とか行政処分に科せられて、6か月の罰金とかいろいろなことがあります。そして保険の切れている期間も多くて、事故を起こせば自分で賠償金を払わなければいけないということもあるそうであります。その中で、特に消防車なんかも、ほかのところがしてるんじゃないかという誤解を招くということでもあるそうであります。その中で、公用車の管理についてはどのようなものであるかということで聞きたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 公用車の車検切れ状態を防ぐための管理体制についてお答えしたいと思います。

公用車全てにおいて、まず1つ目に、車検業者の割り振りを行い、法定点検の分散を行うことで、車検業者と車両管理職員による車検日程の計画的な調整や事務の円滑化、点検漏れの回避等につなげているところでございます。

2つ目に、衛生センター管理車両やリース車両を除く公用車の自賠償保険を総務課行政係にて一括して更新しており、更新の際には、各課担当職員へお知らせをすることとしております。また、行政係で管理している集中管理車は、保険担当と車両管理担当の職員を分担しているため、二重のチェックが働くことで、車検漏れを防いでいるところでございます。

3つ目に、公用車と自賠責保険の管理はデータベース化しており、随時更新に加え、各課管理の公用車は、購入、廃車、買換え等の管理状況調査を行い、最新の情報に更新しております。

以上のように、事務に関わる職員の役割分担による二重チェック、公用車と自賠責保険のデータベース化による職員間の情報連携によって、車検漏れを防ぐ管理体制を構築しているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 完璧、二重チェックというようなことで、そういうふうに体制で整えるということですので、全国的にこういうことが多いという情報の情報を知ったわけですけども、三股町においてはこういった万全の体制で、そういうふうに整えるということで理解してよろしいということですね。

それでは、次に行きたいと思います。

宮崎県畜産共進会第64回枝肉について聞きたいと思っておりますけれども、今、全国的に子牛が暴落しております。21年ぶりの肉用牛補給金ということが発動しております。肥育牛については、国からの補助金制度、マルキン制度が発動しております。これも長く発動しております。この中では、畜産農家は大打撃を受けて、もうやっていけないというようなことも言われております。肥育農家が駄目ですから、子牛の導入を控えているという状況でもあると思っております。

非常に注目されるのが、共励会であります。共励会が今現在、12月において、いろんなところで共励会が行われております。その中で、11月24日——10月24日ですかね、第64回宮崎県畜産共進会枝肉共励会が、高崎のミヤチク工場で行われております。その中で、全体の内容というようなことは、どのようであったかということで伺いたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 第64回宮崎県畜産共進会、牛枝肉の結果について回答させていただきます。

当共進会につきましては、県内から100頭の出品がございました。そのうち、JA都城管内からの出品牛は26頭で、うち3頭が本町からの出品がございました。結果についてですが、この26頭中4頭が入賞しましたが、本町の出品牛は入賞できませんでした。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 100頭の中で、なかなか技術も上がってきてその中で、いろんなことが言えますけど、やっぱり注目されるのは単価なんですよ、単価が。枝肉重量と単価が伴って価格が設定されるわけですから。

前年度と比較して、枝肉重量、価格単価はどのようであったということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 前年の共進会との比較につきまして回答させていただきます。

まず、枝肉重量の平均は、528キログラム。前年度比マイナス5キログラム。牛の霜降り度合いを表す基準でありますBMS脂肪交雑の平均は11.4、前年度比プラス0.2。枝肉単価の平均は3,230円、これ1キログラムです。前年度比マイナス110円となっております。

A4等級以上の上物の率でございますが、100%。A5等級が100頭中98頭と、非常にレベルの高い共進会でございました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 単価が110円マイナスということですが、明らかにこれは値段が安いということで、もうこれが物語っている状況じゃないかと思っております。

こういうことが大きく左右されて、子牛価格にも影響しているわけですが、いろんなことで補助事業ということなんか取り組まれておりますけど、いろんなことでですね。

今まではサシ重視だったことが、今、肉のうまみ成分というのが鹿児島全共から取り入れられております。その中で、一価不飽和脂肪酸、オレイン酸ということも言われておりますけど、一価不飽和脂肪酸はどのようであったということを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） うまみ成分に関します、今議員ご指摘——説明ありました不飽和脂肪酸、オレイン酸等の審査も行われたところでございます。

これにつきましては、脂質賞といたしまして1頭が受賞しております。こちらは小林から出品された牛が1頭ということで、受賞したということで報告を受けております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか難しいですけど、小林のほうから出品された牛がそういうふうにもたられたということですが、和牛というのは、血統が非常に重視されるわけですよ、ほとんどですね。

18か月から20か月ぐらい養って、それから出荷するわけですが、出品牛で、種雄牛、1番目、2番目は、どういう牛が血統的によかったか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 出品牛の血統についてですが、首席——グランドチャンピオンの父親、種雄牛につきましては、満天白清。そして、優等2席は勝美利で、優等に格付された

10頭のうち満天白清が3頭、勝美利が2頭でございました。

なお、先ほど申しあげました脂質賞を受賞した種雄牛は、耕富士ということでございました。
以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） はい、分かりました。どうも。

それでは、次に行きます。

2022年度に、台風14号の影響、被害状況ということで、9月議会で質問をしております。
その中で、最も被害が大きかったのが、福留地区の樺山用水路、上米公園の斜面崩壊であるとい
うことで答弁を頂いております。

福留地区の樺山用水路、工事の状況、今後の状況はどのようにあるかということで伺いたいと思
います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 福留地区の樺山用水路の現在の工事状況及び今後の工事の状況
はどのようなかとの質問にお答えいたします。

福留水路災害復旧工事につきましては、令和5年6月に設置いたしました仮設迂回水路を
10月に撤去いたしまして、現在、新設する用水路を支えます橋台、橋脚の基礎ぐいの施工を行
っているところでございます。

今後の予定といたしましては、基礎ぐいの施工が完了する12月中旬から、橋台、橋脚本体の
建設工事に着手いたしまして、1月中旬から順次、橋梁部水路工、土工部水路工、ブロック積み
工等を施工いたしまして、契約工期であります3月19日の完成に向けて工事を進めていく予定
といたしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） まあ、いろいろ説明ありましたが、3月19日完成に向けて
の工事をやっているということですけど、まあ、いろいろ、樺山用水路については長田峡のほう
から水を引っ張っているわけですけども、この中で、長田峡から水を引っ張って、上米公園のと
こ流れて、ずっとほとんどの町の文化会館の南側の田んぼを全部潤しているわけですけども、
この日に向けて、いろいろ雨が多かたりして工事が進まない状況でもあると思いますけど、い
ろいろ災難、けがが伴いますから、やっぱり危ないことは伴いますので、そんなことないように
取り組んでいただければと思っております。

その中で、上米公園の斜面崩壊ということがやられております。その工事の状況、今後の工事
の状況というのはどのようなかということで聞きたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 上米公園の斜面崩壊の現在の工事状況及び今後の工事の状況はどのようなかについてお答えいたします。

ご指摘の斜面崩壊につきましては、昨年9月の台風14号に伴う暴風雨により、上米公園南側生活環境保全林内の遍路ののり面が崩壊したものでございまして、2月に国の災害査定を受け、3月に地元建設業者と災害復旧工事の契約を行ったところでございます。

工事につきましては、大谷地区内の水路の復旧工事、用水を必要とする田植え時期と重複しましたことから、まずは水路の復旧工事を優先して進めさせていただいて、水路本体の復旧工事後、6月から本格的な工事の――公園の災害復旧工事に着手いたしました。

公園の工事進捗につきましては、崩壊した斜面上における工事であり、雨季を挟んでいましたことから厳しい状況下での工事となっておりますが、崩壊箇所2か所のうち西側の工事につきましては、主たる工事となる特殊な繊維等で補強した盛土工事、いわゆる補強土壁と呼ばれておりますが、そういったものとか、排水工事等がおおむね完了いたしまして、舗装やのり面保護工などの仕上げの工事を残すのみとなっております。東側の崩壊箇所につきましては、崩壊した土砂を支えるための土留めや排水等の工事を予定しておりましたが、地盤が想定より異常に軟弱であることが確認されまして、重機等の侵入が困難な箇所があるなど、より厳しい状況にありますことから、現在その対策について検討をしているところでございます。

今後の流れといたしましては、対策について施工業者等と協力して検討を行いまして、その結果を踏まえ、工法変更に関する国・県との協議を行うなど、速やかな工事の再開を目指してまいりたいと考えております。

工期は来年の3月25日までとしておりますので、現場内での安全管理に十分注意しながら、早期完成に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、課長が詳細的にいろいろ説明されましたけど、まさしくそのとおりじゃないかと思っております。

非常に東側のほうが、斜面が、雨が降ったときに土砂が流れてきたりして、雨の通り道というのがあるんじゃないかと思っております、やっぱりこういったときにですね。その中で、土砂が流れてきたりして、その土砂が来て、もう本当に、今、重機が入れない状態とかいろんなことを言われましたけど、まさしくそのとおりじゃないかと思っております。

だけどやっぱりいろんなことをする、田んぼをするにはやっぱり水が欲しいわけですけども、これは私の家の近くを通っているわけですけど、もう、つくづく思うんですけど、最悪、事故が

ないように、それが一番だと思っております。見たときに危ないですよ、本当に。一気に雨水がバーって降るような状態で、土砂が流れてきたりする状況ですから。3月25日がというようなこと言われましたけど、けがの伴わないように、今説明いただきましたけどいろんなことが分かりましたので、取り組んでいただければと思っております。

これで質問終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時33分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位7番、中原美穂です。通告に従いまして質問していきます。

宮崎県内には神楽やひょっとこ踊りなど、各地域に伝えられた数多くの貴重な伝統芸があります。三股町内にも民俗芸能が13団体残っており、町内に住んでいた私でさえ、13団体もあることを議員になるまで知らなかったことも事実でした。子供たちは各地域にある民俗芸能について、小学校で教育を受け、携わることがあるとお聞きしました。

伝統芸能は、郷土に伝承された貴重な財産であります。その文化の保存と継承は、三股町の魅力を高めるための一つであります。この文化を守り保存し、継承していかななくてはいけないと考えます。その文化の継承こそが、文化の三股町・自慢の三股町・愛する郷土三股町へつながっていくものであると思います。

先日、保存会の皆さんと意見交換をさせていただきました。継承者不足の問題や団体を支えていく資金の問題、用具の老朽化、発表機会の確保、花代の減少等の様々な面で苦勞されている団体が多く存在しています。意見交換の中で私が感じたことは、民俗芸能の魅力を身近な人に発信し、後継者の育成につなげていくことが大切であると思います。

質問1、三股町内に残る民俗芸能（郷土芸能）の保存・継承についてどのように取り組んでいるのか、町長の意見を伺います。

また、残り質問は順次質問席にていたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町の民俗芸能について、三股町内に残る民俗芸能（郷土芸能）の

保存・継承について町長の意見は、についてお答えいたします。

本町にはジャンカン馬踊りをはじめ、棒踊りや奴踊り、俵踊り、太郎踊り、棒太鼓踊りなど、数多くの郷土芸能があり、各集落、地域で受け継がれているところです。これらの郷土芸能にはそれぞれの歴史、いわれがあり、三股町の歴史・風土・文化と密接な関係性が見られます。そして郷土芸能は集落ぐるみの取組であることから、集落民の一体性、同一性に貢献するものでもあります。

このような観点から、郷土芸能は歴史の産物であるとともに、集落及び町の重要な伝統文化であることから、継承していくことが重要というふうに考えております。

このようなことから、青壮年を中心とした伝承ばかりではなく、ふるさと教育の一環として小中学校の運動会では、児童生徒による郷土芸能の披露が行われ、郷土に対する誇りの醸成に役立っているのではないかとこのように思います。

平成3年に刊行されました「三股の民俗芸能史」は、本町の各郷土芸能の由来、現況、踊りの説明、扮装と道具、習俗、歌詞と音符が掲載されており、貴重な資料であります。文中に「三股町は、全国に数少ない、生きた民俗芸能館であると言っても過言ではないだろう」とあり、郷土芸能は本町の町おこし・地域おこしの重要な資源だというふうに考えております。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 次の質問に行きます。

三股町の民俗芸能は郷土芸能の一分野として教育課、文化財係と文化会館、文化振興係双方の取扱いと聞いております。それぞれの担う役割について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えいたします。

文化財係は、民俗芸能の歴史的な調査を行うことを業務としております。

そして、一方ですね、文化振興係、こちらについては、町内の文化・芸術活動の支援などを担当しております。例えば町内の文化団体や文化イベントの企画運営支援、文化・芸術活動の育成振興などの業務を行っております。したがって、郷土芸能の活動支援に関することは文化振興係が主担当となり、保存会への補助金交付も文化振興係で行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、文化振興係は年間を通じてどのような活動を行っているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほどちょっと触れておりましたけれども、文化振興係は様々なイベントや企画運営、そして文化芸術活動の育成・振興などの業務ですので、例えば文化会館の運営、それと色々な文化協会のそういった支援というところも行っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） イベントでは、三股町では10月芸能発表会が行われると思いますが、三股町内の郷土芸能が集結し、総合的な文化イベントを目指していくことが大切ではないでしょうか。

また、1つの祭典を祭りの日に重ねイベントを行うのもよいと思いますし、多くの来場者が町民のみならず様々な人々が、文化体験を経験してもらうことができる仕組みづくりを考案することが必要ではないかと考えます。三股町内における文化団体等がみんなで連携し、文化を発信するイベントを行い、文化力を高めていくことが大変重要であると思います。

では、町長にお聞きします。

地域の民俗芸能には大きな魅力があると思いますが、町長は郷土芸能の魅力についてどのようなお考えでしょうか。

また、今後新たな発掘できる文化財も含め、民俗芸能の魅力を三股町内で発揮させるためにはどのような取組が必要であるか、町長のご意見をお聞かせいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員、今のは通告が教育長になっているんだけど、これ印刷ミスで、事務局が違ったのかな、通告順位が教育長じゃなくて町長と転記してあれば町長もあるんですけども、教育長というふうになっていますので教育長に質問となっています。

中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 町長へと変えて提出はしたんですが、教育長に変更になっています。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） では、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この問題について教育委員会側からの見解ありますか。

○教育課長（渡具知 実君） もう一回質問のほうをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） もう一回お願いします。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。

地域の民俗芸能には大きな魅力があると思いますが、町長は郷土芸能の魅力についてどのようなお考えでしょうか。

また、今後新たな発掘できる文化財も含め、民俗芸能の魅力を三股町内で発揮させるためには、どのような取組が必要であるか、ご意見をお聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） これは何番のところに入った番号ですか。これ……

○議員（2番 中原 美穂君） 2番です。役割についての内容の。

○議長（指宿 秋廣君） 郷土芸能の一分野として文化財係と文化振興係の双方の取扱いとなります。それぞれ担う役割はということなんですけど、今のちょっと趣旨が違う。

○議員（2番 中原 美穂君） 飛ばします。

○議長（指宿 秋廣君） はい。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員、どうぞ。

○議員（2番 中原 美穂君） では、民俗芸能は地域性と多様性、各地域が独自の伝統やスタイルを持ち、そこから生まれる多様性の魅力が一因あり、季節や行事に結びついた祝祭が祭りの雰囲気盛り上げる役割を果たしています。

また、言語や音楽、踊りなど口承伝承の形態を取り、これらが地域の言語や文化の受け継ぎ方を示している大変貴重な伝統であると思いますので、今後もよろしく願います。

では、次の質問に行きます。

後継者不足について各団体の方々が悩まれています。次世代の担い手の教育・育成については小学校・中学校の練習環境の整備が重要となります。小中学校における郷土芸能の担い手、教育支援について今後どのような取り組み支援をお考えでしょうか。また、今後どのような支援を検討されているのでしょうか。願います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 町内の各小中学校では、ふるさと教育の一環として運動会や体育大会など、そこで児童生徒による郷土芸能の披露が行われております。また、教育の日記念イベントでは伝統芸能発表の中で、児童生徒による民俗芸能を輪番で披露するなど機会を設けております。これらの取組は、子供たちの郷土に対する誇りの醸成に役立っているのではないかと思います。

民俗芸能の後継者不足については、少子高齢化の中、全国的な問題となっておりますが、児童生徒が民俗芸能に接することにより地域への関心や愛着が増すことで、将来、民俗芸能に関わることを期待しております。

今後も引き続き担い手の一環として、全小中学校で民俗芸能を活用したふるさと教育に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 小学校では、年に1回授業にて、地域への伝統理解と普及に向けた教育的指導をしていただいていることには感謝いたします。

後継者不足の課題解決に向け、民俗芸能の残る地域での担い手、育成支援が必要だと考えておりますので、授業の一環として、年間を通じて継続的に民俗芸能を教育に入れて環境支援していくことはできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 現在、総合的な学習等を通してですね、民俗芸能ということだけではなく、ふるさと教育については取り組んでいるところです。その中で民俗芸能等についても子供たちが調べたりとかいう活動をしております。

現在、小中学校では運動会、体育大会の中で民俗芸能に取り組む、これは全ての学年ではなく、学校によって6年生だけが取り組んだりとか、5、6年生で取り組んだり、中学校では中学校3年生の男子が実際に披露しているというところもあります。小学校から中学校までの9年間の教育を通して民俗芸能にも触れていく機会をつくっていきたいというふうには考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

小中学校での民俗芸能の実施について、現状では運動会前の練習に限られており、民俗芸能保存会の方々もボランティアにて支援されています。保護者や保存会メンバーも含め貴重な時間を割いて指導していただいているのが現状です。状況を踏まえ、予算や町からの支援の検討のお考えはあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、まず各小中学校での民俗芸能の取組状況についてお答えします。

まず、三股小学校ですけれども、取り組んでいる民俗芸能は、上米地区の棒踊り、やっこ踊りに、勝岡小学校については餅原地区のやっこ踊り。蓼池地区の俵踊りに、梶山小学校は梶山地区の棒踊り、田上地区の俵踊り、宮村小学校については小鷲巣地区の大太鼓踊り、長田小については大野地区の棒踊り、三股西小については新馬場地区の棒踊り、三股中学校については棒踊りに、それぞれ取り組んでおります。

このようにですね、郷土芸能保存会の方や保護者の方、また保護者の方がボランティアとして貴重な時間を割いて指導していただいている状況は大変ありがたいと感謝しております。

今後はですね、この郷土芸能保存会の方々と協議する場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 町の職員の方も、民俗芸能へのボランティアをしていく、または、民俗芸能に関わるボランティアへの支援をしていくことはできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 郷土芸能に、そういった練習に携わる職員につきましては、職員の、職務に従事する義務ですね、職務専念義務というのがあるんですけども、それを免除するというのがございまして、そういった地域活動に従事するため日中の勤務を免除して、そちらのほうに優先的に指導、助言、またボランティア活動で参加できるような制度がございまして、そちらのほうを活用して、職員においては率先して参加できるような状況をつくっているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、５番目。

「三股町の民俗芸能について」が２０１９年９月２日で更新が止まっておりますが、何か原因があり更新されていないのでしょうか。町としては発信に関して毎年更新ができない理由、また情報が古く薄く感じます。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、今質問がありましたけれども、三股町ホームページ内の三股町の民俗芸能に関する情報が、２０１９年９月２日から更新されていない、が何か理由があるかということですね、お答えさせていただきたいと思います。

ご指摘のありました情報、こちらについては文化振興文化財のカテゴリーの民俗芸能の中に、三股の民俗芸能についてと題して掲載されております。この記事は、民俗芸能を文化財として紹介するために文化財係で作成したものです。

年月日を明記したものは、情報の作成期間を明確にするためであります。しかし今後につきましては、当町の民俗芸能を広く周知するために、保存団体の活動状況を定期的に発信することが重要であると考えておりますので、文化振興係と保存会で協議しながら民俗芸能を広く周知することを検討してまいりたいと存じます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 情報発信に欠けるのが本町であると思います。

私の考えるコンテンツとしては、町としてのユーチューブ配信、SNS、インスタグラム等の様々なコンテンツ利用が可能であると考えます。

三股町の文化を、多くの人々へ興味を持ってもらう、認知していただくことで、民俗芸能を鑑賞したい、体験したいと思う方も増えるのではないかと考えます。それにより、地域内外の人々が三股町を訪れ、地域の活性化につなげることができるのではないかと考えますが、町の広報としての戦略をどのようにお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、先ほどちょっとご提案がありました様々なコンテンツ、そちらについては、いろんな魅力を発信するという意味では、非常に有効な一つではないかと思っております。

先ほどお答えした文化振興係、こちらのほうでこの情報発信というのを積極的にやっていきたいと思っておりますので、またそういう発信の仕方については、民俗芸能の保存会の方々といろいろ意見交換しながら、また、どのような発信をしたらいいかということを検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今後につきましても、地域固有の歴史や伝統文化など、本町の魅力を国内外に向けて発信することにより、イメージ向上や地域への愛着の増進を図っていく必要がございますので、引き続き関係局と連携した広報をお願いいたします。

では、6番目の質問に行きます。

民俗芸能課題の一つとして、発表の場が限られていることが問題としてあります。郷土芸能発表の場を多くし、三股町内の方々にも伝統を多く知ってもらうことが大切であると考えます。

また、団体の方も昔は踊りを踊れば花代が頂けたが、その文化もなくなってきており、花代という言葉を知らない方もいるとのご意見がありました。ふるさと祭り芸能発表会を利用した発表の場等で、一部の民俗芸能は披露されておりますが、民俗芸能を続けるには実際に資金がなくては継続できない状況であると感じております。民俗芸能保存の観点から持続的な発表の場の提供等は検討いただけないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、お答えします。

本町では、13の保存会によって多様な民俗芸能が継承され、町観光協会主催の春祭りや早馬まつり、そして各地区の記念などで披露や奉納が行われております。日頃の練習の成果を多くの観客の前で披露する場となっており、伝統芸能の活性化と後継者の発掘育成につながっていると考えております。

町では、ふるさとまつりや、みまたん霧島パノラマまらそんなどのイベントで民俗芸能を披露

する場を設けるとともに、町が支援しております三股町文化協会の主催による芸能発表会においても民俗芸能が披露されております。

ご意見の持続的な発表の場としては、町観光協会主催の早馬まつりが郷土芸能発表の場として従来から町内外に周知されており、出演を各団体に呼びかけているところです。

その他の発表の場については、今後保存会の方々とまた協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 先ほど話あった、ふるさとまつり、伝統芸能発表会、早馬まつりは4年に1度で、13団体を見られる発表という場がないのですが、これから13団体が一度に見れる発表の場を提供することは可能でしょうか、お考えをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） そういった場については、今のところ、全体が一堂に会すというところの場の事業というのは、まだ、今のところ事業としての検討というか、そこまではまだ至っておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、13団体の見られる発表会ができることをお願いしたいと思います。

官公庁の調査によると、海外からの観光客を中心に、民俗芸能を体験したいというニーズが高くなっており、民俗芸能を地域の活性化に活用し、今後も引き続き町民へ民俗芸能の魅力発信を進めるとともに、民俗芸能が持つ魅力が十分に発揮されるよう、体験という視点も加え、各種取組の充実が必要であると感じておりますので、教育も含めて皆さん行政でよろしく願いいたします。

では、次の質問では資料をご覧ください。

令和4年4月1日に文化財保護法が改正され、無形文化財と無形民俗文化財を対象とした登録制度が新設されています。本町においても独自に登録制度を設ける考えはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 無形文化財と無形民俗文化財を対象とした登録制度について、本町においても独自に登録制度を設ける考えはないのかについてお答えします。

まず、国における文化財保護の制度としましては、指定制度があり、こちらは強い規制と手厚い保護措置を特徴としております。

これに対し登録制度は、幅広く緩やかな保護措置を特徴としており、国は平成8年度以降、

様々な文化財の種別に応じて登録制度を拡充しております。

ご質問の無形文化財と無形の民俗文化財の登録制度につきましては、令和4年に施行されましたが、宮崎県及び県内市町村において、採用している自治体は現在のところ確認できておりません。今後は県及び県内市町村の動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 9月議会までも文化財の指定について何回も質問がありましたが、登録についても無形文化財を登録するのに事務手続などができる方は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今、文化財系の体制としては、職員が2名、そして会計年度職員が1名となっておりますので、その体制の中で運営して——運営というか、事業を進めているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 民俗芸能は郷土に伝承されてきた貴重な財産であります。三股町内13団体のそれぞれのすばらしさを多くの方に知ってもらい、また、登録制度を設けることにより、町民のやる気、魅力を高めるとともに、町民の郷土愛、郷土意識の形成にも大きく寄与するものと考えます。

では、次の質問に行きます。

本町では各団体の補助金が年間3万3,000円とお聞きしましたが、団体人数を含め金額設定はどのように決定されているのでしょうか。

また、各団体の活動に関して費用のほとんどを実費にして対応されており、町の補助金ではクリーニング代にもならないとのご意見を頂いております。各団体の存続も踏まえ、金額設定は妥当であると判断されての支給なのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 現在本町では、町内の郷土芸能保存団体に3万3,000円を上限に三股町郷土芸能保存会補助金を交付しております。

補助金の趣旨としては、三股町内に古来から伝承されている民俗芸能の正しい認識と理解を深め、ふるさとの郷土芸能を習得・保存させるため、伝承活動を実施する団体に補助金を交付するものとしています。本補助金は郷土芸能保存団体の運営の一部に対する補助金で、団体の人数に関わらず交付額を一律3万3,000円としております。

金額については、各団体が郷土芸能を保存・継承するための動機づけ補助金と位置づけております。ちなみに、都城市は各団体に3万円を補助しているということです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 民俗芸能の質問は以上となりますが、13団体の民俗芸能DVDを私も視聴させていただきました。団体により勇壮な踊りや音楽に響きに高揚感を覚え、三股町にも伝統を継承していくことが不可欠であると強く感じた次第であります。

多彩な民俗芸能は、鑑賞した多くの方々に感動を与えると同時に、三股町の魅力を高めるものであると思います。今後は数多くの発表の場を設け、町全体でアピールしていくことが大切であると感じております。

民俗芸能活動に地域住民が共働して取り組むことは、町民の地域への愛着、地域のコミュニティの確立につながると考えます。

また、これらの多くは、民俗芸能の継承のため熱心に活動されている地域の方々に支えられていることを、行政機関もしっかりと考えていくことが大事であると思います。いま一度、今回の答弁を踏まえ考えていただきたいと思います。

では次に、くいまーの町民の活用状況についてのご質問をいたします。

私は今回、コミュニティバスに乗り、新馬場、蓼池、今市、上米ほか、たくさん地区の場所がありますが、どこにバス停があるのかは、まず、地図だけでは地区の名前のどこに到着するのかが分かりませんでした。

また、地域の場所に行って初めてバス停の場所を把握するしかできませんでした。これでは目的場所に行くことができないと思います。

例で挙げると、文化会館前がなぜ道路沿いで、文化会館の駐車場から入って正面入り口ではないのか、高齢者に優しくしていただきたいと思うのと、また、町民のことを考えてつくられたのかが不思議です。上米も上米公園パークゴルフ前になぜしないのかなど。免許返納した方がバスに乗ることが多いと思いますが、目的は病院、買物が主になります。

ただ、高齢者に健康づくりや観光ができるバスにしてもいいのではないかと思います。目的が買物か病院かが多いので、限度はあると思いますが、民間企業の名前をバス停にして民間から広告を町に払ってもらうことにより、お互いによくなり、町民も理解しやすくなるのと、民間も知ってもらい買物をしてもらうことができ、病院にも行き、利便性がよくなると思います。

くいまーのバス停の名前は、なぜ地区の名称を実施されているのか教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現行バス路線のバス停の名称についてお答えしたいと思います。

本町のコミュニティバスは平成19年に運行を開始しております。

運行に関する取決めは、運輸局、民間運送事業者、警察、道路管理者、住民代表者等で構成される三股町地域公共交通会議を経て行われますが、中でもバス停の設置及び名称の決定は利用頻度の高さや、目印となる公共施設、病院、商業施設等の名称、また、地元住民がなじみのある、また分かりやすい地名、地区名が多く取り入れられているものと考えております。

また、路線やバス停の設置、名称に関しましては、地区の要望等を踏まえて随時公共交通会議にて協議し、変更見直しを行っているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、質問2、コミュニティバス新路線の実証実験についての気づきなどを教えていただきたいです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 新たな、市街地循環路線の実証実験からの気づきについてお答えしたいと思います。

実証実験は、9月の毎週火曜、木曜、金曜、土曜日の1か月間、三股駅を結接線とした2つのコースを、8の字に2台の8人乗りワゴンタイプバスで無料運行させ、404人の利用者があったところでございます。

実証実験の主な目的は、運行回数と待ち時間の短縮の達成や、利便性の向上の成果等であります。実証実験の結果による成果や課題の詳細につきましては、本議会会期中の全員協議会で説明をさせていただきたく計画をしているところでございます。

中でも運行回数、待ち時間の短縮におきましては、三股駅を結接線とした、25分間隔の運行と各バス停の設定時間の運行が実証されたことが成果であります。市街地循環路線による利便性の向上効果が、現行路線の見直し案や、バス停の設定案へのつながりに相乗効果として波及しています。一方、一部のバス停間で利用者が少ないことから、フリー乗降間等への変更を検討したいと考えております。

利用者アンケート101人の回答結果からは、路線の満足度に関して8割強の方が満足と評価していただきました。しかしながら、運賃設定に関しましては、1乗降ごとに100円との意見が多く、運営費や利用効果の点から運賃の妥当性について、早急に協議、検討を開始したいというふうに考えております。

また、アンケートのご意見であり、私自身も乗車した気づきの中でバス停の名称について、例えば南植木、上植木等の地区名、地域名で示された箇所は、土地勘のない方にはどの場所、区域なのか、何があるのか想像できず利用しにくいと感じたところでございます。このことから、バ

ス停の名称は単にバス停の場所を示すものではなく、利用しやすさ、利用目的を示すものに切り替えるべきと感じましたので、可能な限り、公共施設、病院、商業施設等の利用頻度の高い名称をバス停の名称に取り入れていくことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） バスの必要性はあるのでしょうか。維持費含め乗車している方を見る限りワゴン車で賄えそうなのですが、バスでないといけない理由はあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申し上げましたとおり、実証実験では10人乗りのワゴンタイプ、実際運転手も含めていますので、乗車できる上限は8人という中で運行させていただきました。本運行についてもこのワゴンタイプで運行したいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 昨日、堀内議員のDX質問の答弁回答に、今後、民間のシステムを連携して、バスがどこにいてなど、マップ含め分かるようにしていくと回答しましたが、どのくらいの予算をかけてシステムをつくらうとしているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今ご質問のあったシステム、これはバスロケーションシステムというふうに、今我々のほうで呼んでいるのですけれども、このシステムの導入につきましては、来年度の事業予算の中で検討していきたいというふうに思っておりますので、まだ明確な予算的なものは確認しておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 三股町は、バスを運行し、新路線も考え、子供から高齢者にも親切に、そして町民が住みやすい町にしていこうとしておりますが、改善できることは改善し、続けること、そしてやめることなどを見極めることが大事であります。変化していく時代に、行政の変化はすぐできなくとも変えていこうということ、そして前に進んでいくことを忘れずにしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ご静粛をお願いします。

これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、山中議員の残りの一般質問を行います。山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 質問します。一般質問の通告しました3番目ですね。

○議長（指宿 秋廣君） はい。

○議員（12番 山中 則夫君） 牛の峠線のバイパス工事ですよ、あれは質問は後でしますから、あの流れをちょっと分かってください。

ちょうど私は、3年前に市役所に行ったんですよ、市長と会うのに。しかし、市長はちょうど宮崎に出張でいなかったもんやから帰ろうと思って帰ろうとしたら、都城の副市長ですよ、児玉さん、10月末にやめやったですがね、あの人が、いきなり出てきてですよ。

私、山中さん、ちょっと話があるんですよ、話ちゃあ、あんた俺に難しい話をしないでよと言ったら、三股のほうから牛の峠線を、あの期成同盟会をつくってもらえんですか、て言ってきたので、何で私はよったんかったんしてるから出来んと、私がそうやって言ったんだけど、何で都城が先しないんですか、言うたら、都城は今志布志線に取り掛かっているから、あれがまだ完全にできてないで、それにまた都城が牛の峠線を手を挙げて発起すりゃ、そりゃいかんですよ、て、あっちが終わってれば、うちのほうでもやりますけど、言うたら、ひとつ、山中さん、よろしくお願ひしますって言ってね。そして、私は、明くる日から商工会に行ったり、いろいろしたんですよ。

そして、そしたら、日南の市会議員とかいう連中が、一応いいですからということで始まった。要するに三股の道路行政がね、私が議員になった頃から、やっぱり、牛の峠線が大事な道路やねと一応思っちゃったです。あそこを何とかして、日南からこっちに、都城に出てくるのに一番近いですがね、あれが。

そして、国道222号線なんですよ、あそこは、三股を通ってる、ちょうど7キロちょっとあるんですが、未舗装なんですよ。都城よりと、日南よりは舗装ができちよると、それで、いろいろまたそれで、商工会議所の人に相談をしたんですよ。そして、あそこの専務が、九南の安田会長、会長さん。商工会議所の会長、安田さんと会ったりして、そして民間の三股の商工会長に言って、民間から立ち上がってくれて、言ったんだけど、何か知らんけれどね、都城はよかって言ったんですよ。三股は分かっちゃらんとですよ、三股で一番大事な道路やったっど。三股の道路は、行政道路っていうのは、何か中途半端なんですよ。三股だけに言ってるような人口は落ちた、あーじゃ、こーじゃ言うけども、日南から来るような道路もなんもないですがね。ほんで今度、そしたら去年の、本当は、本当はですね、去年の5月に民間から促進協議会が、建設促進協議会っていうのが立ち上がるようになっていました。そうしたら、都城と三股と、そして、日

南のほうから、日南が立ち上げるってことになったら、それじゃあ、地元にも、国会議員の先生が、どうせだったら都城と日南と一緒にしてくれへんかって、ほいでまた遅うなったんです。ほいで、去年の民間の協議会が出来たのが、ちょうど9月ですよ、9月の何日かですよ。そしたら、都城の行政が三股と日南の市長とで、あれして、立ち上げたんですよ。

だから、私はですね、マスコミをちょっと心配しちょっとです。私はマスコミにつけられるから、マスコミの人は、本当に牛の峠線は、都城とか三股町とか首長たちが本当に協力すつとでしようかねって言うから、当たり前でしょうよ、ちゅうたら、しかし、私も町長とも会ったこともないし、市長とも会ったこともないし、そりゃ、私は町会議員だから分かりませんし、ひとつ、だからって議会が終わった後じゃ、都城の市長とまた会うようになつちよるとです。ちょっとそういうのかと、立ち上げたら、10月の14日に立ち上がったわ。よかったわ。みんなで、議員も来てよかったんだけど、その後、1年でも、1年でも早く完成するように、それだけの、あれを、ハッパをかけようかなと思つちよつとですよ、都城の市長にも、はい、あの人が会長ですからね。だから、それを含めて、今後どういうふうになるんでしょうか。

まっ、1年ずつ、定期的に予算がつくのはいいんだけど、あまり、5年かかるところが、3年で済むちゅう、そのくらいの勢いでやらんと駄目ですよ、どうせ、立ち上がっちゃうわけだから。今回もみんな協力しますからと言って、国の予算は少なくつくようになつちよる、そりゃ。だから地方の都城とか三股町の首長たちがどういう考えでおるかちゅうこつて予算が充たにつながつたりするところがあるんです。だから、この町長が、そのバイパス工事をどういうふうを考えちよるんですか、それを、自分の思うちよることでいいですから言ってくださいよ。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 牛の峠バイパス区間の工事の流れは、どう進展するかとの質問にお答えいたします。

平成10年度から休止区間となっている国道222号牛の峠バイパスにつきましては、今年の7月21日に都城市、日南市、そして本町の行政機関による国道222号牛の峠バイパス建設促進協議会を設立するとともに、先ほどお話がございました10月14日には都城総合文化ホールにおいて決起大会を開催し、地元の公民館の皆様や商工会、建設業協会の約1,200名に参加いただき、休止区間の早期再開に向けた機運を高めたところでございます。

今後は、早期再開に向けた地元の熱意を伝えるため、3市町による、国、県に対する要望活動を進めていきたいというふうに考えております。

この牛の峠バイパスの休止区間の工事の流れにつきましては、現時点で事業化されておらず、どのように進展するのか現在のところ不透明な状況ですが、昭和42年から進められた建設省の権限代行事業につきましては、昭和32年に牛の峠道路建設促進期成同盟会が発足し、その後、

調査、検討が行われ、昭和40年に県から国が、権限代行機関として引き継ぎまして、昭和40年度から事業に着手、そして、昭和43年度に工事に着手したという記録がございます。

今後とも、休止区間の早期再開に向けて、3市町でしっかりと連携して取り組んでまいりたいと予定でございます。

来年度に入りましたら、県のほうにもお話に行きますし、また、国のほうに行ったときは、必ず国土交通省の、この前もそうでしたけれど、道路局長のほうにも、宮崎、この、牛の峠というバイパス、こちらのほうの休止区間の再開に向けての話もさせていただきました。

できるだけ、いろいろな機会を捉えて、国への要望と3市町そろって取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 山中議員。

○議員（12番 山中 則夫君） 今の説明は、よく分かりました。

ただ、平成7年に延期になったんですよ。私は、あのとき、議員になったばかりだったから、何で、県の説明では、事業費が変わるからということでストップした。

違う。それも、理由があるかもしれないけど、私は政治、古川代議士と語つみたんですよ。

そのときは、都城の、そのときの市長も古川代議士なんかは志布志線を早くしたかったんですよ。というのは、宮崎県の農産物を、少しでも——そのときは、中国と貿易しようと思って、それであっちに移ったとですよ。それが分かったんですよ。何よ、これ、三股は、牛の峠線が大事なんですよ。日南もすごいよろこんでいるんですよ。だからこっちも早く、もう町長次第だよ。町長は都城の市長なんかには言わにゃいかんです。あと、通ってる道路は9割近くは三股のここを走っちゃうとですよ。だから、そういう道路にしたいと言えればいいんですよ。何も、あれする必要はないんわね。都城じゃろうが、三股じゃろうが、遠慮する必要はない。そういうこと含めて、よろしく願います。——それなら、もういい。——終わります。

最後にですね、——それは、みんなで作る町も大事だけど、すみません、町長はもうトップですがね、リーダーシップを発揮して、いろんなこと言い合っていて自分でやらにゃいかんですよ。議会ではかればいいですがね。

それで、三股の歴史はですね、変えられないけど、三股町の未来は、町長、私たちも変えがなつとですよ、三股の未来を、変わるように頑張りましょう。ということで、すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、明日8日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を

散会します。

午後 2 時43分散会

議事日程(第4号)

令和5年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第77号の取り扱いについて

日程第2 議案第77号の上程

日程第3 一般質問

日程第4 総括質疑

日程第5 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第77号の取り扱いについて

日程第2 議案第77号の上程

日程第3 一般質問

日程第4 総括質疑

日程第5 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	鈴木 貴君	税務財政課長補佐	-----	隈元 祥君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	福永 朋宏君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	山田 正人君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	渡具知 実君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第77号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第77号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る12月6日、議会運営委員会を開き、本日追加提案されます議案第77号の取り扱い等について協議をいたしました。

本件の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、議案第77号は委員会付託を行い、定例会最終日に討論・採決を行うことに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加提案されます議案第77号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を行い、定例会最終日に討論及び採決をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議案第77号の取扱いについては、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第2. 議案第77号の上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第77号を議題とします。

議案第77号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

追加提案いたします議案第77号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国の補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額134億5,636万円に歳入歳出それぞれ1億3,063万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億8,699万9,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税7,407万円を増額補正するものであります。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,656万9,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

諸支出金は、減債基金積立金2,410万2,000円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

以上、1議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 企画商工課より補足説明をさせていただきます。

このたび追加提案させていただきました「令和5年度三股町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる令和5年度補正予算が11月29日に国会で可決成立したことを受けまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金重点支援地方交付金の推奨メニュー枠追加分につきましては、財源補正を行うものです。

また、令和5年度再算定に伴う地方交付税の増額及びそれに伴う基金への積立てに関する補正予算をご提案するものでございます。

以上、補足説明を終わります。（発言する者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 77号ですね。はい。

日程第3. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、一般質問を行います。

傍聴者の方々への配慮としまして、それぞれ議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いを申します。また、50分を超えた残りの質問については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしております。

また、今回発言をされます岩津議員については、10時50分までで一応終わりと、特例としてさせていただきたいと思っております。次の発言者の11時を確保するために、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

発言については、申合せ事項を遵守して発言をしてください。

発言順位8番、岩津議員。

〔1番 岩津 良君 登壇〕

○議員（1番 岩津 良君） おはようございます。発言順位8番、岩津良です。

通告に従い、質問してまいります。

質問事項として、今回キャリア教育について、各通告した項目に基づきまして質問を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

キャリア教育とは、文科省では、子供・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけであるとされています。キャリア教育は、もともと平成11年中央教育審議会の答申、また、平成15年若者自立挑戦プランにおいて、ニートやフリーターの問題の対応策の一つとして登場されたとありますが、小学校では早過ぎるとの評価の定着化や、進学校ではなかなかうまく、不活性化だということもありまして、キャリア教育への否定的態度の助長が始まりました。

そこで平成17年度は、文科省において予算がついて全国展開するも、職業体験だけが突出化するという、キャリア教育がなかなか浸透至らないという事態が起きています。職業体験活動も大事なのですが、キャリア教育は職業体験の活動だけに当てはめるのではなく、複雑さを感じます。

なかなかキャリアという言葉についてすごく曖昧で難しいなと感じるのですが、言葉で言えば、

一般にキャリアと言えば、その人の経歴・足跡・遍歴といったものを指します。また、エリート職のようなものもキャリアと呼ぶこともあるようですが、ここで言うキャリア教育のキャリアは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積重ねと捉えることとすると、文科省のほうでは明記されております。

すごくちょっと理解はし難いところもまだまだあるのですが、また、余談にはなるのですが、同じように曖昧な言葉で大変よく使われる言葉に、まちづくりという言葉もあります。まちづくりという言葉は大変便利な言葉であり、どのような意味を込めることもできることから、あらゆる場面で登場する言葉だと思いますが、人それぞれ受け取る意味が違ってきます。

例えば、道路整備をすることがまちづくりだと言う人、住宅開発がまちづくりだと言う人、企業誘致や産業育成がまちづくりだと言う人、公園整備や公共施設整備がまちづくりだと言う人。どれも正しいというふうには思いますが、まちづくり一くくりでくくり合ってしまうとかみ合わない。当然のことだと思います。

話はそれてしまいましたが、キャリア教育が実際、じゃあ具体的にどのような事柄を指すのか、また、キャリア教育という言葉がどのような教育を指すのかも含めて、第1項目から沿って質問したいと思います。

このキャリア教育については、地域の将来を担う子供たちを導く大変重要な事柄と位置づけられることと推察されること、また、後半のほうにおいては地域経済循環や若者の県外流出の観点から、産学官民連携という中で産業界・民間の活用についても質問させていただきます。

それではまず、通告の1番目の事項です。

三股町におけるキャリア教育の定義について、質問いたします。その他、通告事項の内容の続きについては、質問席から発言していきます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） キャリア教育について、三股町におけるキャリア教育の定義と具体的な取組実績はどのようなものですかについて、お答えいたします。

令和2年3月に策定しました第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略において基本目標1、しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくるとの目標を掲げ、施策③として地元への若者定着の促進をうたい、取組の柱の1つとしてキャリア教育の実施を上げたところでした。

令和3年2月には三股町キャリア教育支援制度を創設し、その際に定めた三股町キャリア教育支援企業登録要綱の中で、キャリア教育を次のように定義しています。

キャリア教育とは、小中学生等一人一人の社会的・職業的自立に向けた教育に加えて、ふるさ

とみまたへの誇りと愛着を醸成する教育といたしました。本制度は町の次代を担う子供たちの地元定着促進を目的として、キャリア教育の理念に賛同する町内または都城市内の企業を三股町キャリア教育支援企業に認定し、町内小中学校の授業に企業から職員を直接派遣したり、企業の仕事現場を見学するなどし、キャリア教育の実践をしてもらうというものです。制度が発足し、9つの事業所が登録し、教育現場や教育委員会などと調整を進めてまいりました。

しかし、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が日本国内で初めて確認されて以降、様々な行動制約を受ける中で本事業の実施が困難となり、現在のところ、この事業での実績はございません。

本年5月、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類へ移行しましたので、今後、支援企業や教育委員会などとも協議しながら、キャリア教育の実施に向けて準備をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 三股町におけるキャリア教育の定義と具体的な取組や実績はどのようなものかについて、お答えいたします。

三股町におけるキャリア教育については、三股町キャリア教育支援企業登録要綱において、小中学生等一人一人の社会的・職業的自立に向けた教育に加え、ふるさとみまたへの誇りと愛着を醸成する教育と定義されております。これは、国や県の定義するキャリア教育に加えて、ふるさとみまたを大切にす視点を盛り込んだものであります。三股町教育大綱（2023年3月）においても、ふるさとみまたへの愛着と誇りを育みますとしております。教育委員会としましても、この定義に即してキャリア教育を捉え、関係各課と連携しながら各学校の計画や取組が充実するよう努めているところでございます。

また、各学校では、教育活動全般を通してキャリア教育の育成すべき4つの能力、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の育成に取り組んでおります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 地元の定着、地元への若者定着の促進の取組の柱として、キャリア教育の実施、三股町キャリア教育支援制度というのがありますが、活用にはなかなか至っていないというご答弁でした。でも、地元で定着のために、キャリア教育が必要であるということは認識いただいているようですけれども、教育委員会、教育現場においても様々な取組の答弁いただきました。

その他実績のほう、キャリア教育というところについては幅広い観点でありますので、実績の

深いところを聞いていきたいと思うんですけども、そのほかに過去にはどのような実績があるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 各小中学校においてはキャリア教育の全体計画を策定し、特別活動や総合的な学習の時間だけでなく、各教科や特別の教科、道徳の指導内容と関連を図りながら指導計画を策定行っているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） キャリア教育の全体計画というのを策定される中で、その計画についても含めてもう少し深く質問したいのですが、小中学校ではどの学年がどのくらいの頻度でキャリア教育授業が執り行われているのか、また冒頭にも民間の活用などというようなことも話しましたけれども、これまでに参画された企業や団体などどれくらい実績があるのか、ご質問お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 小中学校では、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実が求められておりますので、一概にキャリア教育の授業頻度をお答えすることは難しいところがございます。企業や団体等を活用した講話や体験的な活動を取り入れた授業に限定すれば、総合的な学習の時間の単元で特設して行われることが多い状況です。

それぞれの学校の計画にもよりますが、各学年で年間1回から2回程度の特設授業を実施している状況がございます。具体的に、本年度の取組を幾つかご紹介させていただきます。

三股小学校におきましては第4学年、総合的な学習の時間、これは1年を通して70時間程度で行っております。4月、5月にはいろいろな仕事を知ろうというようなグループ活動や個人学習、8月、9月には仕事をしている人の声を聞こうということで、保護者の中で仕事について話をしてくださる方を募りまして、学校に来ていただいて話を聞いたり質問をしたりというようなことを行っております。10月から12月にかけては、興味のある仕事について調べようということで、実際に職場に出向いてインタビューをしたり、手紙で問い合わせたりというような活動しております。1月から3月で、調べた仕事を発表しようということで、これは4年生の取組として2分の1成人式で発表するということをしておりますので、それらの1年間を通して調べた内容を2分の1成人式で発表するというような取組で、三股小学校の4年生につきましては、総合的な学習の時間を活用して70時間程度で行っているところがあります。

また、勝岡小学校につきましては、先ほど述べましたようなイベント的なやり方でやっております。3年生ではやってみたいこんな仕事ということで、地域の職業人、塾講師や上水園の社長、警察官、美容師等においでいただいて、仕事の説明、また質疑応答等を行っております。これ

は2時間程度で行っております。そのほか4年生では、たでいけ至福の園、ここを訪問して介護職の説明や体験を行ったり、6年生におきましては、未来の私への道ということで、自分の将来の夢や目標、就きたい仕事などを調べて履歴書を作成するというような活動で、これは8時間程度で行っております。そのほか勝岡小学校につきましては、本年度末にPTA元気塾を中心に20ほどの職種の方においでいただいて、子供たち4年生から6年生を対象にキッズワークショップということで、講話や体験活動を行うというような計画もされております。

そのほか、昨日NIEということでお話ししましたが、梶山小学校のほうでは宮日新聞社の方が2名来ていただきまして、新聞記者の仕事、また、新聞についての読むコツとか魅力、そういうことも含めてお話しいただいて、これも2時間程度で行っているというのがあります。

そのほかは、宮村小学校や長田小学校では米作り、これもキャリア教育の一環として行っております。そのほか勝岡小学校や三股西小学校では、これも昨日出ましたけど、民族芸能、このあたりもふるさと教育の一環とキャリア教育を含めて行っているという状況があります。

最後に三股中学校ですが、三股中学校では1年生のほうは、よかもんや、それからしゃくなげの森、上水園の代表また社長等に来ていただいて2時間程度で講話をしていただいている。2年生では地域の17事業所の方においでいただいて、生徒に幾つか選んだ中で講話を聞いたり質問をしたりというようなことで活動しているという実績が本年度はございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 通年で取り組まれている学年もあつたりとか、様々な取組をキャリア教育全体で考えていただいているようなところで、すごい幅広い範囲というところもありますので、実績的な公表が難しいのは承知なのですが、いろいろ聞くと、キャリア教育に募っていただいている企業さんのご協力とかいただいているような形ではあると思うんですけども、初めの答弁いただきましたキャリア教育支援企業制度というものもあるというところを伺っているんですけども、こちらの活用と、今回、様々な企業来ていただいたというところの答弁があるんですけど、それとの違いって何かあるんでしょうか。実績がないというふうに、初めは、キャリア教育支援企業の制度は聞いていたんですけども、実際に企業さんが来られているというふうな、今、ご答弁いただいていたので、その違いをちょっと尋ねたいんですけども。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。

今、教育課から答弁がありましたとおり、実績として教育課のほうで主担当としてやっていた部分はあるというふうに伺っております。

企画のほうで、今、していますこちらの三股町キャリア教育の支援制度を登録していただいて

いる——9事業者ございますが、その登録をさせていただいて企画商工課のほうに申請をさせていただいて、教育課とマッチングして実際に行った実績という実績はないということになります。教育課の中で、企画商工課を通して支援事業を活用して行った事例としてはない、というふうになります。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、お答えされたとおりなんですけど、今回の、今、ご紹介した事業につきましては、学校が直接民間企業等とお話をしながら進めているところもありますので、この制度を直接活用はしていないというようなことになります。ただ、登録されているところに来ていただいているところもあります。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ちょっと複雑な制度なのかなというところもあるので、せっかくこの制度登録という制度があるというところで、幅広く町内及び圏域の企業さんにも登録していただきたいなというふうにも思います。また後半のほうにも、民間の活用のところで、後ほど質問させていただきますので、改めてよろしくをお願いします。

次の質問に移りたいのですが、次の通告事項、将来の夢を個別具体的に持たせるということが向学心を育むと、つながると考えられますが、見解のほう、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 将来の夢を個別具体的に持たせることが向学心を育むことにつながるということについてお答えいたします。

議員が言われるように、将来の夢と学業を結びつけることにより、生徒・学生等の学習意欲を喚起することの大切さは、中央教育審議会の答申（平成23年1月31日）「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の中でも述べられており、大切な観点だと考えております。

一方で、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、働くことの現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されているのではないかとといった指摘も、これまでの中央教育審議会の議論の中にあつたところですよ。キャリア教育を推進する中で、勤労観や職業観等の価値観の形成についても、大切にしていきたいと考えております。また、進学や就職等において、実現できないときにどうするかなどの課題対応能力も育成することが大切であると考えているところで

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） キャリア教育というものが、夢というものの強要にならないよう

に取組になってほしいなというところもあるんですけども、文科省の平成30年教育振興基本計画の中にあるんですけども、1つ目、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要になる力を育成するとあるんですけども、少し、この夢と志を持ちというのが、僕の中ではちょっと疑問なところもあるんですね。必ずしも夢、志を持たないといけないのかというところの、やっぱりプレッシャーになるのではないのかなというふうに感じる場所もあるんですよ。

なので、目的、目標というものが持って、そのために何をしていくのか、取り組んでいくのか、考えていくのかというところの観点は大事だなと思うんですけども、一人一人の今の感性、感覚に目を向けることも必要ではないのかなというところもあります。

そんな三股町においては、将来、夢や目標を持ってますかに対して、令和5年度全国学力学習状況調査の結果の内容として、小学校は全国と比較してやや高いと、県と比較しても小学校は全国として高いと、県と比較したらやや高い、中学校は全国と比較して高い、県と比較してほぼ同等と、比較的将来の夢に対して高い意識だなというふうに捉えられるんですけども、当然、全ての児童生徒が夢を持っているわけではなくて、そのあたりも町として、その夢と現実にも取り組める幅広い選択ができる教育環境や地域づくりというものができないものなのかと考えるものですが、ご見解はいかがでしょう。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 各学校では、児童生徒一人一人の興味、関心、疑問や課題意識を大切にしながら、相互に学び合う主体的・対話的で深い学びの視点から授業に取り組んでおります。将来の夢に対する一人一人の意識を生かした取組について言えば、例えば中学校2年生の総合的な学習の時間、地域の職業を肌で感じようでは、生徒一人一人の課題意識を大切にして、希望する職種や産業ごとに学年内を小グループに分け、探究的な学習に取り組むことにつなげております。

このように、児童生徒一人一人の課題意識を大切にしながら、主体的・対話的で深い学びを通して、学習と生活を関連づけた意欲的な学びにつなげるよう、授業の工夫を図っていくことは大変意義深いものであると考えております。

ただ、議員のほうがおっしゃられたように、夢だけを持たせるということでは逆にプレッシャーになったりということもありますので、その夢の根本であるものとか、それをどう実現していくとか、そういうことについては、日頃の全ての教育活動を通して指導していくことが必要だというふうに考えているところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 意欲的な学びにつながるよう授業の工夫をされているというところに対して、大変すばらしい限りです。しかし、キャリア教育はおっしゃられたように、いろ

んな視点から教科として取り組まれるものではないというふうにも思うので、その評価、キャリア教育に対しての評価というところが大変難しいのかなというふうに感じています。

そこで、次の通告に移らせていただきたいのですが、どのように評価されるべきものなのか、質問したいと思います。3の通告事項にあります。その成果や効果というものは、どのように検証されていますか。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） キャリア教育の成果をどのように検証しているかということについてお答えいたします。

平成23年1月の中央教育審議会でも、キャリア教育を一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育と定義したため、キャリア教育は、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくものと捉えており、キャリア教育の成果を検証することは困難であるという見解もございます。

一方で、学校におけるキャリア教育におきましては、計画・実践・評価・改善、このマネジメント・サイクルで、より効果的な活動にしていくことが求められます。そういう意味では、キャリア教育の成果を検証することは必要だと考えているところです。

児童生徒の成長・変容はどうであったか、円滑な実施ができたか、指導計画の見直しは必要ないかなど、教員間のみならず児童生徒自身や保護者、地域の方々とともに評価・改善していくことが、成果の検証につながるものと考えております。

検証方策の一つとしまして、児童生徒が活動を記録し蓄積するキャリア・パスポートの活用に取り組んでおります。これは、児童生徒が学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり将来の生き方を考えたりする活動を行う際に記録し蓄積していくものです。

児童生徒が自ら記録し振り返ることは、自己の生き方や進路を考える上で意義深いものです。教師の側にとっても、児童生徒の活動後の振り返りとその蓄積は、学習状況の評価・把握につながります。今後もキャリア・パスポートを有効に活用しながら、児童生徒一人一人のキャリア教育に関する学びを主体的に振り返らせるとともに、それを検証しながら授業改善に努めてまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうから、全国学力学習状況調査の中の、将来の夢や目標を持っていますかという問いに対して、三股町の児童生徒が高い割合でそう思うというふうに答えています。また、そのほかの質問項目の中にある、自分にはよいところがあると思いますかとか、人の役に立つ人間になりたいと思いますか、このような問いに対しましても、三股町の児童生徒は高い割合でそう思うというふうに答えておりますので、キャリア教育の成果として、これも1つの検証材料にな

るのかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ぜひ、このキャリア・パスポートというのが、全国各自治体の教育分野において活用されているというふうにお聞きいたします。小学校からですかね、キャリア・パスポートも活用していき、中学校に上がり高校もですかね。12年間使用されるというふうにあるのですが、長い期間、振り返りのために様々な記録等していきながら活用していくわけですけれども、その学校生活全般においてまとめていくというものにおいて、いざ高校生になっても振り返ることができる分量になるのかということも気になるところで、また、振り返りの際にこそ問われる教師の力量も当然必要にもなってくるのかなということもあり、細やかな目線も必要になるのかなというふうに思います。

このキャリア・パスポートがただの思い出アルバムみたいにならないように、ぜひ活用していただきたいなというところで、一人一人のよさというところが、可能性を、生徒の学習の過程から積極的に認めるための重要参考の資料として、活用してもらいたいなというふうに思います。

そしてまた、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について中央教育審議会の中で、キャリア教育とはの続きがあるんですけども、働くことを通して人や社会に関わること、その関わり方の違いが自分らしい生き方となっていくものであるとされています。

先ほど答弁もいただきましたが、生徒一人一人が働く意義・目的を探求して、自分なりの勤労観、職業観を形成・確立していくための過程への指導・援助という観点で、次の質問を差し上げたいのですが、4番の通告事項になります。

働くことの意義や意味について、どのように生徒に伝えられているでしょうか。よろしく願います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 働くことの意義や意味について、どのように児童生徒に伝えているかについてお答えいたします。

各小中学校においてはキャリア教育の全体計画を策定し、総合的な学習の時間や特別活動だけではなく、各教科や特別の教科、道徳の指導内容と関連を図りながら指導計画を立てて行っております。また、キャリア教育を通して育成を目指す資質・能力については、児童生徒の発達の段階に応じて指導目標を設定しています。

例えば、働くことの意義や意味については、小学校低学年においては、当番や係、身の回りの様々な仕事の大切さに気づき、自らの仕事をやり遂げることができること。中学年においては、身の回りの職業や仕事に関心を持つとともに、自らの仕事に積極的に関わること。高学年におい

ては、様々な職業の様子について理解を深め、働くことの意義や大切さに気づくこと。中学校においては、働くことの意義を理解し多様な生き方に関する情報を処理すること等があります。

このように学校教育全体を通して、児童生徒が主体的に働くことの意義・意味について考え、理解を深められるよう、伝えてまいりたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 働くことだけではなく、今はワーク・ライフ・バランス、暮らしというところも重点に、働くだけではないところも人生の価値観の1つだと捉えられる部分も多いと思います。

その中で以前、文教厚生委員会で視察に行っていました新宮町というところがあるんですけども、その中の、直接これは聞いたわけではなくて調べた結果であったんですけども、新宮町の中学校の通信においてこのように公表されていたんですけども、何のために働くかを考えていましたという項目で、お金をもらうため、生活するため、社会的な地位や名声を得るため、世の中の人々の役に立つため、プライベートを充実させるため、能力や適性を生かすため、他人から注目され目立つため、自分を成長させるため、自分の人脈を増やすためと、中学校2年生の公表で通信で示されました。

やっぱり働く一つに対して、いろんな多様な感覚というものがあるのだなというふうに感じたところであるんですけども、今、若者の世代で就活という部分においてこういった現象が今あると、前のテレビのニュースでもあったんですけども、今の就活はエシカル就活というふうなことが言われてまして、エシカルとは倫理的とか道徳的とかそういった意味なんですけれども、いわゆる様々な社会課題解消に向け事業に取り組む企業の就職を志す就職活動スタイルということで、ただ、企業選びにおいて知名度とか規模とかその給料とかだけではなく、企業選びする上で社会貢献度が高いというところを高く評価する学生・生徒が増えているというふうなことが記事にありました。

これは、エシカル就活という言葉自体はなかなか浸透ないんですけども、やはりSDGsというところが、企業において取り組まれている企業が増えているというところがあり、そこに対して評価をされる学生・生徒が多いというふうにあります。

その地域の社会課題に向けている企業も、この都城・北諸圏域の企業さんもたくさんあって、すばらしい企業さんも多いと思います。また、地元定着促進というふうな形で、地元企業にUターンないし就職というふうにつなげていってもらえたらいいなというところの観点もありまして、次の質問に移らせていただきたいのですが、都城・北諸圏域等で仕事をするということについて、どのように児童生徒に伝えていきますか。

よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 都城・北諸圏域等で仕事をする事について、どのように児童生徒に伝えているかについてお答えいたします。

冒頭の答弁でも申し上げましたように、ふるさとみまたへの誇りと愛着を育むことは、三股町におけるキャリア教育で大切にしているところでございます。各学校において地域で働く人を授業に招聘したり、地域において職場見学や職場体験などの体験的な活動を行ったりしております。

職場体験につきましては、コロナ禍もありましたので毎年実施方法を検討し、代替となるような活動を工夫しながら行っているところでございます。特に中学校2年生においては総合的な学習の時間を活用して、先ほども述べましたが、地域の職業を肌で感じようというような指導計画を立てております。具体的には、希望する職種や産業ごとに学年内を小グループに分けて、地域の職業や産業を調べ、地域で仕事をする人へインタビュー等を通して、地域で働くことの意義や生き方を学習するものです。また、修学旅行を活用して、他の地域との比較から、地域の仕事や地域で働くことを再考できるように工夫しているところでございます。

このように、児童生徒が主体的に考えられるように取り組んでいるところでございます。なお、令和元年度までは中学校において、都城・北諸圏域の84社にご協力をいただきながら職場体験を行ったところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 地元の企業を知っていくというところの大切さというところがあります。いざ、地元で就職したいというところにおいても、地元の企業が分からない等、どういったところの、自分のこれから仕事、ワーク・ライフ・バランスをしていくのかというところが、なかなか想像しにくいかなというふうにも思いますので、もっともっと都城・北諸圏域の企業を伝えていけたらいいのかなというふうに思うのですが、そのことが、将来的に長期的な地元定着というところの若者流出の抑止につながるのではないかなというふうに思います。

そのまま質問を移らせていただきたいと思いますけれども、地元定着促進とUターン促進等に向けて、地元で働くことについて考えていくこととかはされているのか、またその他の取組などはあるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） キャリアの発達には、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程とされています。児童生徒が地域で働く人から学ぶ機会を通して、地元の職業について知るだけでなく、なぜそこで生活して働くのかといった、都城・北諸圏域で働く人々の生き方についても学べるよう、キャリア教育の充実に努めているところでございます。

また、児童生徒にふるさと三股への誇りと愛着を育むことを通して、ふるさと三股に貢献したいという態度を育てていくことは、大切なことだと考えております。

ご質問にありました、児童生徒の将来的な地元定着促進やUターン促進等について、直接的な取組は行っていないところです。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 今ですね、若者の県外流出というところは地方においては、大変やっぱり顕著になっているのではないかなというふうに思います。三股町においては、将来的な人口ビジョンで考えると、県内においてはやや比較的ひどくないようなところではあるんですが、やはりそこに対しては、喫緊の課題として捉えなければいけないなというふうに思います。

そういった意味で中長期的な目線で、地元定着促進やUターン促進の取組の柱として、今回キャリア教育も一つされていると、町長の答弁からもいただきましたが、その他、何か地元定着促進やUターン促進に向けてビジョンやお考えなどはないのでしょうか。町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 我々は、小さい頃といいますか学生の頃は、全く地元どんな企業があるのか分かりませんでした。

キャリア教育ということで、百聞は一見にしかずいろんなものを見ていく。地元三股だけではなくて、この管内の企業に職場体験、あるいはまた講師を呼んでいろいろとお話を聞く。そういう意味合いでは、そういう機会を設けるというのは、非常に大事ななというふうに思います。

そういう意味合いでは、今、教育委員会のほうで一生懸命やっていますけれども、町のほうでも支援制度といいますか、登録制度、そういうところの各社長さん含め、いろんなトップリーダーを呼んで、そしてまた学校との関係をつくっていく、そういう機会を増やしていくことが、非常に地元定着につながっていくんじゃないかなというふうに思います。

コロナも落ち着きましたので、そういう意味合いでは積極的な取組、そしてまたいろんな企業の就職活動における企業案内の場ですね。そういうふうな機会も都城さんと一緒になりながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さん、こんにちは。通告により9番、新坂です。

前回の一般質問で申し上げておりました、県営の白線が消えてる件で要望をしていました件につきましては、土木事務所より連絡を受けまして三股橋から椎八重公園の間、調査により、土木事務所から白線工事の連絡があり、契約日、さる10月20日入札、業者が決定したとのことで連絡を受けました。工事につきましては、12月は道路が混雑するということで、来年1月より工事予定の連絡を受けました。皆さんに報告しておきます。

続きまして、本題の質問に入らせていただきます。1番目の県道33号線歩道計画について伺いをいたします。あとは質問席で伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） ①の通学路、長田峡までの200メートルの工事延長を県に要望できないかという件ですか。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 1番目でございますが、土木事務所より工事説明を受け、工事区間が約700メートルの予定で、令和7年度からの工事とのことであったが、通学路確保のため、長田峡までの距離、残り200メートルの工事延長を県へ要望できないかをお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 県道33号線歩道計画につきまして、工事区間が700メートルとのことだったが、通学路確保のため、長田峡までの残り200メートルの工事延長を県へ要望できないかの議員の質問については、都市整備課長が詳細を把握していますので、課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 県道33号は、都城市から三股町を経由しまして日南市をつなぐ主要地方道、都城北郷線でございます。三股町の東西を結び、大型車の交通量も多いことから、児童や高齢者などにとって安全安心な歩道の整備は重要な課題であると認識しております。

このため、都城市、県議会議員、市議会議員及び町議会議員を交えた都城市・三股町行政懇話会におきまして、県道33号長田地区の歩道整備について、県知事への提言を行っているところでございまして、今後ともこれまで同様、事業化していない区間も含め、県に要望を続けてまいりたいと考えております。

また、県道33号長田地区の道路事業につきましては、県において御崎神社周辺の約300メートル及び長田峡公園西側の約700メートルについて、昨年度から、国の交付金事業を活用した整備が進められているところでございまして、御崎神社周辺の道路改良工事や、長田峡公園西側の測量設計が現在進められているところです。

このため、町といたしましては、少しでも早く歩道整備を進めていただくよう、まずは、現在整備中の区間の早期完成を強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。なお、議員ご指摘の長田峡までの約200メートルの区間の歩道整備につきましては、道路の拡幅を行う場合、本町が管理する長田峡公園の遊歩道や、長田峡の景観を彩る樹木等への影響も考えられますので、当該区間の歩道整備について、どのような整備が望ましいのか、事業主体である都城土木事務所と協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 11月までライトアップを実行されましたけど、この間が約200メートルとっております。一応700メートルの計画は立っておりますが、学童はここが大事な線でありまして、通学路は完璧じゃないわけですよ。ここが大事なところで、ここをぜひ工事、あと2年かかるわけですから、この間に、ここも工事のところの内容に含めていただきたいと思うんです。

それで、学校の通学の状況を幾ら掌握されているのか、ちょっと教育長にお伺いをしたいんですけども、町長でも構いませんが。

○議長（指宿 秋廣君） 通学路の関係。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 通学路は関係していますので、その事を聞きたいんですけど。

○議長（指宿 秋廣君） あの、ちょっと副町長黙って。通告の関係でいうと、町長という形になっておりますので、通学路、要するに何人通っているのかという話は中に入っていないので、ちょっと趣旨を変えた質問をしてもらえるとありがたいと思います。新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 本来は、この歩道は学童がほとんど利用するわけですよ。やっぱりこれに対して教育長の気持ちが、今現在がどのような状況にあるのか、そこ辺を把握されているのかをお聞きしたいんです。

○議長（指宿 秋廣君） 答えられますか。教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今、言われている場所は長田峡のちょうど脇ですかね、あの辺りの歩道整備のことを言われていると思うんですが、子供たちはあそこよりも西側から登校してきている児童もおりますので、危険な箇所であるという認識はございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 外部から車でスクールバスが通っているのは、安全なんですよ。地元がですよ、ここが通れない。通れないという危険性があるので、父兄の方は朝晩に遠回りして、歩道があるところまで連れて行かれているんですよ。ここ一、二年に始まったことじゃない

んですよ。勤め先から早く帰ってきて、学校に行って、連れて帰らないといけない状態がずっと何年も続いているわけですよ。

だから、一番肝心の教育長ですので、PTAなんかもですよ、教育長は何をしているのか、積極的に何で動かないのかという意見をいっぱい聞いております。そこ辺を教育長の立場として、県にもう少し要望を強く願いたいと思います。どんなことでもいいですけど、今の件についてちょっと説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほども、答弁で申し上げさせていただいたとおり、私どもとしても、歩道の整備は重要な課題であるというふうに認識しておりまして、これも先ほどお話をいたしました。都城市・三股町行政懇話会において、県知事への要望は毎年続けておりますので、今後とも引き続きしっかりと要望をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 説明会で町の考えは、あそこの通行は、今のライトアップのところは、歩いて行ったらどうかという意見もありましたけど、ああいう危険なところは生徒を歩かせはできません。親御さんたちも、人が見えるところを歩いて帰るのが当たり前です。河川敷を歩けとか、そういう言葉は私は、町として考えがおかしいと思うんですよ。安全なところを通らせないといかんわけですよ。だからここは観光地でも指定していますから、歩道を早急にやっていただきたい。これは観光にもつながる道路で、非常に目的が多い道路と思います。そこら辺を、教育課か土木かも分かりませんが、町を上げて一生懸命やっていただきたいと思います。

以上です。

あんまりこれで引っ張るわけにいきませんので、次の件に行きます。

工事が始まりますと、迂回道路として眼鏡橋を使用することがありますが、大型車等が通れるように、橋の幅を拡張できないでしょうか。皆様に資料が提供してあると思うんですけども、この間はかなり狭いです。これは図が軽トラックですけども、やっぱり通行がしやすいような道路にしてほしいと思うんですけど、それと、お聞きしたいんですけど、ここは重量制限があるのか、そこ辺もお聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 工事が始まりますと、迂回道路として眼鏡橋を使用するが、大型車両等通れるように幅を拡張できないかの質問に、お答えいたします。

眼鏡橋につきましては、二級町道梶山中野線の梶山橋でございますが、昭和16年11月に建設した道路幅約3メートル、橋長約30メートルの石橋でございます。大小二連のアーチ橋で

ありますことから、通称眼鏡橋と呼ばれているものです。眼鏡橋は矢ヶ淵公園の一部ともなっておりまして、長田峡の美しい自然と一体となった風光明媚な景観を創出し、町のホームページで紹介されるなど観光名所の一つとなっており、将来まで継承しなければならない大変重要な施設だと考えております。

県道の工事に伴い、眼鏡橋を迂回路として使用するかどうかは、現時点で土木事務所から相談を受けておりませんが、大型車が通行できるような迂回路が必要な場合は、長田峡公園東側の轟木集落間横を経由する、梶山轟木1号線から梶山中野線を通行する場合は、眼鏡橋を通行しなくても上米公園周辺まで迂回することは可能となっております。

なお、眼鏡橋につきましては、現在5トンまでの重量規制を行っているところでございまして、拡幅等を行う場合は、架け替えまたは大規模な補強等が必要となると考えております。このため、多額の事業費が想定されますこと、また将来に施設を残していく必要があること、地元からの要望もないということから、現時点で眼鏡橋の拡幅を行う予定はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 説明はよく分かるんですけども、工事が始まれば通勤をされる人がかなりあるんですよ。仕事場へ。やっぱり上米公園のほうに回れということは、遠回りをして、また走らないといけないわけです。だから近道としてはここを利用するんです。ここを大きく通行がしやすいようにせんと、将来的に中野地区もここが大きくなれば交通の便がよくなるんです。経済効果も発揮できるんです。そういう大きな目を見て、将来的に工事まで2年かかりますから、その間に計画をするなり、地元の梶山の人たちもここが大きくなればかなり喜ぶます。そういった面で考えていただいて、道はつながっているんですけど、上米のほうに回れということは、みんな通行にはあっちのほうは回りません。やっぱり会社まで時間がないわけですから飛ばしていきます。ここが一番最短距離なんですよ。あっちで回れということはみんなやらないと思うんです。私たちもここはちょこちょこ利用しますが、上米のほうには回りませんよ。そういう状況ですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） まず、県のほうの工事になりますが、工事中の迂回路につきましては、先ほどもお話ししたように、正式にどのような形、迂回路として使用するか、そういったお話は伺っておりません。

また、基本的にはもともと御崎神社周辺の工事の際に、交通規制をしながら工事を進めたと聞いておりますが、同じような形で、ただ今回は土の置き換えというか、地盤が軟弱ということで非常に工事が難しくなって、少し地元の方にもご迷惑をかける工事になったというふうには聞いて

ておりますが、次の工事では、できるだけそういった迷惑がかからないようなことを配慮しながら、工事を進めるというふうには聞いておりますので、基本的には迂回路ではなく、ある程度交通規制をしながらの工事になるというふうに考えておりますので、ただ、今後の検討の中で迂回路として使用するというお話がございましたら、またそういった話を受けて、どのような形が望ましいのか改めて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私も土木事務所より説明を受けた1人でございますが、この間が、御崎神社は距離が短かったんですね。それでも苦情がかなりあったんですけど、今回は700メートルでしょう。これを3工区に分けて工事をするにも、やっぱり時間がかかり、待ち時間もあつたりすると思うんですよ。今後ですね。苦情があつたのは、まず、ほこりがする、雨が降ったら凸凹になる、飛ばしていけない、車が汚れるとか、いろんな意見が出ました。

対策として、町民の方から、地区の方から、鉄板を敷いたら道が凸凹にならんやないかという意見もいっぱい出ました。やっぱりそういう経験を生かした政策をしないと、また苦情がいっぱい出ると思うんですよ。対策を考えないと、現状を踏まずに口先で言うばかりじゃなくて、現状も確認しないといけないと思います。

以上ですが。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員、質問になっていませんけど、質問趣旨を言ってもらえると。

次に移っていく。質問をしてください。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 2番目の有害鳥獣駆除について、お伺いをいたします。捕獲頭数90頭の制限がありますが、緩和できないのか伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 有害鳥獣に関して捕獲頭数90頭の制限緩和はできないのかとのご質問にお答えいたします。

都城市の有害鳥獣の捕獲活動への支援事業につきましては、市の担当課にお聞きいたしました。その結果、都城市におきましては、国の事業、市の財政負担はございません。ほかに県の単独事業を活用していると伺ったところです。

なお、県単独事業は市の財政負担を求められる事業でございます。都城市は、旧北諸県4町も含め、有害鳥獣の駆除のエリアが広範囲であることや、捕獲動物をイノシシのほか鹿と猿も支援対象としており、捕獲頭数も多いことから県の事業を活用しているとのことございました。

本町につきましては、国の支援事業、町の財政負担なしのみを活用しており、11月10日付で、イノシシのみを対象に80頭分の交付金の内示がございました。なお、本事業は年度内の捕

獲頭数の進捗を見ながら、交付金の追加要望が可能ですので、三股、長田猟友会の捕獲状況を確認し、申請したいと考えております。なお、議員ご提案の捕獲頭数90頭の制限緩和についてですが、三股町猟友会の方々の意向や、町内の鳥獣被害状況等を考慮し、県の事業を活用することにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 猟友会の方々から、都城と同じ無制限にしたらどうなのかと一般質問で言ってくれと、ここからこの始まりでございます。何か難しい手続があるのでしょうか、無制限にすることによって。いかかでしょう。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先日、三股猟友会の会長さんとお話しさせていただきました。その結果、現在のところ、適正規模というのがこの頭数であるということで、会員の方々も四十数名いらっしゃいます。それぞれの意見を聞きながら、これについての要望は正式にさせていただきたいということで、現時点では、この80頭あるいは90頭の捕獲規模が適正であるというようなことでしたので、また改めまして、会の皆様方のご意向などを聞きながら、これにつきましては、検討させていただきたいというように思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 猟友組合からの要望と申請があれば、可能ということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 先ほど回答いたしましたように、会の方々の意向、そして町内の鳥獣被害の状況等を考慮して検討させていただくということで、これについては、先ほども言いましたように、猟友会、組織としてどういった頭数が必要なかと適正規模なのかということも踏まえて、しっかりと受け止めて、検討させていただくということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 答弁をされましたけども、捕獲する人から見たらちょっと不満じゃないかなと、私は考えておるんですけど、それと、やっぱり高齢化で80代の方がもうほとんどですけど、1人で40頭、50頭捕られる方もいらっしゃいますよ。その辺からして山にもう餌がなくなって、民家にかなりイノシシが降りてきて、被害をあちこちで聞いております。その辺からも枠を外していただきまして、検討させていただきたいと思っております。

以上で、この件は終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 続きまして、3番目の町立図書館前の樹木について伺いをいたし

ます。町立図書館前の樹木の落ち葉が、周辺住民より苦情があるが、その対策はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、町立図書館前の樹木の落ち葉について、周辺住民より苦情があるがその対応策は、の質問にお答えします。

町立図書館南側の遊歩道を挟んで、10本のモミジバフウという名前の木が植えてございます。高さは約10メートル、葉の大きさは約10センチメートル程度です。10月頃の紅葉の時期を過ぎると葉が落ち始めます。また、このモミジバフウの間にもみじが植えられており、風が吹くと落ち葉が東側の道路や民家に飛んでいる状況です。例年、落ち葉の処理は総合文化施設の委託の清掃員が毎日行います。

しかしながら、このモミジバフウが大きくなり過ぎて、落ち葉が多く十分に清掃が追いつかないため、近隣の住民の方のご要望もありましたので、歩道まで枝が伸びている木を含めて、東側2本の木について、今年度中に剪定をすることとしました。近隣の住民の方へは直接ご説明をし了解をいただきました。そして今後また落ち葉で困る状況があれば、総合文化施設にご連絡をいただくようお願いをしたところです。今後も剪定や落ち葉対策を含めて、樹木の管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今の答弁では、解決策にはならないと私は思うんですけど、樹木を伐採するかなんかしないと、樹木は1年に約30センチぐらい伸びます。その代わり葉っぱもまた多くなります。そこ辺を加味して、今後の考えをもうちょっと詳しくお聞きしたいところがあるんです。葉っぱが落ちれば、それなりに清掃員とか管理費とか費用がかかるはずですが。これは誰が金を出してるんですか。そういう経費も含めた計算をしないと、ただ剪定をすればいいというような考えでは私はおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 確かに、樹木の伐採という考え方もございますけども、樹木については町のいわゆる資産というか、そういう考え方もございます。ですので、まずは道路側に伸びている枝、そちらのほうを一番影響があるところを伐採します。そして落ち葉もやはり先ほど言いましたように量が多いですので、こちらについては先ほど申しました清掃員の清掃以外に、定期的にシルバー人材センターへ業務委託をして清掃を行ってまいりますので、そちらについても対策を取ってまいりますと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） どうしても説明には納得がいきません。住民は伐採を望んでいるわけですね。解決策には私はならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） まずはですね、先ほど言いました一番影響のある東側の樹木ですね、そちらを伐採させていただいて、また定期的な清掃を行った上で、検証してまいりたいと思います。

以上です。訂正します。伐採ではなく、剪定です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私は大変喜んだんですけどね、今の言葉を。残念です。

東側の方は住宅がいっぱいありますよね。そこはもうかなり迷惑を受けてると思うんですよ。西側も結構住宅が離れてるから、あそこまであまり苦情は来ていないんですけど、一番隣のところ、図書館寄りのところが苦情が多いんです。私も確認をしました。この季節になるといっぱい葉っぱが道路上に落ちています。住民はそれで納得されるでしょうかね。伐採はしないんでしょう。何でしないんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 伐採についてはですね、先ほど申し上げました樹木というのものも、ご迷惑はかけていると思いますが、1つの財産というかですね、そういう捉え方もしております。ですので、ご迷惑もかからないようにですね、まずは剪定をさせていただいて、枝を打たせていただいて、ある程度東側ですね、道路に出ている枝というのが一番影響がございますので、そちらを切らせていただきます。また落ちる時期というのもですね、集中的にシルバー人材センターに昨年度から清掃を始めておりますので、そちらのほうで住民の方のご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） どうしても切らないということであれば、あの葉っぱが落ちない木がありますよ。それでいかがなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今現在、もう木がございますので、今後、そういう公共施設に例えば樹木を植えるとしたら、そういったところも、もちろん検討の材料にさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 私も、今日の結果を近くの人に説明はしますが、町のほうから丁寧に周りにその説明をしてください。私も受けた以上は、どうだったこうだったと言って、みんながっかりされると思うんですよ、この答弁はですよ。いかがでしょうか。町長いかがですか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今年もですね、私、あそこ昼間散歩したりするんですけども、本当にご迷惑かけているなというのはつくづく感じました。ですから、木の伐採というよりもですね、やはりもうこの時期には必ず毎日でも、何ですかね、葉っぱを収集する、まあそういう取組といえますか、しっかりと近所に迷惑かけないような、まずはそれをしてみて、それでも駄目だったらまたいろいろとですね、検討しなければならないだろうというふうに思います。

今年には本当に大変なこの何ですかね、霧島おろしみみたいな形で、隣の家にはね、車庫なんかにも相当なですね、葉っぱがこう積もり、そしてまた道路のほうも結構ありました。本当にご迷惑かけたなということで、教育委員会にも、ひたすら、すぐに隣近所含めてあの辺りのところを周って、ご迷惑かけていることを陳謝しながら取扱いをなささいというような指示はしたところでございます。まあ一応、来年に向けては、しっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 町長のほうから説明を受けましたけど、まあ、あんまりけんかごし言いたくはないんですけど、やっぱり住民の方ものすごい機嫌が悪いわけですから、丁寧に説明をしていただきたいと思います。

まあ、くだらないというところはいきませんが、まあちょっと熱がこぼれ過ぎましたけど、大変失礼いたしました。

以上をもちまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時35分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順位10番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

人口減少社会となった今、将来を見据えると道州制や広域合併の動きが今後も続くことは十分に考えられます。「自国の歴史を忘れた民族は滅びる」という有名な言葉がありますが、自治体の持つ歴史が施策の根幹に生かされていない自治体は生き残れないのではないかと危惧します。生き残っていくためには、その自治体の存在理由を自治体、住民が等しく理解できるようになっていくことが重要だと思います。そのようになることは、町民憲章にあります先人の偉業に学ぶ一つの方法となり、明るく豊かな町をつくることにつながるのではないのでしょうか。これが三股だと言える具体的なものを持つために、文化財や景観重要建造物など身近なところの三股の魅力を通して三股の歴史を感じ取れる環境整備を行うことが今大切だと思っていますので、このところ毎回同じような質問となっています。

先々月10月29日の宮日新聞に「歴史と文教の城下町、高鍋町」として、2面にわたっての特集記事が掲載されていました。高鍋町の文教の町としての具体的な層の厚さ、そしてその奥深さに心底感じ入ったところでした。

また、高鍋町にある文化財について見てみると、文教の町と公言できるだけのものがあります。その例として、資料の1に本町との比較を出しています。これは宮崎文化財情報から抜粋したものです。「高鍋町の文化財は国指定が6つ、県指定が5つ、町指定が58ある。」となっています。比較して三股町の文化財を見ますと、面積は高鍋町の倍以上ありますが、「三股町は国指定ゼロ、県指定ゼロ、町指定史跡が5つ。」となっております。ちなみに国指定ゼロのところは、県内26市町村で本町と門川町だけです。県指定ゼロというのは三股町のみとなっております。これをどう思われるのでしょうか。

また、高鍋町と本町を比較した三股町史に掲載されている文章を紹介します。資料の2をご覧ください。昭和36年発行の三股町史から抜粋しております。「南の三股、北の高鍋と言われるほど、三股町は昔から教育熱旺盛な土地として知られ、自他ともに許していたところで幾多の人材を生んだ誇り高き土地柄でもある。」とあります。

役場正門にも、文教の町、三股と書いてあります看板がありますが、本町が文教の町であるためには、それなりの文化の蓄積を目の当たりにできる文化財を通しての環境整備も必要ではないのでしょうか。文化の蓄積を目の当たりにできるようにするという事は、文化財を通したまちづくりを行うということにつながるのではないかと思います。

午前中の答弁で、ふるさと三股への誇りと愛着を育む教育とありましたが、これもその方法の一つではないかと思います。これまで、何回も何回も質問してきていますが、本町には町指定としてはもとより、県や国の指定としても何ら遜色ない文化財が幾つもあると私は確信しています。そしてこれらは三股の重要な魅力であると思っています。これまでの繰り返しともなりますが、資料の3と4に挙げています、指定するには条例及び規則で文化財保護調査委員及び文化財調査

専門委員を置くこととなっています。この文化財保存調査委員と文化財調査専門委員にはどのような違いがあるのかよくは分かりませんが、資料の5にこれまでの定例会の会議録から町長と当時の教育長の答弁を挙げています。

指定する、しないに関わらず、何らかの動きがあつて然るべきではないかと思います。改めて資料の3を見ますと、三股町文化財保護条例第4条、これでは教育委員会の諮問に応じ文化財保存調査委員を置くとなっています。そして資料3の下の囲みのところ、文化財保護条例施行規則第2条では委員の定数は10人以内とあります。三股町文化財保存調査委員会議規則には、委員の互選により議長、副議長となっています。これは合議制による会議が予定されているということではないでしょうか。このような条例や規則に基づく動きが、5つの文化財の指定以降、現在までにあったのか知りたいと思いますが、今後各委員を置かれる予定はありませんか。

答弁によっては次の2番、3番に影響することになりますが伺います。後は質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 文化財保存調査委員及び文化財調査専門員を置く予定について、お答えします。

まず、1つ目の文化財保存調査委員は、三股町文化財保護条例第4条に教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、必要と認める事項を建議するために委員を置くところとあり、諮問機関としての役割に重点が置かれています。あらゆる文化財の調査を委員会に依頼するかのよう読み取れますが、実際には委員会に諮る前に教育課で様々な調査を実施し、資料をまとめた上で委員会に上程することになります。

文化財を指定する際には、委員会の答申が必要になりますので委員会の設置は必要と考えております。なお、文化財保存調査委員につきましては、委員を選定しているところです。

2つ目の文化財調査専門員につきましては、平成6年の教育委員会規則で設置が規定され、平成7年度に発行された三股町遺跡詳細分布調査報告書を作成するために設置されており、報告書は既に発行されておりますので、現在のところ設置する予定はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 委員会は設置する予定があるということによろしいですね。

○教育長（米丸 麻貴生君） はい。

○議員（8番 楠原 更三君） そうしますと、今、現在2番にいきますけれども、ずっとこの郷土芸能を無形民俗文化財にできないかということで、6月も9月もお伺いしております、ここに9月議会の議事録、この間いただいたものですからまだ持っているんですけど、ほぼ同じこと

を今回もお尋ねすることになるんですが——町のホームページを見ますと、もちろんご存じだと思いますけれども、三股の民俗芸能として13の民俗芸能が紹介されており、その中でも6つが写真入りで紹介され、特に谷地区の太郎踊りについては由来からストーリーまで紹介されています。

文化財保護条例第6条では、町の区域内にある文化財のうち重要なものを町指定にできるとあります。この由来からストーリーまでちゃんとあると、その信憑性がどうのこうのとまず置いておいて、由来から通りまでちゃんとあるということで重要なものと、教育長として思われるか思われないうか、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 重要なものというふうな認識はございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そうすれば、この保護条例のほうにありましたけれども、重要なものと教育長が判断したら諮問できる可能性があるわけです。重要なものを普通通常の文化財から指定文化財にいわゆる格上げ、重要だから格上げする、そのための前の段階として調査を行うという流れになるかと思えますけれども、そのための13の民俗芸能全部と言いませんけれども、教育長がこれは特に重要であり、指定するに必要な要件はある程度そろっていると判断できるものがあれば、諮問して委員を置いて、そして段取りを置く、指定向かっていく、動きを取れると判断してよろしいんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） これは郷土芸能に限らず、貴重な文化財におきましてはそのような動きになってくるというふうには考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 昨日の答弁の中で、民俗芸能は町の歴史の産物であり、地域おこし、まちおこしに重要であるという答弁もありました。そうであるならばなおのこと、重要であるという判断が行われ、諮問されという流れになっていくのが当然だと思います。

そしてまた先ほども言いましたけれども、文化財保存調査委員の定数は10人以内とするとありますけれども、こういうメンバーの選定というのも行われようとしているんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 先ほど出ておりました委員の件につきましては、いわゆる文献資料に詳しい方だったりとか、地域の地理、方言などに詳しい方などを選定したいというふうに進めているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、発行されています新しい町史を見ますと、前にも言ったんですけれども、7割から8割方は都城教育委員会の協力の下に出来上がったものだという印象があります。実際、上下巻にわたって掲載されている写真を見ますと、かなり多くが都城教育委員会と書いてあります。

したがって、何を言いたいかといいますと、10人以内のメンバーについては三股町内だけで選定するのが難しいのであれば、近隣自治体の協力また学校、五本松なんかでは南九大、高専、金融機関とかいろんなところを応援いただいているわけですから、同じような感覚でもってこの委員を選定していただくということになるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） 今のところ、そういった委員の選定の、具体的に今言われた点については、まだお答えできる状況ではないんですが、必要であればまた、そういう方もお招きしたいと思いますし、また委員に限らずいろんな協議する中で意見とかそういったことを聞きながらやっていきたいとも考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 9月議会と打って変わってなんか進んだような気がしております、本当にありがたいと思っておりますけれども、これをスタートとして少しでも三股町が文教の町らしく、環境整備が進むことを期待しております。

そして次の3番にいきますけれども、町内にはたくさんの文化財があると私は思っていると言いましたけれども、特に今回5点ここに挙げております。

牛の峠が一番になっておりますけれども、この牛の峠にはご存じのように「従是東飢肥領」と書いた2メートル余りの石柱、いつ建てられたのかというのは分からないみたいですよね、それ以外に近くには一等三角点及び天測点があります。

この一等三角点につきましては、明治20年代に天草から御影石を持ってきてあそこに運んだというのが、全国の一等三角点の設置についての記録が点の記として国会図書館にあります。で、その牛の峠の一等三角点もはっきりとその背景がその点の記によって見ることができます。

天測点については、昭和20年代に全国48か所、うち現存するのは43か所ということでホームページにも書いてありますけれども、この2つがほぼ同一場所にあるというのは非常に少ないと思っておりますが——一等三角点とか天測点というのは、徳島県の阿波市とか長野県須坂市ではそれぞれ市の指定文化財になっています。

そして先々月、牛の峠バイパス建設の決起集会があったときに、国会議員のほうで牛の峠で都市、日南市、三股町の首長があそこで乾杯ですか、握手でもしたらどうかというのがありましたけれども、そういう面から言ってもあの牛の峠を登山として、この近辺で登山愛好家に登山道として認識されているのはこの付近では霧島山麓と牛の峠みたいですね。

そういう面からもあそこをなんとか指定文化財にさせていただいて、検討していただくと、今、都市整備課のほうからこの間聞いたんですけれども、道が通れない状態であるということでしたけれども、森林管理署に行ったところ崩壊箇所が3か所あってそのうちの2か所は本年度中には開通する、で、奥のほうのもう一か所は来年度に予算を計上するという話もついているというようなことですから、後1年半ぐらいたてば登山道がまた開通するのではないかなと思っておりますので、これも指定文化財として、そして将来的には観光地として三股を宣伝できるものとなっていくのではないかと思います。この牛の峠についてはどうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） まず、牛の峠に関しても、議員がおっしゃられた文化財としての価値というか、そういったところ、そういった形、今言われた内容として貴重なものだとは思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そうであるならば、委員会のほうに、もしよければ諮問していただくとありがたいと思います。

2番目の山王原の煉瓦倉庫についてですけれども、大正時代に建てられたということで、現代においては大変珍しい覆輪目地が見られる建物となっております。ネットで覆輪目地を引くとまず出てくるのが東京駅なんですね。もうちょっとこう見ていきますと、覆輪目地については、NHKのプラタモリでも東京駅の覆輪目地が大きく取り上げられるということなんですけれども、今でも東京駅の丸の内駅舎のほうに行きますと、一つの目玉として大正時代に建てられた部分が残っているということでした。

私はいろいろこの覆輪目地のことを知ってから、あちこちの煉瓦倉庫等を見てまわってますけれども、東京駅と今のところ山王原の倉庫しか見てません。素人目で見ますと、山王原の煉瓦倉庫のほうが一番きれいです。これは鹿児島大学の鯨坂教授のほうもこれはしっかりと認めていただいておりますので、学術的な裏づけもあります。これについても、先ほどと同じように三股町の誇るべき文化財として、検討いただきたいと思います。と思っております。

3番目の石橋ですけれども、これは矢ヶ淵と轟木のところの2つの石橋ですが、特に眼鏡橋については、石橋となる前のつり橋であったわけですがけれども、その痕跡などもたくさんあります。そして、石橋を造るときに切り取られた跡、それも下のほうにはいくつもありまして——非常に

この何ですかね、見るところの多い場所、観光地としての価値もあるのではないかなと思います。

それから4番目の石蔵ですけれども、仮屋の石敢當は一応文化財となっていますけれども、その近くの石蔵ですけれども、この石組みについては熟練の技、そして長田地区の歴史を感じ取れる場所であると思っております。

5番目の寺柱のからねこどんですけれども、寺柱番所とは深い繋がりがあると思われま。そこには一對の彫り物——これぐらいの——ご覧になったと思っておりますけれども、阿吽になったからねこと呼ばれる像と、そして、江戸時代中期の年代の書かれている青銅製と思われる御幣ですかね、祭ってある祠であります。どれもこれも文化財保存調査員を置いて検討すべき文化財であると思っておりますけれども、どのように感じられますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） それでは、今詳しく5件のいろんな説明をしていただきました5件の文化財の中では、総括してご回答いたしますと、2つ目の赤煉瓦の蔵及び4つ目の長田地区の仮屋の石蔵、そちらについてはその保存を図るべき貴重な文化財であると考えております。そのほかの文化財につきましても、先ほど申し上げました貴重な文化財であることは間違いありませんので、調査を行った上で町指定していくか、文化財とするべきか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。まだまだたくさんの文化財と思われるものは眠っています。眠っているからこそ、宮崎県内26市町村の中で一番少ない指定数となっているかと思っておりますので、これをきっかけに少しでも多くの文化財、40いくつある文化財の中に一つ一つに光を当てていただきまして、またもちろんそれ以外のものにもお願いしたいと思っておりますけれども、こういうものにつきましては、桑畑初也先生を始め、幾人もの方々がそれらを研究され書籍に残されています。それらの本を読まなくても、これらを1人でも多くの人に明らかにしていくことが今を生きる私たちがやるべきことではないかと思っております。

人口減少時代に入ったとしても、まだまだ余力があると思われる今の段階で、文教三股と思われるようなより具体的な取組を臨みます。町長、これらについて一言お願いできませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 文化財の指定関係ですけれども、これについて、担当課のほうでそれなりの努力はしているわけなんですけれども、まだまだスピード感が足りないなという感じがいたしまして、できるだけ早く調査委員会を立ち上げていただいて、そして検討していただきたいなど。ただやはり町内ではなかなかこの調査委員になられる方が大変もう高齢化したり、亡くな

ったりしていらっしゃらないものですから、ですから先ほどお話ありましたように、隣の町の学芸員等の協力を頂きながら、あるいは大学、あるいは高専、そういう方々のところのメンバーを招集しながら早めに委員会を立ち上げるのが重要ななというふうに思います。その上で、このいろんな資料を基に諮問し、そして回答いただくという段取りでスピード感を持った取組をしたいなど。ただ、今のところご案内のとおり第3高才のほうの発掘調査もごございますので、その辺のスタッフ等の対応が厳しいところがございますけれど、できるだけ取組を強化したいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。次の質問に移ります。

毎回毎回、これこそ毎回言っている梶山城跡の国指定の件なんですけれども、今回資料を要求して出していただきました。梶山城跡国指定への行程表、これなんですけれども、梶山城跡国指定に関してということで現在取り組んでいる事業が三股町資料集4、梶山城関連の作成、地跡調査作成とあります。今後取り組む事業がこのように書いてあるわけなんですけれども、今後取り組む事業までに大体どれぐらい係ると思われませんか、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（渡具知 実君） こちらの行程表については、様々なほかの業務を排除した形で行程を示しております。ですので、もちろんこの行程を同時に行える場合もありますし、また同時に行えない場合もありますので、これはあくまでも目安ということで見ていただくということで、今のところはここで何年というところはちょっと申し上げられないことになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） そういうことでこの今後取り組む事業、地形測量図とかと発掘とかそういうのは何年、何年と書いてあるんですけれども、現在取り組んでいる事業がどれぐらい係るのかとか、そういうのは書いていないんですね。多分今言われたようなことが関係していると思うんですが、この資料に書かれている事業以外に今町長のほうからもありましたけれども、田上地区の発掘調査があります。二十数名の方に発掘をしていただいているように思ったんですが、聞くところによりますとこれも後3年半くらい係ると。3年半くらい係った後、今度は発掘調査の、何ですかね、調査報告書を作成する、これがまたどのぐらい係るのか、これから3年ちょっと係る発掘の中で何が発掘されるか分からない、そういうことを考えますと報告書作成に何年係るか分からないと。

その間、梶山城のほうはどうなるのか、この行程表の今後取り組む事業が進むのかどうか、と

にかく大変なんですよね、どう考えても大変であると。このように見てみると先ほども言われましたけれども、いろんなところの協力を仰ぐ必要が出てくるかと思うんですが、現在担当されている職員数で消化できるのかなと考えるんですね。かなりやっぱり高い専門性が要求される部分があると思うんです。会計年度任用職員の方がぽっと来てお手伝いはできるかもしれませんがけれども、研究のほうまでは無理な部分が出てくると思います。そうするとそこにどういう人を協力をお願いするのか、職員とするのか外部の方をお願いするのか、そうなってくると現体制で三股の文化財行政の充実というのが十分なのかどうなのか。人事の問題となりますが、ほかの部署でも似たような問題が出てきていると思います。

しかし今回は、文化財関連に絞って質問しておりますので、とにかく山積している専門性の高い文化財関連事業を少しでも早く終えるためには職員数はどうあるべきなのか、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在職員が2名、そして会計年度任用職員で文化財関係の会計年度1名なんですけれども、そちら3名体制なんですけれども、これで梶山城関係、そしてまた発掘調査、そしてまた文化財の指定ですね、なかなかこれ3名で非常に難しいだろうということで教育委員会とも協議しまして、ある程度会計年度の任用機関専門職のそういう方々を採用したらどうなのかと、任期付なんですけれども、それで今職員自体が梶山城に専念する、そしてもう一人の人は発掘調査に従事するというような形でのあとスタッフを、そういう人材がいなかろうか、その辺りはまた教育長辺りにですね、県のOBとか、それから市のOBでも結構なんですけど、大学のOBでもいいんですけど、なんかそういう即戦力のある方、そういう方々を公募してみたらどうかということ、今話をしているところでございます。

どういう結果になるか分かりませんが、職員を張り付けてもすぐに対応できるようなそういう専門職は誰もいませんので、そういう意味合いでは即戦力になるような人材の任期付の職員といいますか、そういう非常勤の職員を、会計年度の職員を採用できないかなということ、今検討しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしく申し上げます。申し上げます。それでは次に移ります。

今度は、三股町景観条例にある重要物の指定についてで、似たような方向ではありますけれども、町内には文化財にはならなくても景観重要建造物と思われるものを指定することを予定した上で、この景観条例があるのではないかなと思っております。資料の6に景観条例の前文及び27条を載せておりますけれども、この前文ちょっと読ませてもらいます。資料の6で三股町景観条例前文。「三股町には町の歴史や風格が感じられる集落景観や豊かな田園と美しい川、峡谷

美や雄大な高千穂峰が織りなす自然景観、城跡や石橋などの文化財、低層でゆったりとした住宅地など町民や地域に愛されている景観を多数有している。」途中略します。「町民と地域が次の世代にも引き継いでいく景観として動き出す契機とするためにこの条例を制定する。」とあります。すばらしい前文だと思います。

次の世代にも引き継いでいく景観として動き出す契機とありますが、町長の諮問に応じて景観審議会が設置されたことがあったのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 三股町景観審議会を設置したことがあったかの質問にお答えいたします。

三股町景観審議会につきましては、令和3年3月に開催し、景観条例に基づく届出等に対する意見聴取、「みまたんはあとな木」マップ作成の報告等を行っているところでございます。景観審議会につきましては、こちら議員の提供資料のとおり景観まちづくり計画の変更や景観重要建造物の指定など景観の形成に関する事項を調査、審議するため開催することとなります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、答弁にありましたけれども、ここで言いたかったのは「ハートな木」というのが以前に何本か指定されたという経緯は記憶しているんですけども、まず樹木については後でやりますけれども、町民やこの地域に愛されている景観を多数有していると思いますが、前文のほうに——先ほど文化財のところていくつかの重要だと思われるのも取り上げました。石橋とか、煉瓦倉庫とか、石蔵とか取り上げましたが、この景観重要建造物として指定するということがいかなるものなんでしょうか、できるものなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 景観重要建造物につきましては、景観法の規定により良好な景観の形成に重要な建造物を指定するものでございまして、指定により所有者が適切に管理する義務とか改築、上棟の際の制限など建造物を中心とする景観の保全、継承に寄与するものになります。その指定につきましては、景観法施行規則の基準及び三股町景観まちづくり計画に定めている指定の方針がございまして、そちらに基づきまして、所有者及び景観審議会の意見を聞いて町が指定するものになります。

町内に景観重要建造物として指定されたものはこれまでございませんが、県内においては宮崎市の県、市が所有する5件のみとまだまだ少ない状況でして、また全国でも288件と非常に少ない状況でございますので、そういった事例を収集するなど指定の必要性等も含め、研究してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） これは町単独のもの、文化財でいけば町指定文化財とか、そういう類のものではないということですね、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） そもそも景観法の中で、景観行政団体が指定するとなっております、三股町として景観行政団体となっておりますので、三股町が指定するというものになります。よろしいですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私は知り得るのは、この例規集からなんですよね、条例に書いてあるものを言ったので、法とまた別——法の下なんでしょうけれども、今の課長の答弁でいきますと県で幾つ指定されているという答弁がありましたけれども、別に町が指定することはできないんでしょうか。町指定文化財と同列みたいなもので町指定文化財であり、町が指定する重要建造物というダブった指定というのが可能なのかどうなのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほど県の中で少ないという事例をお話しましたが、確かに県も景観行政団体になっておりますし、それぞれの市町村さんも景観行政団体になっておりますので、それぞれで指定をしていくことは可能となっておりますので、町が当然単独で指定することは可能です。ただ、重複して指定できるのかというところになりますと、そもそも保存、継承していくというのが目的ですので、指定を二重にかける必要性はないと思っているので、そういった事例はこれまでありませんけど、そういったときにはまた検討する必要があるかなとは思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） としますと、景観条例の27条、資料の6に置いてますけれども、町長の諮問に応じ審議するということが可能だということになるわけですね。どっちが上位なのかは別にしまして、文化財に指定されなかった場合でも、重要建造物には指定できるという可能性はあるわけですね、種類が違うということで理解できますよね。

とにかく、この三股町内をサイクリングコースが出来上がったのを見ましたけれどもちょっと物足りないのですね、見どころという面からいきますと。まず、神社巡りというのが中心になったようで二、三年前のなんですかね——ご朱印帳巡りと似たような、あれをパクったような感じがしたんですけれども、それと別にこの三股の本当にこの指定文化財がここにはこういうものが

ある、ここにはこういう建造物がある、ここにはこんな思い入れのある木があるというようなのを描くことによって、あのサイクリングコースが生きたものになっていくという感じがするんですね、本当にこう付け焼き刃、大変申し訳ないんですけど、私が思うには付け焼き刃で作った、ただのコースの中に何かあったらついでに入れたという感じで説明も少ないし、この三股の魅力というものから非常に欠けているんじゃないかなと思ったものですから、こういうものを指定することによって、いろいろと、この見どころが増えて、このサイクルマップの内容が、より充実するのではないかなと思った次第でした。

次の質問に参ります。これも似たようなことですがけれども、三股町樹木等の保存に関する条例、それから、三股町環境緑化条例、三股町公園条例等に関係すると思いますけれども、まず、三股町緑化計画審議会が開かれたことはあったのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 緑化計画審議会につきましては、道路公園等への植樹や植栽について審議するために、大分古いんですけど昭和51年11月と昭和57年2月に開催されたことを確認しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 古いですね。

それから、あと開かれてないということですがけれども、この資料の7に目的、この条例は三股町にあって長い年代にわたり、生活環境に美観風致をもたらしてきた古木並びに巨木で、希少価値のある樹木、または、樹木の集団の保存に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条、保存樹木等の指定について。町長は別に規則で定める基準に該当する樹木、または、樹木の集団を保存樹木、または、保存樹木林として指定しようとするときは、あらかじめ三股町緑化計画審議会の意見を聞くとともに、当該保存樹木等の所有者と協議し、その同意を得なければならないとこうあります。

町の木はイチョウです。町内にはたくさんのイチョウの木がありますけれども、その中でも、町の木イチョウにちなむような、この指定イチョウですかね、そういうものがあるのかどうか分かりませんが、現在あるんでしょうか。町の木イチョウとして代表的なものを挙げるとすれば、どこというものがあるんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町の木としては、イチョウそのイチョウという木そのものを指定しておりますので、特定のイチョウを指したものではないと思っておりますが、こういう回答でいいんでしょうか、すみません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 変な質問ですみませんでした。例えば、町の木イチョウとした場合には、ここのイチョウが一番この三股にとっては、魅力的なイチョウですよというようなものがあるのかなと思っているんですよね。この制定されたときに、今は、先ほどの質問にもありましたけれども、落ち葉がどうのとか、枝がどうのとか、景観的にどうのということで切られた場合もあるんでしょうけれども、イチョウが町の木に指定されたときに、そのような木があったのかどうなのかと思うんですが、今、課長の答えでは、それを認識はあまりないというふうには私には認識しましたけれども、ちょっと考えてみれば小鷲巢のあの納骨堂のあのイチョウとか、それから、早馬神社の前のイチョウとか幾つもあるんですよね。そういうなものを、この条例に従って指定しようとするときは、緑化計画審議会の意見を聞くとともにというふうに、つながっていいのではないかなと思いました。

それから、花と緑と水のまち、緑といえば木ですから、そういう流れで先ほどもありましたけれども、はあとな木というものが認定されましたけれども、これと指定樹木、これはイコールしないのかどうなのか、はあとな木も既に十数本あるんですね、時間ですね。

○議長（指宿 秋廣君） あのもう一回答弁があれば、それで止めたいと思います。

○議員（8番 楠原 更三君） 13本ぐらい、十数本あると思うんですけど、それがこの対象樹木として、審議会を開くというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 今、お話がございましたみまたんはあとな木と言いますか、町内で今、18本、指定というか紹介をさせていただいているところです。

こちらのはあとな木につきましては、令和2年に三股町景観まちづくり計画を策定しまして、地域の皆様に、景観に関心を持っていただく取組の一環としまして、同じ年に、地域に親しまれ愛着のある木ということで、町民の皆様から募集をしたものになります。ですから、あくまでこちら、みまたんはあとな木と言いますのは、景観条例、どちらかという景観条例に基づく取組の一環としてやったものですが、イコールではないんですが、ただ、当然同じように、今、地域に愛されている樹木ということなので、類似するものだとは思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 時間、予定された50分来ましたので、残された時間は、岩津議員の質問の後に、質問していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時22分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位1番、岩津議員の残りの一般質問を行います。岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

5番目の都城・北諸の仕事することについてという流れから、できるだけやっぱり地元の定着促進やUターン促進に向けて、町長にもお伺いいたしました。三股町として人口ビジョンの中でも、将来的に人口減少というところは、比較的緩やかなほうなのかなとは思いますが、やはり人口流出、若者の定着に至らないというのは喫緊の課題でもありますので、様々な取組を行っていただけたらなというところで、キャリア教育を1つ挙げさせてもらっているんですけども、その中の今回ちょっと事例として、隣接する都城市の事例になります。

提供差し上げている資料の、夢見る課外授業の取組についてというところのタイトルになります、の紹介なんですけれども、私も四、五年ほど、この夢見る課外授業に、実際に出前授業ということで参加させていただいているんですけども、仕事の内容の紹介はもちろんのこと、仕事のやりがいや、例えば、社員さんの話だったりとか地域のことも含めて、また、その高校学校の卒業生の社長さん、また、働いている方の声から学生時代から今に至るまでの、いわゆるこう何ていうんですかね、生い立ちであったりとか、いろいろなストーリーを語っていったりとかということになるんですけども、この自身の仕事に就くまでの必要な要素という意味で、今回キャリア教育の中でも学生生徒、児童生徒自身が、どういった感じ方というところにしていただけたかなというところですね。この教科と科目と目標を沿いつつ基礎的、汎用的なキャリア教育の能力の育成を意識していく学習の活動は、生徒のキャリアの発達というものをやっぱり促すものと考えますし、今回学習意欲の向上につながってくるものの一つとして、今回こういう夢見る課外授業という形で、外部教育の資源の活用は有効であり得るというふうな形で、今回この取組も同友会という経営者の団体と、都城市商工会議所、また、都城市と三者の協定という形で、キャリア教育の一部を担っている取組になります。児童生徒は将来イメージの自分自身の、今、必要なことを一つ一つ教科学科ごとに、落とし込んだ学習活動にもつながっていく上でも、大変重要な取組だというふうに話合いの中では出ております。

生徒数、また、今までの講師数なども様々記載させていただいているところではあるんですけども、コロナ明けで、今、前年度、今年度と、緩やかにコロナが落ち着いてきた頃には、またさらに、この活動時数というところは、もっともっと増えている状況で、今回、令和3年度までしかちょっと講師数等は公表していない書類にはなるんですけども、4年度、5年度等引き続き活動している状況です。

この結果というところの評価としても、7ページにあります取組の評価というところにおいても、平成28年度から6年間のこの取組に行っているところなんですけど、令和4年度3月にかけては、都城管内の高校生の就職内定者のうち管内の就職者の割合が10.4%上昇されたというふうな評価と至っております。コロナ禍の背景もあることから、県外の就職というのも何か少し、こう価値観、感覚というところも変わってきた部分はあるかもしれませんが、やはりこの7ページの前の6ページのアンケート等を見ていただいたら、やはり地元で働くというところの大切さというところが、やっぱりすごく伝わっている内容ではないのかなというふうには思います。

今回、我々経営者という立場の方たちも、やっぱり経営についても話させていただくことから、やっぱり企業家精神ってところの情勢もお伝えしていただいているなというところもありまして、将来この地元で起業したいというところの気持ちも、育んでいっているのかなというふうに思います。

そんな中、三股町もキャリア教育支援企業登録要綱と登録者数、登録事業者数が、先ほどは9社とありましたけれども6番の質問事項ですね、地域の諸団体や企業、教育機関と連携した取組やお考え実績というところになりますけれども、そのようなところは、どのようなところと連携しているのかよろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） それでは、地域の諸団体や企業、教育機関と連携した取組へのお考えや実績はとのご質問にお答えをいたします。

三股町キャリア教育支援制度を活用した事業についての実績は、現在ないということでお答えを申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略でうたいました地元への若者定着の促進という部分におきまして、都城市、曾於市、志布志市と本町で構成します都城広域定住自立圏協議会では、雇用創出等による定住促進を施策の一つに掲げ、都城広域移住U I J ターン就職説明会を行っております。以前は、福岡県で開催をし町内企業の採用担当者と町職員が、卒業予定の学生などと対面で実施をしておりました。今年は、スマホやパソコンを利用したウェブ就職説明会を、来年3月に実施することとしております。

また、宮崎県の取組としまして、県内の支援企業に就職して一定期間、こちらは1年、3年、5年となりますが、が、経過した際に大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の要返還額の2分の1を交付する、ひなた創生のための奨学金返還支援事業がございます。さらに商工会では、みまたん創業スクールを開催し、創業しようという方を支援してございます。今年は、10月に全4回を開催し、15名の定員に対し12名の参加があったと伺っております。こういった事業なども活用しながら、各関係機関と協力し取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） いろいろ、こうU I Jターンの就職活動等々、商工会議所との連携の創業セミナー等々、絡めて連携していったところもあると思うんですけども、今後、三股町キャリア教育支援制度というところの活用も、ぜひ、期待したいところではあるんですけども、やはりこの支援制度の登録にさせていただくためにも、9社ないしもっと増えていただけたらなというふうにも思いますが、やっぱり企業側も日頃の経営や事業、現場等々、人手不足もある中、キャリア教育の支援のため、やっぱり出前授業という手弁当で時間を割くというところは、大変やっぱりご理解いただく必要があるのかなというふうにはすごく思いますので、そのあたりを今後、登録者数を含めて何か取り組まれることってというのはありませんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ありがとうございます。初年度の登録をしていただいた段階で、企業さんにチラシ、パンフレット、広報いたしまして、どういったことが、各小中学校でキャリア教育として行うことができるか等の聞き取りを行ったところでございます。しかし、コロナの関係でやっぱり一度途絶えてしまいまして、その後我々からPR周知がまだ行き届いていないというふうに、現在、感じてございますので、5月から5類に移行してまいりましたので、しっかり我々も、もう一度チラシ、PR等しながら各小中学校でのキャリア教育に向けての支援事業、企業を募集する活動をさらに行っていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） 企業さん向けにもやはり、この町のことというところの中でも、地元の定着の促進、若者県外流出というところも分かっている部分もあるかと思えますけれども、やっぱりさらに理解を深めていただくということも含めて、町と連携した形で取り組んでいただけたらということなんですけれども、企業のやはり魅力を伝える力を強化していくというところは、やっぱり大変重要だというふうに考えます。地域経済の活性化や地元の企業の関心も高まるということで、地元定着にも期待できると考えますし、将来やはり地元の企業に定着いただけたら、やっぱり人手不足の解消等々の一翼にもなり得るかもしれません。

そんな中、商工会など連携した形で、一体となって実践するというふうにおきまして、次の質問事項にもなるんですけども、条例の一つとして、宮崎県のほうでは制定されております中小企業振興条例というものがあります。前文では、県のほうでは、県中小企業者、関係機関、市町村、県民等含め県民総力戦で中小企業の振興を図ると、目的の第1条においては、中小企業の振興により本県経済の発展と県民生活の向上を図る、また、市町村単位でも独自で取り組んでいる

ところもあり、その中の一部としての、やはり地域経済の活性化というところも含めて、若者県外流出の抑止というところは、中小企業の発展と両輪で発揮されるものというふうには考えます。ただ、この条例という部分に関しては、やはり理念的なところというものもありますから、制定するから発揮されるというところでもないと思うんですけれども、今回、7番の通告事項におきまして、こういった産学官民という形で、連携した形で地域の魅力をもっと伝えるためにも、中小企業振興条例というものの制定について、町のお考えを、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 産学官民と連携をし、企業の魅力を伝えるため中小企業振興条例の制定について、見解はいかがでしょうかのご質問にお答えをいたします。

今、岩津議員のほうからご紹介がありましたとおり、平成25年3月に宮崎県中小企業振興条例が制定され、県内市町村では唯一日南市が平成30年6月に日南市中小企業小規模企業振興条例が制定されているようです。県は、具体的な事業として令和4年度の実績において、まちづくりを担う商店街のリーダー育成研修の開催や、工業高校とものづくり企業、ICT企業が協働でものづくり等を実践し、発表する次世代人財、じんざいのざいというのは財という字が使われています。次世代人財協働実践プログラムの実施など多彩な事業を展開しております。

本町の地元企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本町経済の発展と町民生活の向上に大きく寄与しているものと思います。次代を担う子供たちの地元定着の促進は、町としても喫緊の課題であり、地元企業の魅力を子供たちや若者に伝えていくことは、重要な取組であると考えております。

まずは、先ほど議員からご指摘いただきましたとおり、三股町キャリア教育支援制度の活用事例を積み重ねながら、関係機関の皆様と協議を重ね、条例制定も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ご答弁ありがとうございます。そんな中、この中小企業振興条例、日南市さんのほうでも条例を制定し、取り組まれている、活動しているというところの答弁をいただきました。

また、その他の事例として、提供差し上げている資料の最後のページになります。田川市というところがありまして、福岡県の中央部に位置する市になります。人口は、今現在、4万5,000人ほど、面積は54平方キロメートル。かつては10万人以上を超えていた人口規模の市であって、昔は炭鉱が活発だった市であったというふうに聞いております。閉山とともに、見る見る人口は減少し4万5,000人ほどまで減少した市にもなります。

実際、私も、とある団体と含めて訪問をいたしました。これからの地方においての人口減少が、やはり淘汰されていく中で、すごく感慨深いものとした取組として提供差し上げている資料の中で、田川市の中小企業振興ビジョン2019です。こういった様々ですね、諸団体等と地域の活動というのは行っているんですけども、その点と点というものを輪にしたようなビジョンであり、キャリア教育も含めて、この図示に関連する以外でも約十数団体含めた振興会議等々が行われており、町の将来に向けて様々な議論を行われていました。

ここに、この参画する団体というのがすごく多くて、例を挙げると、教育関係者や行政、同友会など等の経済等団体、商工会議所、青年会議所等とも含めなんですけども、地域の人たちでいうと民生児童委員や、またその他、銀行、農業協同組合等のJA、あとは大学・高校、その他民間企業複数社、その他商店街の振興組合等々、様々な多種多様の立場の方々が一同に集まり、将来に向けて事業を展開していたり、若者に魅力を伝えるために取り組んでいくことを開示して、活動しているというふうな様子でありました。

やはりすごく、このもともと10万人あった町が、4万5,000人まで落ちるというところに対して、やはりかなり、こう危機感を感じていたというところは、田川市の中でもすごく考えられていたようでして、今回この中小企業振興条例というものを制定した後に、やはりこの街のことの活性化をみんなで考えていくというふうな形の取組を実践されている様子でした。そんな中、やはり地元企業も事業承継の問題等もあります。次世代のバトンにつなげていくためにも、やっぱり様々なことを考えていくべきだというふうなこともあります。

そして、三股町においては、今後じゃあ児童生徒がどれぐらい、この県域に残ってくれるのか、また、就業に就いたのかというところも、これからもしかしたら検証する必要などもあるかもしれませんし、町としても地元定着促進を県域企業含め教育委員会等々関係者共々お考えいただきたいなというふうに考えます。

また、今回地域経済や人的資源も含めた循環の重要性もキャリア教育の観点とともに深めていただいき、また、この隣の都城市も、この三者協定とともに、この中小企業振興条例という制定に向けては、動かれているというふうなことを聞いております。

あくまで申し上げたとおり、理念的な条例なので条例を制定するだけでは大きく変わらない部分もあるかと思うんですけども、やはり産学官民、いわゆる産業界、民間のご理解とともに、やはりその産業界、民間の方々の主体的な活動もやっぱり必要になってくるかと思うんですけども、官民連携といった部分においては、この三股町も、今後のほかの事業においても大変重要な部分となってくるのではないかなというふうに思います。

この中小企業振興条例について、ちょっと町長の見解も少しお尋ねいただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町においても、今まで人口がこう増えてきましたけれども、これからは人口減少、そしてまた、生産年齢人口も減っていくという状況で、いかにやはり、この子供たちを地元定着させていくか非常に重要な課題かなというふうに思います。

その中ではやはり、先ほどからお話がありますように、やはりこの行政のほうと、また、教育関係のほう、そしてまた、商工会を含めて産業界と色々な連携を取りながら、このキャリア教育含め取組を強化する必要があるかなというふうに思います。

そういう中で、この田川市の例がありましたけれども、本町の中で地方創生の総合戦略会議とこのを持っていきますので、そこにやはり産学界、そしてまた、色々な産業の方々の、農協を含めて、いらっしゃいますので、そういう中でこの取組、キャリア教育もそうですけれども、この振興条例含めていろいろと勉強し、研究して取組につなげていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 岩津議員。

○議員（1番 岩津 良君） ありがとうございます。地元定着促進とUターン促進と、その中小企業の振興や経営基盤の確立というものは、やはり両輪であると私は捉えます。教育委員会とともに、連携とともに、三股町のどれくらい定着していったのか、やはり検証する必要があるのではないかなというふうに思います。PDCを回しながら、今後、その人口減少に向けて実践していき、やはり人口減少、若者流出を抑止できる取組としてやっぱり中小企業、民間の力も活用して、今後取り組んでいっていただけたらというふうに思います。

一応これで、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（指宿 秋廣君） 暫時休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位10番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 引き続きお願いします。ちょっと途中が空きましたから、何ですが、今、やっていることは公に公認された見どころ、指定文化財とか重要建造物とか指定樹木とか、そういうような見どころ、いわゆる三股の魅力ですね。そういうものが公認されたところであれば、より力を入れてこの宣伝することもできるし、町内の町が出すいろんなものにもそれを

掲載することができる。そして、先ほども取り上げましたけども、サイクルマップのほうにもちやんとこう見どころとしてね、出せるんじゃないかなと思いますし、観光面でも役に立つんじゃないかなと思って、いわゆる公の裏づけというものをお願いしたいと思って、文化財とかこういうものをお願いしたところでありました。

この木につきましては、先ほど、はあとな木18本とありました。通告してないですけども、はあとな木18本を選ぶ場合に、何本ぐらいあったか分かりませんね、はい。私が4本出しまして、3本認められたんですが、この私も4本出すときに4本について、その付近の人の話をいろいろ聞いて思い込みがある、思い出がある、思い出があるというようなものを出したわけなんですけれども、大体が高度経済成長期以前、地域社会というのは地域内の結びつきが非常に強くて、自然物ですね、木とか川とかいろんなものに思い出があって、そういういわゆる、はあとな木というのが紹介いただけたんですね。そういう方々が、もう間もなく、もう何ですかね、寿命を迎えになるような時代となっていますので、できたらこういう、はあとな木というものが第1回目18本、第2回目でどうのこうのとか、そういうのをこう増やしていただいて、公が公認する見どころの一つにこう加えていただくとありがたいと思いますけれども、そういうことについては、通告してないですけど、どんなものでしょうか。やる計画の中に、入れ込んでもいいなど思われるかどうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 括弧の2番ということでよろしいですか。

○議員（8番 楠原 更三君） そうです、そうです。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） ご提案ありがとうございます。私どもとしまして、三股町景観まちづくり計画を策定しまして、今、町の景観の向上に向けて様々な取組を進めておりますので、今、言われたようなことも一つの取組として、今後の検討に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） この3番につきましては、本当は最後のこれを言いたいがために、つけたやつなんですけども、2番に町内の都市公園内にある危険な状態の古木、これものすごい気になるんですが、例えば私、最初に思ったのが、早馬公園の桜なんです。それから、シイノキとかクスノキとか大風が吹いた後に、結構大きなものが落ちているんですね。そういうようなものが、ほかにもあるんじゃないかなと思って、イチョウだとか、旭ヶ丘とかあちこち回ると、やはりかなり、こう古木になって心配なものが目につくんですけども、こういうような古木に対しての対応というのは、何か予定があるんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 町内の都市公園内にある危険な状態の古木の対応はとの質問にお答えいたします。

都市公園内の古木につきましては、都市公園の建設から長い年月が経過し、大きく成長したものが多くなっております。そういう状況ですので、その維持保全に苦慮しているところでございます。また、公園に隣接する町民の皆様からは落ち葉に対する苦情も多く、季節の変わり目の時期には、草刈り等の対応と併せまして、非常に大きな負担となっているところでございます。

さらに、昨年の台風14号の通過後ですが、倒木とか折れ枝等の被害が多数発生し、その対応を行ったところでございます。

このような状況でございますので、日頃から目視での樹木の健全度を確認し、町民の皆様からの情報提供も受けながら適切に剪定等を行っており、樹木等、すみません、倒木等のおそれがある場合は、伐採も行っているところです。今年度も1本、実は公園内で伐採をした木がございます。今後とも公園利用者の安全安心を確保するため、都市公園内の古木を含めた樹木の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 古木と言ってますので、更新というものも必要になってくると思うんですね。特に、あの何です、桜でも、母智丘の桜並木もだんだんと更新が、今、進んでますよね。それと同じように、この三股も花と緑と水のまちで、その花の一つは桜だと認識しているわけですがけれども、その更新の時期に、あちこち更新の時期になってきてるんじゃないかなと思うんですねけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先ほど更新というお話がございましたが、例えば今年度、1本樹木を伐採したというお話をしましたが、そちらに当たっては実際には公園の中ですから、何本も木があって、周りも非常にこう大きく育っている状況でして、今回伐採したその1本を伐採したところで、その公園の緑として不足するという状況ではなかったことから、伐採だけということに留まりました。ただ、これがまとめて伐採をしなければいけないとか、大きく公園としての質を損なうような樹木の伐採とか、必要になった場合は必要に応じて、今、お話になったような更新とか、そういったことも考えなければいけないと思っております。現在のところ計画的に、この公園を更新するとか、樹木の更新をするとか、そういった計画はございません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ありがとうございます。とにかく、枝葉が葉っぱは別にして枝が折れて、その下に不幸にも人がいた場合、それが一番心配されます。目視でやるのが精いっぱいだと思いますけれども、できるだけまめに見ていただいて、都市公園で遊ぶ子供たちたくさん放課後とかには居ますので、事故が起こることがないように、事前の管理をよろしく願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、一般質問の全てを終了をいたします。

日程第4. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） これより日程第4、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された第69号以外の全ての案件に対しての質疑であります。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようにご注意をお願いします。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） よろしいですか。質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第5. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審議日程を協議の上、本日中に事務局に提出くださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時03分休憩

[全員協議会]

午後 3 時03分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時04分散会

議事日程(第5号)

令和5年12月15日 午前10時00分開議

日程第1 発議第3号の取り扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの
12議案)

日程第4 討論・採決(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号ま
での12議案)

追加日程第1 発議第3号について

追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第3号)

日程第5 三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長報告

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 発議第3号の取り扱いについて

日程第2 常任委員長報告

日程第3 質疑(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの
12議案)

日程第4 討論・採決(議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号ま
での12議案)

追加日程第1 発議第3号について

追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第3号)

日程第5 三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長報告

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	渡具知 実君
会計課長補佐	竹村 恵美君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 発議第3号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、発議第3号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月27日に議会運営委員会を開催し、本日追加提案されます発議第3号の取り扱いについて協議をいたしました。

本件の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、発議第3号は委員会付託を省略し、既に提案されている議案全てを終了後、日程を追加し、全体審議で処置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加提案されます発議第3号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で処置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。

よって、本日追加提案されます発議第3号については、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） それでは、総務産業常任委員会の審査結果を報告いたします。当委員会に付託された案件は6件です。

まず、議案第65号「専決処分した事件の報告及び承認について」。

本案は、工期を11月14日とした令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事中に、屋上の既存の防水槽の著しい劣化が10月20日に確認され、防水補修工事を追加することになり、工事請負契約の変更が必要となったため、10月30日に専決処分したという事件の報告です。

防水槽の著しい劣化による雨漏りなどの事前の被害報告はなかったとの説明がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第68号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、この2つは関連がありますので、一括して報告します。

この2つの議案は、民間給与との格差を是正するためという人事院勧告を受けて条例の一部を改正する条例です。特に議案第67号は、若年層の職員に重点を置いた月齢級の改定を含んだものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第74号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」。

本案は、4月の人事異動と人事院勧告による1名分の増減額を補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」。

本案は、人事院勧告を受けて3名分の増額を補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号「国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託の廃止について」。

本案は、三股町と都城市との国営造成施設管理体制整備促進事業管理体制整備型の事務の委託が令和6年2月29日をもって終了することを受けて、廃止されるものです。

廃止に伴い、今後は都城市山田町に事業所を置く都城盆地土地改良区が事業主体となることでした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上が審査結果の報告です。

なお、昨年9月の台風14号で被害を受けた福留用水路水路橋と上米公園南側斜面の復旧工事進捗状況視察を行いました。福留用水路の水道橋の復旧工事は後期があと3か月となりましたが、被害の大きさを今でも感じ取ることができました。

次に、上米公園南側の復旧工事では急勾配な斜面の緑化に適したテンサー工法が採用されているという説明を受けました。

台風14号の被害の爪痕は町内各地でまだ見られます。各地の復旧工事が一日も早く終わるように、今後も注視していきたいと思っています。

また、環境学習公園となっているエコフィールドの視察を行いました。エコフィールドは環境

学習のための整備が既に行われており、SDGsの理解を深めるためにもエコフィールドの今後の活用を期待したいとの意見が出されました。

以上で、総務産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いをいたします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは文教厚生常任委員会の報告を行います。去る12月11日10時より委員会を開催いたしました。付託されました議案は議案第66号、以下4議案であります。

まず、議案第66号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

本案は、国民健康保険被保険者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を軽減するもので、その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月相当分を減額するものです。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について報告いたします。

本案は、既定の予算に233万2,000円を補正するもので、人事院勧告に伴う人件費と、産前産後保険料免除措置の措置に関わるシステム改修及びQRコード対応のためのシステム改修が主なものです。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」について。

本案は、既定の予算に117万4,000円を補正するもので、人事院勧告に伴う人件費増及び人事院異動に伴う人件費の減額、葬祭費の見込み増が主なものです。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第73号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について。

本案は、既定の予算に368万円を補正するもので、人事院勧告に伴う人件費増及び保険料の滞納繰越、普通徴収分の増、介護保険システム改修費が主なものです。

運営協議会について、居宅介護サービス及び施設介護サービス等について、また時間外手当について質疑応答がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。

一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） 一般会計予算決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第70号、議案第77号の2件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第70号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について。

本案は、人事院勧告及び各種事業の変更決定、実績見込みなどを当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての所要の補正措置を行うもので、各課より議案についての説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第7号）」について。

本案は、国の補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等について、所要の補正措置を行うものです。

審議の過程で、以下の質問が出ました。

現在、中学校給食費は一般会計とふるさと納税での予算が決まっているのに、今回の重点支援地方交付金を使うのはおかしいのではないかと、ほかに使うべきではないかとの質問が出ました。

担当課からは、緊急だったため、既存の政策に充てました、残りは繰越しができるため、検討して介護サービス事業や施設等にも支援を考えますとの回答がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

**日程第3. 質疑（議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの
12議案）**

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結しま

す。

日程第4. 討論・採決（議案第65号から議案第68号及び議案第70号から議案第77号までの12議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第65号「専決処分した事件の報告及び承認について（工事請負契約の変更について（令和5年度宮村小学校管理教室棟外壁改修工事））」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務産業常任委員長報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり承認されました。

議案第66号「三股町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第72号「令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「令和5年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「令和5年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として

討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」の事務の委託の廃止について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 議案第77号について、反対の立場で討論させていただきます。

本議案の内訳に三股町子育て世帯支援で中学校給食費負担軽減とありますが、この事業は既に予算化されているわけです。財源は確保されているのに、今回の重点支援地方交付金を利用するというのは、国の意向と違うのではないかと考えます。

重点支援地方交付金を効果的に活用し、物価高騰から町民の生活を守り、経済の着実な回復を図るため、具体的な取組を最大限に反映した対策を策定することが国の意向だと考えます。

介護サービス及び障害福祉サービス事業等に対して、利用者への安定的なサービス提供が継続できるように運営経費の一部を助成する、または小さい子どもさんがいる家庭では食材費や電気代、ガソリン代の高騰でかなり苦しい生活となっています。

そこで小学校の給食費の一部を助成するなど、まだまだ検討が必要と考えます。政府が決定し

たデフレ完全脱却のための総合経済対策なので、町民の実情に合わせてきめ細かな支援策を検討する必要があると考えます。

以上、反対討論を討論とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま反対討論でしたので、次は賛成討論の発言を許します。次に反対討論の発言を許します。上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 議案第77号について、反対の立場より討論させていただきます。

議案第77号一般会計補正予算に関して、一昨日行われた予算決算常任委員会で行われた決議におきまして、私自身釈然としない気持ちを抱えつつも一言も何も言葉を発せず、結果賛成の立場に立っておりました。

しかし、委員会が終了した後にこの内容を再度振り返り熟考した結果、やはりこの議案に対して反対の立場を取らせていただくことといたしました。委員会で決定した態度を覆すことは、厳粛な議会の中で大変軽率な態度であることは承知しております。

そのことに関して議員と執行部の皆さんに対して、深くおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございません。

変更の経緯につきましては、予算決算委員会の際に企画商工課長からの説明にて当臨時交付金が今年度までに使い切らなければいけなかったため、というふうな説明があったことだけを、私を受け止め、その後の繰越しができるという説明を飛ばしておりましたので、その言葉を振り返って訂正、私自身の意見を訂正する必要があると思いついた次第です。

改めて反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、昨今の物価の高騰に重点的に対応し、住民の支援に充てられるべき交付金だと思います。

歳出の6項目のうち2項目、1つ目は教育費のうち学校給食費と2つ目は児童福祉費のうち保育料に関して納得がいきません。中学校の給食費無償化と保育料第1子の無償化の双方の目的は子育て支援施策の一環であり、我が町のPR効果を狙ったもので、移住定住策を選択する動機にしてもらいたいということだったと思います。

そしてそれは、一般財源から捻出するべく予算計上をされていたと思います。

今回の補正予算は国からの臨時的な交付金を元から出す予定だった一般財源に差し戻すだけで、町民への物価対策支援にはつながっていないのではないかと思います。

企画商工課長からは交付金が出された当初は次年度に繰越しができないと聞かされていたため、今年度で使い切る必要があると考え既存の事業に当てざるを得なかった。しかし、後になってやはり繰越しができると聞かされたために、残りの交付金については来年度新たに考えていきたいとおっしゃったと思います。

繰越しができるのなら、申しあげました2項目分だけでも繰り越して新規事業として、この物価高騰で苦しんでいる町民や福祉事業所、商工業者等の支援に充てるような施策を検討するべきだと思います。

以上、私からの反対討論といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、報告では全会一致でありましたけれどもご異議があるようですので、起立により採決いたします。

議案第77号は、常任委員長報告の一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（指宿 秋廣君） 起立多数であります。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第3号について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第一、発議第3号を議題とします。発議第3号「三股町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、発議第3号「三股町議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

現行の本条例において、ハラスメントの事実確認等を行う審査機関を、本会議において懲罰動議が出された際に設置される懲罰特別委員会と規定しており、議会閉会中の審査に支障を来すことが考えられるため、ハラスメント根絶条例に基づく審査会と名称を改めるなど所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第3号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

発議第3号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5. 三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長報告を行います。
調査特別委員長。

〔三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長（西村 尚彦君） それでは、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の報告を行います。

この特別委員会の設置目的ですが、ご承知のとおり、所管課である企画商工課をはじめとした当局への事情聴取、現地や先進地の視察、商工会などの関係団体の代表者等を参考人として招致し、意見を聴取するなど本事業についての調査研究を行い、町民の視点に立った判断を行うために情報等を収集することを目的としておりました。

それでは続きまして、設置からこれまでの経緯について、簡単にご報告したいと思います。それぞれの会の調査内容資料議事録については各議員お持ちだと思いますのでその概要についてのみ報告したいと思います。

まず、令和4年10月27日、令和4年第9回の三股町議会定例会におきまして、全議員を構成委員とする本調査特別委員会を設置しております。

その後、第1回調査特別委員会を令和4年11月17日に行いまして、都合今年の8月25日が第10回の調査特別委員会となっております。

合計10回、委員会を開催しておりまして、その間に令和5年8月17日、18日には高千穂町議会との意見交換を行っております。

そして、今議会令和5年第5回12月定例会12月1日の全員協議会において、初期の目的を達成したということで、全会一致で終了することを決定しております。

それでは各調査委員会の概要について、ご報告を申し上げたいと思います。

まず第1回の調査委員会ですが、第1回は運営方針の説明・協議、そして企画商工課よりまち

づくり基本条例の解説、交流拠点施設整備の基本構想策定方針、並びに基本構想について説明を受けております。

第2回の調査特別委員会におきましては、やはり企画商工課より交流拠点施設整備事業の基本計画の概要の説明を受けております。また各審議会における各委員からの発言等の抜粋についても説明を受けております。

続きまして、第3回調査委員会につきましては、国の方針、市街地整備の在り方及び都市再生整備計画事業、都市構造再編集中支援事業等について報告を受けております。また、官民連携事業PPPについて企画商工課より報告を受けております。

続きまして、第4回調査特別委員会におきましては官民連携について勉強を行うということで、国土交通省PPPサポーター天米さんを講師といたしまして、官民連携で進める公共施設マネジメント、多様化する官民連携手法という題で講義を受けております。

同じく第5回の調査特別委員会におきましても、続きまして天米さんよりPFI事業について、三股町が進める官民連携事業、地域密着型官民連携スキームについて、勉強を行っております。

続きまして、第6回調査委員会におきましては、企画商工課より令和5年度の交流拠点施設整備事業関連予算について、また貸付金の使途内容等について説明を受けております。

それから、三股町とまちづくり合同会社みまたとの開発に関する協定書案について、また合同会社の組織体制及び意思決定の仕組みについて、財源及び事業費の想定について説明を受けております。

続きまして、第7回の調査特別委員会におきましては、独自の勉強会といたしましてPFI事業を断念した事例、または国のPFI事業を会計検査院が調査した結果、それからPFI事業契約の中途解約、滋賀県の野洲市と愛知県の西尾市の事例を基に勉強会を行っております。また西尾市のPFI事業につきましては、PFI契約解除後のてんまつ等についても勉強を行っております。それと高千穂鉄道跡地公園化基本計画につきまして、広報議会だより等で独自勉強調査を行っております。

第8回の調査委員会におきましては、企画商工課より補助事業のスケジュール等について説明を受けております。

第9回調査委員会におきましては、商工会との意見交換ということで商工会長を筆頭に数名出てきていただきまして、商工会における交流拠点施設整備事業に係る活動経過の報告及びプレゼンテーション等を行い意見交換を行っております。

そして、最後の第10回なんですけど、9月議会に向けた方針転換の経緯、あと地域密着型官民連携による交流拠点施設整備事業の実現に向けた対話型市場調査の結果について報告を受けております。

そして、最後にですが、高千穂町議会との意見交換について参加できなかった委員もいらっしゃると思いますので簡単に報告を行いたいと思います。

令和5年8月17日と18日、高千穂町議会の高千穂鉄道跡地公園化に関する特別委員会のメンバーと意見交換を行いました。まずお互いの町の共通点が3つあります。

1つ目は、本年3月議会においてそれぞれの町の事業の関連予算が否決されたということ、2つ目は、現在どちらの議会も特別委員会を設置し調査研究を行っていること、そして3つ目は、どちらの町の事業手法もPFI事業を行うということです。

まず高千穂町の概要についてですが、高千穂町におきましては令和2年度より高千穂鉄道跡地公園化基本構想策定に取り組み、さらに令和3年度から基本計画、基本設計、民間力導入可能調査などを行い、令和5年1月に議会全員協議会においてその説明を受けたということです。

整備期間が6年、維持管理運営期間が30年の36年の計画で、事業費につきましては従来町が行う直接事業で行うと99億6,900円余り、これをPFI事業で行うと54億4,300万余りになると。そして営業開始から9年後には黒字化する見込みで、町としてはPFI方式で進める方針であるということでした。その後2月には町内6か所で町民説明会が行われたそうですが、多くの不安の声や戸惑いの声、住民投票を求める声などが上がったそうです。

そして3月議会に関連予算が提案されましたが、町民の理解が不十分である、このまま推進すると町が二分してしまう、優先すべき事業はほかにあるなどの意見が出され否決されております。

同時に特別委員会も設置され、現在も調査、研究中だということです。

特別委員会の経過報告として4つの課題が出ております。

まず1つ目、投資金額は巨額、2つ目、事業期間が長い、3つ目、将来世代の負担が大きくなる、4つ目、優先度の高い事業がほかにある、がまとめられており、今後は議会報告会などで町民の意見も取りまとめ、特別委員会として町へ提言を行う予定としているということです。

町としては、高千穂町ですが公園化をせずに現状を維持するにしてもあるいは解体するにしても多額の一般財源が必要になるということで、公園化をし収入を得て高千穂鉄道を維持していきたいという考えだということです。

次に、三股町の事業の概要について説明を行い、その後、お互いの事業に関して活発な質疑応答、またそれぞれの事業に関する各委員の個人的な見解なども含め、様々な意見が交わされました。

どちらの委員も多額の投資に対する不安や、将来の町の財政状況に対する不安等が共通するところであると感じたところです。

以上で、高千穂町議会との意見交換の報告を終わりたいと思います。

最後になりますが、1年以上にわたり委員会を行ってきましたが、委員会運営等にご協力いただ

いた各委員の皆様にご挨拶を申し上げます。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（指宿 秋廣君） ただいまの交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の委員長報告は、会議規則第76号に基づく報告でありますので、本日をもって本委員会としての調査を終了いたします。

日程第6. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、今定例会閉会后議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決定いたしました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期、日程等の運営に関する事

項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び調査を認めることに決定いたしました。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、研修等にそれぞれ議員を派遣したいとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。

お諮りします。今期定例会において議決案件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時48分休憩

〔全員協議会〕

午前10時49分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和5年度

第5回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 上西 雅子

署名議員 楠原 更三